

創立80周年 記念誌

道しるべ



令和4年12月16日発行

一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会

目次

| | | | | |
|-----------------------------------|------|--------|-------|----|
| 1. 80周年記念誌「道しるべ」発行に当たって | | | | |
| | 会長 | 佐々木 実 | | 4 |
| 2. 温故知新一昔を振り返って | | | | 5 |
| 歴代会長と主な歩み | 元理事長 | 石川 文治 | | 5 |
| 全鍼連の発足 | | | | 7 |
| 東北鍼灸マッサージ連盟の発足 | | | | 7 |
| 3. 岩手県師会のあゆみ | | | | 8 |
| 視覚支援学校 | | | | 8 |
| 本会の沿革 | | | | 8 |
| 本会の新・旧会旗 | | | | 13 |
| 本会の法人印 | | | | 13 |
| 県師会情報 | | | | 13 |
| 各種研修会 | | | | 17 |
| 学術研修会記録 | | | | 17 |
| 保険部・青年部共催研修会 | | | | 23 |
| 東洋療法試験財団認定生涯研修会 | | | | 25 |
| 鍼灸マッサージ県民公開セミナー | | | | 45 |
| 鍼師、灸師、マッサージ師免許証 | | | | 47 |
| 各種証明書 | | | | 48 |
| 海外研修生を迎える-佐々木みかさん | | | | 48 |
| 4. 災害とボランティア | | | | 49 |
| 東日本大震災ボランティア | | | | 49 |
| 岩手県師会避難所 鍼、マッサージボランティア内訳 | | | | 50 |
| 釜石市小川地区高齢者サポートセンター鍼灸マッサージボランティア集計 | | | | 54 |
| 鍼・灸・マッサージボランティア実施留意事項 | | | | 61 |
| 東日本大震災を体験して | 会長 | 佐々木 実 | | 62 |
| 新型コロナ感染拡大防止対策ガイドライン | | | | 64 |
| コロナ禍の業界活動 | | | | 64 |
| 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン（第五版） | | | | 66 |
| 障害者国体ボランティア | | | | 69 |
| 第16回全国障害者スポーツ大会、希望郷いわて大会 | | | | |
| コンディショニングルームボランティア | 会長 | 佐々木 実 | | 69 |
| 希望郷いわて、コンディショニングルームを担当して | | | | |
| | 奥州支部 | 千葉 芳生 | | 70 |
| 雫石と盛岡会場を担当して | 盛岡支部 | 米澤 真奈美 | | 71 |
| コンディショニングルーム体験文 | 奥州支部 | 高橋 悠介 | | 72 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 全国障害者スポーツ岩手大会コンディショニンググループ施術者割り振り | 73 |
| コンディショニンググループ開設時間一覧表 | 74 |
| 希望郷いわて大会の開会式を観覧して 会長 佐々木 実 | 75 |
| 一関国際ハーフマラソン大会ボランティア | |
| 一関支部長 館下 正則 | 76 |
| 第35回一関国際ハーフマラソン大会マッサージボランティアに参加して | |
| 盛岡支部 高橋 康浩 | 76 |
| 5. 歴代理事長・会長、役員名簿 | 77 |
| 歴代会長・理事長一覧 | 77 |
| 歴代役員名簿 | 78 |
| 6. 会員の推移 | 82 |
| 年度別会員数 | 82 |
| 7. 表彰者一覧 | 83 |
| 各種表彰者名簿 | 83 |
| 8. 総会開催地一覧 | 87 |
| 年度別総会開催地 | 87 |
| 9. 全鍼代議員会出席者一覧 | 89 |
| 全鍼代議員総会等出席者名簿 | 89 |
| 10. 東鍼連岩手大会 | 90 |
| 東鍼連岩手大会開催地一覧 | 90 |
| 平成29年度第40回東鍼連学術大会並びに | |
| 第70回代議員総会岩手大会プログラム | 91 |
| 11. 記念式典関係 | 94 |
| 記念式典関係行事一覧 | 94 |
| 一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会設立記念式典 | |
| 式辞 会長 佐々木 実 | 97 |
| 一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会法人認可40周年記念式典 | 97 |
| 一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会創立80周年記念式典 | |
| 80周年記念式典式辞 会長 佐々木 実 | 100 |
| 12. 各支部記念誌 | 101 |
| 盛岡支部50周年記念誌より | 101 |
| 奥州支部100周年記念資料より | 105 |
| 一関支部100周年記念資料より | 108 |
| 二戸支部の歴史 | 113 |
| 13. 定款、規定集 | 116 |
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 定款 | 116 |
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 運営規定 | 122 |
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 会費及び入会金規則 | 126 |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------|-------|-----|
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 | 慶弔規則 | | 126 |
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 | 選挙管理規則 | | 127 |
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 | 表彰規則 | | 127 |
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 | 役員報酬 | | |
| | 並びに事務所借受費旅費及び日当手当てに関する規則 | | 126 |
| 学生会員に関する申し合わせ | | | 128 |
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 | 災害支援マニュアル | ... | 128 |
| 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 | 危機管理基本規程 | | 135 |
| 社団法人 岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会 | 定款（旧） | | 138 |
| 社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 | 運営規定（旧） | | 142 |
| 岩手県鍼灸マッサージ保険協会 | 会則 | | 144 |
| 14. 編集後記 | | | 145 |
| | 編集人 佐藤 明 | | |

1. 80周年記念誌「道しるべ」発行に当たって



一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会
会長 佐々木 実

一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会の前身「岩手県鍼灸按摩・マッサージ師連合会」は、戦時下の昭和16年12月16日に県内各地に点在していた鍼灸マッサージの会を一つにまとめて誕生いたしました。

それから80年、この後の「温故知新」に記されてありますように色々な出来事を経て現在に至っております。

私がこの会に入会したのは平成3年です。その年は、あはき免許が国家資格免許に格上げされる指定講習会が盛んに行われ希望に満ちた年でもありました。

ところが、私が平成12年に県の理事に初めて就任した年、鍼灸学校が19条の枠から外れて自由化され、また、病院においては、マッサージの点数が無きに等しくされ病院マッサージ師の就職が困難となっていました。日本経済の低迷や無免許者の横行が目立ち始め業界は苦難の道を歩み始めていました。

それに加えて、私が会長となった翌年、平成23年には東日本大震災が発生し、津波により家や治療所を流される会員が出、会の創立当初からの資料も海の藻屑と消えてしまいました。

そんな悲しみの中でも、当会は全国の仲間からの応援や義援金を受け何とか立ち直り、大津波被災から2週間と経たない内に、沿岸避難所での鍼灸マッサージボランティア活動を始めました。それは全国に先駆けて、しかも被災県でありながらと称賛を浴びました。

平成25年には、国の法人法改正に伴い5年間の準備期間を経て一般社団へと移行完了いたしました。定款や運営規定、各種規則の作成、法人移行のための財産処理や申請書類や登記手続きなど、仕事の合間を見ては県の保健医療課や税理士、司法書士との連絡に明け暮れたことを懐かしく思い出します。

低迷するあはき業回復のため、学術研修に力を入れ毎年学術研修会を開催。会員間の情報交換や共有を密にするために、著しく進むメールやネットを利用しての県師会情報の送信など、新しい試みも全国に先駆けて開始しました。

平成31年からは、保険受領委任払いもスタートし、保険による鍼灸マッサージ治療への期待も高まって参りました。

その最中、令和2年、世界的に新型コロナウイルスが蔓延し、往療施術やホテル、温泉場での仕事が急減し業界全体の衰退を余儀なくされています。当会80周年記念式典も令和3年に行う予定でしたがコロナ蔓延のため出来ず、令和4年5月8日に延期することとなりました。

私が入会してからこれまでを振り返ると、業界は時代や災害の大きな波にもまれ続けっぱなしです。しかしながら、諸先輩方が様々な苦難を乗り越えて会を維持し業を発展させて来たことを思うにつけ、私たちもこれからを見据えてしっかりと物事に対処していかなければならないと思っています。

さて、良いニュースを二つ。来年令和5年10月22日、23日には全鍼師会の第22回東洋療法推進大会が岩手県で行われることと決まりました。全国の業友が盛岡に集合いたします。

また、令和6年7月7日、8日には花巻市で東北鍼灸マッサージ師会連合会の大会が行われることになっています。どちらも当会の力を結集して成功に導かなければなりません。コロナの収束と合わせて大会が盛大に開催されることを切望しております。

結びに、当会で記念誌を出すのは初めてです。東日本大震災で流された過去の資料を復活させるとともに、このままにしておけばやがて消えてなくなってしまう諸々の活動記録や資料をまとめて残したいと取り掛かった記念誌です。

「これを見れば昔のことは分かる」という記念誌にしたいと、3年がかりで失われた資料の復活や先輩方からの証言を頼りに発刊にこぎつけました。

ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げ「今日の努力が明るい明日を拓く」、そんな思いで、皆で力を合わせて頑張ってください。

2. 温故知新一昔を振り返って

◆歴代会長と主な歩み

元理事長 石川 文治

昭和13年3月、大阪の関西鍼灸学院を卒業し、その5月、胆江(たんこう)師会を通し岩手県鍼灸按摩マッサージ同盟会に人会。昭和16年戦時下、県全体を網羅する新団体結成のため、上記同盟会を解散し、昭和16年12月16日、岩手県教育会館に於いて時の岩手県衛生課長、竹内守之輔氏を会長として岩手県鍼灸按摩マッサージ師会連合会を発足した。

当時は、強制組合であったばかりでなく物資統制のため消毒薬、脱脂綿、白衣等は団体のルートを通して配給されていました。この会を発足する準備委員のメンバーとして山本近(ちかし)、蝦名三太(えびなさんた)、大沢正太郎(おおさわしょうたろう)、田村仙左衛門(たむらせんざえもん)、瀬川勝次(せがわかつじ)氏が活躍されました。

二代目は、柴内魁三先生(盲学校長)で、先生は元軍人で、戦時中昭和18年より21年11月まで務められ、当時、免許鑑札となっていたのを当局に申請して、昭和18年8月9日付で免許証と書替えられ交付されました。先生の挨拶とかお話は、尊敬と感激の中に伺ったものでした。

三代目は、吉家松寿(きつかまつじゅ)氏(一関)がなられ、昭和21年11月から25年まで務められました。

昭和22年、鍼灸按摩マッサージ師への禁止要望が占領軍より出され、この撤回連動に全業友並びに鍼灸を学術的に研究されていた板倉武博士等の働きで存続となり、遂に昭和22年12月20日、法律第217号、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律となって公布されました。

この法律の施行に伴い、2つのことをしなければいけなくなり、その1つは、業務届提出で昭和

23年3月31日迄に手続きをしなければ、持っている免許がだめになると言うので、会員はもとより会員外の業者まで取扱いをしました。又、この法律施行当時、就業中の人達のため3回に亘って臨時試験が行われ、多数の方が資格を得られました。

その2は、業者の再教育のことです。この法律に沿う様、日本鍼灸マッサージ師会連盟では鍼灸按摩師再教育講師養成講習会を厚生省後援のもと、昭和23年9月12日より26日迄15日間、東京都北多摩郡小金井町の浴思館で開催され、岩手より吉家会長と山本近氏、石川文治、佐々木ヨシエ氏と4人参加し、全国より170名の参加で受講し、帰県後盛岡と水沢の2会場で伝達講習会を開催致しました。

第四代は、藤井初太郎氏(花巻)がなられ、昭和26年から27年迄つとめられましたが、病気のため休養致しました。小生も26年5月21日、県の理事に選任されました。

第五代として石川圓作氏(胆江)がなり、昭和28年から31年まで二期つとめられ、小生も29年5月より常務理事となり、会長の地元に在り会長を補佐する。又、30年頃より岩手県鍼灸マッサージ師会連合会の機関誌として、岩手の三療を山本近先生が編集人となり、特に先生は平方鍼法を取り入れ、リンパの流れを良くする手法を実施され会員の人達も勉強し、学術が一挙に盛り上がった時代でした。

第六代として山本近氏(盛岡)がなり、昭和32年から36年7月まで就任され、上記の学術の振興に尽くされました。昭和34年4月より、岩手県鍼灸按摩マッサージ師会々員と岩手県鍼灸師会々員中の保険取扱いを希望する有志が集まって岩手県保険鍼灸マッサージ師会をつくり、三浦一良氏が会長をつとめられた。山本先生は東京へ転任されました。

第七代は管野長治氏(盲学校教諭)がなられ、昭和36年7月から48年まで13年間に亘り温和な人徳により会を運営されました。この間、昭和41年11月8日、盛岡にあん摩等養成施設設置の計画を知り全会員の強力な支持、並びに関係団体に呼び掛け、全国的規模で猛烈な反対運動を展開して阻止されました。

第八代は石川文治(胆江)がなり、昭和49年から62年まで努めさせて頂きました。この間特筆すべきことは法人の認可を頂いたことでした。

昭和52年7月16日、東鍼連総会が秋田の湯瀬(ゆぜ)温泉であり、岩根(いわね)全鍼連会長より急いで法人にするようお話があった。同月26日、県環境保健部医薬課に渋川副会長と二人で担当官の法貴(ほうき)主事、千葉主事に指導をいただき定款例を持ち帰った。8月5日(社)宮城県鍼灸按摩マッサージ会の申請書類のコピーが送られて来て参考にする。

昭和53年3月12日、盛岡市政経ビルで社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会設立総会を開催、出席80名満場一致で承認される。7月26日、書類がそろって文書課に回され、8月28日、千田正岩手県知事より公益法人設立許可がおりる。理事長石川文治、副理事長畠山忠司ちゅうじ)、渋川澄意(すみい)、越本政男(こしもとまさお)、常務理事下佐征昭、三沢五郎、山本ミヤ、四戸文男、中村哲夫、猪ノ口富蔵氏。

次に、保険師会について昭和49年12月7日に日本保険鍼灸マッサージ連盟が中央に結成され、岩手では昭和34年に結成された岩保会を改組して新たに(社)岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会員46名、(社)岩手県鍼灸師会員36名の参加で昭和54年6月24日、中村岩手県知事出席のもと岩手県保険鍼灸マッサージ師会を発足して中央に連なる。

又、この間、日保連(につぼれん)の運動により労災保険を扱うことが出来るようになり、昭和57年6月28日岩手県労働基準局長と岩保会(がんぼかい)と協定が結ばれ、現在実施中ですが

医師の診断書が必要です。

又、昭和57年よりスモン患者の取扱いが協定され、医師の同意書なしで施術出来ますが、患者は年々亡くなったりして少なくなっております。

第九代目は越本政男氏(釜石)が、昭和62年より平成元年まで務められましたが、先に奥様が亡くなられ、自分も体調を崩され亡くなりました。長年副理事長として、又事業部長として活躍されました。この間、昭和62年度に岩手理容美容学校理事長鈴木義雄氏が岩手に鍼灸柔整専門学校を設立しようとしたが、業界一丸となって阻止しました。

第十代は下佐征昭氏(盲学校教諭)が、平成元年より現在に至っておりますが、昭和63年5月19日、法律第二一七号の改正案が衆議院を通過、同月25日参議院本会議で全員賛成で新法が承認され、昭和63年5月31日、法律第七十一号として公布、平成2年4月1日施行されました。これに伴って免許が国家免許となり、入学入所の資格も中卒から高卒となり修業年限が2年から3年に延長された。

又、法改正に伴う財団設立が平成2年3月28日付で認可され、東洋療法研究試験財団が設立されました。あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十一号)付則第十条の規定による厚生大臣指定講習会が実施され会員の皆様が一年間に亘り受講され修了証書を頂いております。

又、この法改正により養成施設の増設となり、岩手にも北東北鍼灸福祉専門学校が理事長土橋欣恭氏によって、岩手郡滝沢村に平成11年4月より開校となりました。

60年前、会の発足当時より事務局として瀬川勝次先生が会をまとめてくれました。私の代になり渋川澄意(すみい)先生、下佐先生にお世話になりました。これまで多くの先生方に支えられ困難を乗り越え60周年になりました。21世紀に入り(社)岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会の益々の発展を祈ります。

(平成14年3月1日発行 会報第34号・創立60周年記念増大号より引用)

◆全鍼連の発足

終戦前、全国的な組織として、今関係と坂本系があった。

昭和21年11月3日、山形県天童市の小座間弘堂氏が呼びかけ人になり、全国鍼灸マッサージ業者大会を山形で開催した。そのため、翌22年、今関、坂本両派は発展的に解散し、同年6月19日、静岡県伊東市「止水亭」において、鍼灸マッサージ医法制定実行委員会総会が全国業者代表を集め開会。これが日本鍼灸マッサージ師会連盟結成準備会となり、翌20日、「日本鍼灸マッサージ師会連盟」として結成発足。初代会長に小守良勝氏が就任。(昭和24年5月に「全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟」に名称を変更)

文字通りここに、全国を一本化した組織が誕生した。

◆東北鍼灸マッサージ連盟の発足

昭和21年、宮城県塩釜で、北海道・東北6県の業者相会して、東鍼連の前進である「北日本鍼灸按摩マッサージ師会」を結成した。

第2回総会は福島県師会が当番で、飯坂の若喜旅館で開かれ、おりから「マッカーサー旋風」の中で激論、盛大を極めた。その後、北海道が分離独立したため、その名も「東北鍼灸マッサージ師会」と改められた。(『東鍼連』と略称)

3. 岩手県師会のあゆみ

◆視覚支援学校と鍼灸学校



岩手県立盛岡視覚支援学校



盲学校創立者: 柴内魁三先生



盛岡医療福祉スポーツ専門学校

◆本会の沿革

- 1941(昭和16)年 12月16日、教育会館において設立総会が行われ、初代会長は県衛生課長、竹内守之助氏、直接は同課の山田兵蔵氏が指導助言に当たる。中身は協生組合であり、消毒薬、脱脂綿、白衣等治療資材の配合ルートとなったので、業者は即、加入する。
- 1943(昭和18)年 6月26日、定期総会において、第2代会長に盲学校長の柴内魁三氏が選出される。免許鑑札の書き換えが行われる。
- 1946(昭和21)年 11月22日、定期総会で、「業会は業者が会長を務めるべき」と柴内会長。任期半ばで交替を強行し、第3代会長に吉家松寿氏就任。
- 1947(昭和22)年 6月19～20日、伊東温泉で開催の全国業者大会において、初代会長を子守良勝氏に決め、全鍼連を結成。この会議に本県から吉家松寿、館下和助の両氏が出席。
- 9月22日、総司令官から、鍼灸禁止の命令が出、業者は戦慄し、熾烈な存続運動を展開。苦闘60余日にして、ようやく12月3日、禁止令撤回を勝ち取る。—マッカーサー旋風—
- 12月16～17日、国会で法律217号成立、同20日公布。
昭和23年1月1日より施行。これは二つの義務付けがなされ、
(1) さし当たり3月31日までに所定の届け出をすること。
(2) 直ちに既存業者の再教育を実施すること。
これを受けて本会は届け出漏れのないよう、衆知に務めると共に、吉家松寿、山本近の両氏を中央講習会に送り、昭和24年から26年の3か年にわたり、盛岡その他各地で伝達講習会を開催。
- 12月7日、就業中の者を救済するため、県は臨時試験を行うと、本会に通知。県下、該当者に機会を逃がさないよう周知徹底を図り受験させる。
- 1951(昭和26)年 4月30日、第4代会長に藤井初太郎氏が選出される。この時の総会で数名の会員が退会し、後に新団体「岩手県鍼灸師会」を結成する。
8月21日、身障会館において創立10周年記念式を開催、再教育も終わ

り、喜びと慰労を兼ねて盛大となる。

- 1953(昭和28)年 4月12日、定期総会において第5代会長に石川円作氏選出される。
この年、会報「岩手の三療」創刊号を発刊。
- 1959(昭和34)年 4月、第6代会長に岩手県立盲学校教諭の山本近氏選出される。
- 1961(昭和36)年 7月、創立20周年記念式と全鍼連の東北ブロック総会を盛岡市駅前の観光ビル2階において開催、功労者20名を表彰。
10月、第6代会長山本近氏、突然移住。副会長、菅野長治氏が次期総会まで会長代行となる。
- 1962(昭和37)年 6月22日、水沢市における定期総会で、岩手県立盲学校教諭の菅野長治氏が第7代会長に選出される。
- 1966(昭和41)年 3月9日、元会長柴内魁三氏死去(享年86歳)。
5月9日、県公会堂、第2ホールにおいて創立25周年を開催し、創立以来の功労者田村千左衛門、瀬川勝次の両氏を表彰し祝賀会を盛大に挙げる。
- 1967(昭和42)年 7月1日、花巻温泉、佳成館において北鍼会を開催。
11月23日、元会長石川円作氏死去(享年79歳)。
- 1969(昭和44)年 11月8日、晴眼者対象の按摩鍼灸養成施設設置の動きがあり、盛岡設置が具体化しているということが判明。直ちに鍼灸師会、盲協、盲学校同窓会等、関係諸団体が一丸となって、阻止運動に立ち上がり、中央や全鍼連東北ブロックの協力と県及び厚生省等関係当局の理解により、設置阻止に至る。
- 1970(昭和45)年 3月、按摩鍼灸養成施設設置反対委員会を解散する。
- 1971(昭和46)年 6月6日、自治会館3階において創立30周年記念大会を開催。
功労者、24名を表彰。
- 1973(昭和48)年 7月7日、八幡平ハイツにおいて東鍼連総会を開催。
- 1974(昭和49)年 4月、第8代理事長に石川文治氏就任。
12月23日、前会長の菅野長治氏藍綬褒章を受賞。
- 1977(昭和52)年 8月21日、理事会で、社団法人化の準備委員会を設置する。
- 1978(昭和53)年 3月12日、盛岡の政経ビル4階において、社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会、設立総決起総会を開催。
7月15～16日、花巻温泉、千秋閣において東鍼連総会を開催。
8月28日、52年の8月から、その準備にかかり石川会長をはじめ役員らの努力と県鍼灸師会等の側面援助と、県環境保健部医薬課の文書係等、関係職員の理解と尽力により、岩手県知事より社団法人が認可される。
- 1979(昭和54)年 6月24日、盛岡のさくら会館において、中村知事をはじめ来賓多数を迎えて、社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会の設立総会を盛大に挙げる。
- 1981(昭和56)年 3月、上部3団体より強い要請があり、県鍼灸師会、県盲協及び本会より、それぞれ5名ずつ委員を出し、業界再編成協議議会を設置する。
5月10日、さくら会館において創立40周年記念式典を開催。中館環境保健部長をはじめ来賓多数を迎え、26名表彰、内閣総理大臣、鈴木善幸

氏の祝電など盛大な式典となる。

- 1983(昭和58)年 5月13日、岩手県健康づくり県民推進大会において、保健医療功労者として石川文治理事長、県知事表彰を受ける。
5月13日、石川文治理事長、厚生大臣表彰を受ける。7月10日、盛岡の東屋本店において盲協、盲学校同窓会、本会共催の松田惣次郎氏の黄綬褒賞授賞記念祝賀会を開催。
- 1985(昭和60)年 5月19日、労働福祉会館において通常総会の後、石川理事長、厚生大臣表彰祝賀会を開催。
7月6日～7日、東鍼連総会をつなぎ温泉の愛真館において開催。
11月19日、本会顧問の鈴木善幸氏が全鍼師会の国会議員顧問議員団会長に就任。
- 1986(昭和61)年 7月7日、宮城県、秋保温泉において東鍼連40周年記念式典が行われ、本会から6名が表彰される。
- 1987(昭和62)年 2月15日、総合福祉センターにおいて盛岡に岩手県柔道整復師専門学校設置の動きがあり、本会の他、鍼灸師会、岩手県柔道接骨師会、盲協、盲学校同窓会等の関係団体と共に、設置阻止同盟会結成大会を開き、断固反対を確認する。
4月、東京赤坂プリンスホテルにおいて全鍼師会40周年記念式典が行われ本会から3名が会長表彰を受ける。
5月24日、さくら会館において第9代理事長に越本政男氏が就任。
- 1988(昭和63)年 4月5日、現職の理事長、越本政男氏、食道癌にて死去(享年57歳)。
下佐征昭副理事長代行。
5月19日、衆議院本会議、ついで25日、参議院本会議において、あはき法案、議員立法にて可決成立。
- 1989(平成 1)年 5月7日、第10代理事長に岩手県立盲学校教諭の下佐征昭氏就任。
6月、黄綬褒章受章で佐藤種二氏、厚生大臣表彰で菅野長治顧問が授賞し、東屋本店において、盲協、盲学校同窓会、本会共催授賞記念祝賀会を開催。
- 1990(平成 2)年 5月19日、盛岡さくら会館において創立50周年及び祝賀会を開催。全鍼師会会長賞3名、一般表彰(理事長表彰)28名授賞。
7月7日～8日、水沢の翠明荘において東鍼連総会を開催。
- 1991(平成 3)年 4月21日～12月8日まで、月1回、全課程9回の日程で、盛岡の総合福祉センターにおいて厚生大臣指定講習会を全病理岩手支部、県盲協、県鍼灸師会、本会の免許所有者会員合わせて353名が受講。
- 1992(平成 4)年 5月25日、青年部を結成し、運営規定を一部改正。
- 1993(平成 5)年 5月23日、本会顧問菅野長治氏(元会長)平成5年春の叙勲で勲五等双光旭日章を受章、さくら会館において祝賀会を開催する。
- 1994(平成 6)年 5月24日菅野長治顧問、岩手県功労賞を知事より受賞。
- 1997(平成 9)年 7月6日～7日、第51回東鍼連岩手県大会を一関の巖美町溪泉閣で開催。170名出席。

- 11月20日、あはき師法制定50周年の集いで本県から北峯忠志、三澤五郎の両氏厚生大臣表彰を受賞。
- 1998(平成10)年 通常総会において業会再編成計画を発表、12師会を10師会に統合し、師会名を一部改称。【盛岡、花巻、北上(北上和賀)、水沢(胆江)、一関(東磐を含む)、大船渡(気仙)、釜石(遠野を含む)、宮古(宮古下閉伊)、久慈、二戸(県北)の各師会】
- 1999(平成11)年 4月30日付けで盛岡市近郊に北日本鍼灸福祉専門学校、平成12年4月1日開設計画が県を經由して厚生大臣に申請される。
6月4日、岩手県福祉協会、鍼灸師会、全病理、理協連、盲学校同窓会、PTA、視友協、本会の8団体で「北日本鍼灸福祉専門学校設置反対連絡協議会」を設置。カンパ、署名、さらに厚生省、国会、設置者に陳情。
- 2000(平成12)年 4月1日、滝沢村大釜に北日本鍼灸福祉専門学校が昼間部30名、夜間部30名で開校。
10月25日、元理事の加藤敏勝氏、春の叙勲で黄綬褒章を受章し、二戸師会主催で祝賀会を開催。
- 2001(平成13)年 5月20日、創立60周年記念式典及び祝賀会を盛岡労働福祉会館に於いて開催。
- 2002(平成14)年 10月30日、自立更生者として前副理事長、北峯忠志氏が県知事表彰受賞。
- 2003(平成15)年 1月30日、元会長菅野長治氏死去。
7月6日～7日、第57回東鍼連岩手大会及び第28回東北学術大会を盛岡のつなぎ温泉「ホテル愛真館」で開催。
- 2004(平成16)年 3月23日、元理事長、石川文治氏、春の叙勲で勲5等双光旭日章を受賞。天皇陛下に拝謁。
11月12日、前副理事長の中村哲夫氏、岩手県知事から保健医療功労賞を受賞。
- 2005(平成17)年 9月9日、筆頭副理事長の山本孝一氏、岩手県知事から保健医療功労賞を受賞。
- 2006(平成18)年 10月19日、前常務理事の猪ノ口富蔵氏が岩手県知事から保健医療功労賞を受賞。
- 2007(平成19)年 4月22日、通常総会で公益法人改正による新法人設立委員会設置を承認。
8月9日、「県師会情報」メール送信開始(第1号)。
- 2008(平成20)年 4月27日、岩手労働福祉会館で通常総会と法人設立30周年記念式典及び祝賀会開催。表彰状を13名、感謝状を2名に贈る。
10月、副理事長小澤信男氏、岩手県保健医療功労賞受賞。
- 2009(平成21)年 この年から生涯研修会実施。
- 2010(平成22)年 4月24日、通常総会において、第11代理事長に佐々木実氏が就任。
7月4日～5日、東鍼連岩手大会をつなぎ温泉「ホテル紫苑」で開催。
11月、下佐征昭前理事長、岩手県保健医療功労賞受賞。

- 2011(平成23)年 3月11日、東日本大震災発生。津波により会員7名が被災。被災地避難所での鍼灸マッサージボランティアを4ヶ月にわたって実施。
4月1日、全鍼師会、公益社団法人となる。村上直人氏、春の叙勲で黄綬褒章受賞。
9月18日、伊藤庸一副理事長、全鍼師会表彰受賞。
- 2013(平成25)年 3月21日、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会認可下りる(4月1日登記)。
5月12日、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会設立式典並びに祝賀会挙行。
- 2014(平成26)年 2月、「県師会文庫」創設。
- 2015(平成27)年 7月21日、県師会情報第500号配信。11月19日、伊藤庸一前副理事長、岩手県保健医療功労賞受賞。
- 2016(平成28)年 この年に「鍼灸マッサージ県民公開セミナー」を開催(8月9日、アイーナ)。
9月22日、千葉謙一前監事、全鍼師会表彰受賞。12月6日、小澤信男元副理事長、障害者自立更生等厚生労働大臣表彰受賞。
平成学園グループによる、あはき19条裁判始まる。
- 2017(平成29)年 7月2日～3日、第40回東鍼連学術大会岩手大会が「つなぎ温泉「ホテル紫苑」」で開催。
11月5日、下佐征昭前理事長、厚生労働大臣表彰受賞。
同日、及川清隆前監事、厚生労働大臣表彰受賞。
- 2018(平成30)年 小澤信男元副理事長、春の褒章で黄綬褒章受章。
5月1日、東洋療法いわて・会報第50号発行。
5月6日、第77回定時総会開催。法人認可40周年記念式典・祝賀会開催。(岩手教育会館)
- 2019(平成31)年 1月より鍼灸マッサージ保険受領委任払い制度開始。
同(令和 1)年 7月7日、第72回東鍼連福島大会通常代議員会において、佐々木実岩手県師会会長が東鍼連会長に就任。
10月24日、県師会情報1000号配信。
11月13日、副会長山本英典氏、岩手県保健医療功労賞受賞。
- 2020(令和 2)年 新型コロナウイルス Covid19 が世界中で蔓延。業界も大きな影響を受ける。
10月31日、千葉謙一元監事が岩手県社会福祉貢献事業知事表彰を受ける。
- 2021(令和 3)年 5月23日、当会会長佐々木実氏、全日本鍼灸マッサージ師会理事に就任。
10月17日、古舘吉弘副会長が全鍼師会長表彰を受ける。
- 2022(令和 4)年 2月7日、俗称19条裁判最高裁で憲法違反でないとの判決下る。
5月8日、1年遅れで80周年記念式典をアイーナで行う。

◆岩手県師会 新・旧会旗



(一社)岩手県鍼灸マッサージ師会会旗

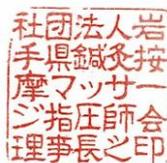


(社)岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会会旗

◆岩手県鍼灸マッサージ師会 法人印



代表理事之印



(旧)理事長之印



保険鍼灸マッサージ師会長之印

◆県師会情報

岩手県師会の動きや全鍼師会及び業界の中央の動きについて、最新情報をお知らせするために、PCメール、ケータイメールを使用する会員へ同時配信することになった。

記念すべき第1号は平成19年8月9日に配信、第500号が平成27年7月21日、令和元年10月24日には第1000号が配信された。各号を以下に記載する。

県師会情報第1号－2007. 8. 9

理事長 下佐 征昭

IT担当 佐々木 実

暑い日が続いておりますが会員の皆様お変わりありませんか？残暑お見舞申し上げます。

さて、県師会では去る7月29日第1回の常務理事会を行い、これから全国や県師会の動きをできる範囲で会員の皆様にリアルタイムでお届けすることとなりました。まずはメールを使用している人だけで行います。音声でパソコンを動かしている人に考慮し、添付ファイル等はテキストファイルも必ず付けますので、そちらをご覧ください。

また、携帯メールを使っておられる方々にもお届けしますが、携帯では制限もあって全てのデータを配信できないかもしれません。その時はご連絡いただければ対処致しますので、私(佐々木実)まで連絡下さい。

まず、最初の情報ですが、7月29日に行われた常務理事会は下のような議題で10時から3時まで昼食をはさんで行われました。

(社)岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会
平成19年度 第1回常務理事会議案

平成19年7月29日(日)

10時～15時

於 岩手県視覚障害者福祉会館

次 第

1. 開 会
2. 理事長あいさつ
3. 議 事

議 題

第1号議案 理事長会務報告

第2号議案 各部報告

(1)総務部

(2)事業部(組織強化担当)

・東鍼連学術発表者、代議員派遣について

・全鍼師会大会 in なにわ参加報告について

(3)会計部

・全鍼師会代議員総会出席報告

(4)保険部(共済担当)

第3号議案 鍼灸マッサージの日事業について

第4号議案 第1回新法人設立委員会報告について

第5号議案 平成20年度通常総会開催について

第6号議案 平成20年度、法人設立30周年記念式典開催について

第7号議案 その他

(1)平成19年度第2回常務理事会日程と会場

(2)平成21年度通常総会地方開催について

(3)会員への情報提供について

(4)地方師会再々編について

4. 閉 会

これらで決まったことや報告書は添付ファイルにしておきますのでご覧下さい。
携帯メールの人たちには一つずつ後で送ります。

以上です。

////////////////////////////////////

〒028-7401

岩手県八幡平市西根寺田 13-108

佐々木 実

電話 0195-77-2057

E-mail ms2001@aioros.ocn.ne.jp

////////////////////////////////////

県師会情報第500号－2015. 7. 21

会長 佐々木 実

盛夏お見舞い申し上げます。

さて、厚労省免許保有証発行について、全鍼より経過報告が参りましたので下にお知らせします。岩手県師会会員は間違いなくサポートしますので、安心してお待ち下さい。

全日鍼発第39号
平成27年7月21日

全鍼師会
都道府県師会 会長 各位

(公社)全日本鍼灸マッサージ師会
会長 杉田 久雄
(公印省略)

「厚生労働大臣免許保有証」の申請受付に関する経過報告(再信)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記「厚生労働大臣免許保有証」の受付開始に関し、5月29日付け先延ばしの旨発信させていただき協議の結果、厚労省・財団とも納得されましたが、このたび内閣府公益認定委員会より標記事業が公益目的事業であるか否かの問い合わせがあり、

現在、財団と内閣府で協議を行っておりますので、誠に恐縮ですが申請受付開始を今しばらくお待ちください。

※「厚生労働大臣免許保有証」は必ず発行されます。

内閣府の承認が得られ次第、申請受付開始を行いますので、各都道府県師会の会員各位におかれましては、受付が始まれば直ぐに申請書を提出して頂ける様に今から(写真等を含み)準備万端整えていただき一人でも多くの先生方に申請していただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

今回は以上です。

☆ 以下署名です ☆

佐々木 実

住所 郵便番号028-7401 岩手県八幡平市西根寺田13-108

電話 0195-77-2057

メールアドレス ms2001@aioros.ocn.ne.jp

☆ ----- ☆

県師会情報第1000号－2019. 10. 24

会長 佐々木 実

県師会情報も今回で1千号を迎えました。思い起こせば平成19年8月9日、「今執行部が

どのようなことをしているか、中央情勢はどうなっているのか、役員と会員とをつなぐ情報として県師会情報を送信しよう」と正副会長会議で決まりました。

当時は下佐先生が理事長で私が副会長でした。発案者でもあることから私がおその担当を行い、以来この度で1千号を迎えることとなりました。

第1号は「鍼灸マッサージの日」にちなんで平成19年8月9日の送信でした。

これからもこの情報メールは、中央情勢や東北、岩手の業界の色々な情報を会員の皆さんに漏れなく伝えるべく発信して参ります。また、役員と会員の皆さんとをつなぐ情報メールでもあります。今後ともよろしくお願ひいたします。

1. セイリンさんからの研修会案内です。添付ファイルもあります。

「鍼灸セミナーのご案内 12月7日(土)開催」

いつもお世話になっております。セイリン仙台営業所の山田です。

JFACe 一般財団法人日本美容鍼灸マッサージ協会様より、セミナーご案内を頂きましたのでご紹介させていただきます。

美容鍼灸にご興味ある先生は是非ご検討くださいませ。

(中略)

2. 19条をめぐる裁判も東京と大阪で結審し、仙台も12月2日には結審かと言われています。そんな中、「19条連絡会ニュース」が手に入りました。長いですが下に貼り付けます。

「19条連絡会ニュース No.8」

発行日:2019年10月23日発行:あん摩師等法19条連絡会

〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2

日本盲人福祉センター内

電話:03-3200-0011(代表) FAX:03-3200-7755

発行責任者:竹下義樹

(幹事会の開催後に発行)(本号の担当:日視連)

いよいよ判決が言い渡されます

あん摩師等法19条連絡会 会長 竹下義樹(たけした・よしき)

東京、大阪、そして仙台で戦われてきたあんま師等法19条訴訟のうち、東京地裁で審理されていた訴訟は9月5日の審理で結審となり、12月16日午前11時30分に判決が言い渡されることとなりました。ある程度予測されていたこととはいえ、判決を迎えるとなると緊張感が高まってきます。絶対に負けるわけにはいきません。

平成医療学園グループが仕掛けた訴訟は、決して国民のためではありませんし、真の意味で「晴眼者」のための訴訟でもありません。自らの事業存続のためのものでもありません。平成医療学園グループは、あんま師等法19条が制定されてから50年余りが過ぎ、視覚障害者の福祉も充実し職業選択の幅も広がっているなどと主張していますが、そうした主張は視覚障害者が置かれている現実を直視したものではありません。晴眼あはき師が増え続ける中で、視覚障害

あはき師の経営は厳しくなる一方です。これ以上の環境悪化を食い止めるためにも、12月16日の判決では、視覚障害あはき師が置かれている現状を正しく認識した判断を期待するばかりです。12月16日の判決日までに私たちにできることはすべてやり切りたいと思います。署名、はがき、街頭宣伝、そして運動を支えるカンパ活動をやり切ろうではありませんか。

(以下略)

今回は以上です。

☆ 以下署名です ☆

佐々木 実

住所 郵便番号 028-7401 岩手県八幡平市西根寺田 13-108

電話 0195-77-2057

メールアドレス ms2001@aioros.ocn.ne.jp

☆ ----- ☆

◆各種研修会

* 学術研修会記録

学術講習会

日時 昭和57年10月16日・17日

場所 盛岡市総合福祉センター

主催 盲人福祉協会の共催

講師 鈴木 達司 先生

元筑波大学付属盲学校教諭

演題 「鍼灸マッサージの理論と実技」

学術講習会

日時 昭和58年9月17日・18日

場所 盛岡市総合福祉センター

主催 盲人福祉協会の共催

講師 西条 一止 先生

筑波大学助教授

演題 「三療の臨床・徒手による診断・三療の新しい治療法・三療を取り巻く内外の情勢」

学術講習会

日時 昭和59年10月13日・14日

場所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主催 盲人福祉協会の共催

講師 西条 一止 先生

筑波大学助教授

演 題 「鍼灸マッサージの理論と臨床・鍼灸マッサージの内外における諸情勢」

学術講習会

日 時 昭和60年9月14日・15日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 盲人福祉協会の共催

講 師 芹沢 勝助 先生

筑波大学名誉教授・医学博士

演 題 「鍼灸マッサージの理論と臨床並びに業界の展望」

学術講習会

日 時 昭和61年11月3日・4日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 盲人福祉協会の共催

講 師 増田 次郎 先生

演 題 「三療の臨床・主として腰痛症の臨床と固定法について」

学術講習会

日 時 昭和63年10月23日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 盲人福祉協会の共催

講 師 清水 瑞久生 先生

演 題 「操体法の理論と実技」

講 師 三平 勇 先生

演 題 「あん摩師等法改正と今後の対応」

職業研修会

日 時 平成1年9月2日・3日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 盲人福祉協会の共催

講 師 小林 先生

元群馬盲学校教諭・治療院経営

演 題 「スポーツ障害の臨床」

職業研修会

日 時 平成2年9月30日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 盲人福祉協会の共催

講 師 辻野 博 先生

元プロ野球トレーナー・治療院経営

演 題 「スポーツ障害と治療」

学術研修会

日 時 平成3年9月29日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 盲人福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 星 虎男 先生

元筑波大学付属盲学校教諭

演 題 「関節痛に対する手技療法」

学術研修会

日 時 平成4年9月27日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 吉川 恵士 先生

筑波大学助教授

演 題 「三療研究の現状とその臨床応用」

学術研修会

日 時 平成5年10月3日

場 所 盲学校 視聴覚室・体育館

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 西山 宗之 先生

森林気功学会長・内科医院経営

演 題 「気功療法の理論と実技」

学術研修会

日 時 平成6年9月18日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 宮村 健二 先生

筑波技術短大鍼灸科助教授

演 題 「古典科学一如を目指す鍼」

学術研修会

日 時 平成7年9月24日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 渡辺 一男 先生

元宮城県立盲学校教諭・治療院経営

演 題 「急性腰痛に対する星状神経節置鍼法の臨床応用」

学術研修会

日 時 平成8年10月6日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 牧田 章 先生

元岐阜県立盲学校校長・元筑波技術短大講師

演 題 「牧田式手技(脊柱復元法)の理論と臨床応用」

学術研修会

日 時 平成9年9月28日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 猪股 功忠 先生

元岩手県立盲学校教諭・横浜視覚障害者福祉協会会長

演 題 「五十肩並びに坐骨神経痛の臨床について」

学術研修会

日 時 平成10年10月10日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 和久井 哲司 先生

筑波技術短大鍼灸科講師

演 題 「在宅ケアのための鍼灸マッサージの介護と治療」

学術研修会

日 時 平成11年9月26日

場 所 盛岡市総合福祉センター

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 宮本 俊和 先生

筑波大学心身障害学系助教授・同大学理療科教員養成施設教官

演 題 「スポーツ分野での鍼灸マッサージの実際」

学術研修会

日 時 平成12年10月7日

場 所 サンセール盛岡

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 吉川 恵士 先生

筑波大学理療科教員養成施設助教授

演 題 「腰痛、五十肩に対する三療の実際」

学術研修会

日 時 平成13年10月21日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 山口 智 先生

埼玉医科大学付属病院第二内科東洋医学外来・筑波技術短大鍼灸科講師

演 題 「頸、上肢痛と腰、下肢痛の診断と治療」

学術研修会

日 時 平成14年10月6日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 坂井 友実 先生

筑波技術短大鍼灸科教授・全日本鍼灸学会理事

演 題 「頸肩腕痛の病体把握と鍼灸手技療法、特に頸椎症を中心として」

学術研修会

日 時 平成15年10月19日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 笹田 三郎 先生

国立身体障害者リハビリテーションセンター理療科教育部主任教官

演 題 「気をめぐらせる多様な手技と関節内副運動及び医療を目指しての工夫」

学術研修会

日 時 平成16年10月31日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 宮村 健二 先生

あんしん堂治療院院長

演 題 「自然鍼灸マッサージのすすめ」

学術研修会

日 時 平成17年10月2日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 笹田 三郎 先生

国立神戸視力障害センター教官

演 題 「あんまマッサージ手技療法の幅と深さを高める実技セミナー」

学術研修会

日 時 平成18年8月27日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 粕谷 大智 先生

東京大学附属病院リハビリテーション部鍼灸主任

演 題 「間欠性跛行の鑑別と治療」

学術研修会

日 時 平成19年10月14日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 西村 道義 先生

日進理療センター経営

演 題 「治療院経営における販売促進とマッサージ鍼治療への低周波通電応用」

学術研修会

日 時 平成20年11月16日

場 所 盲学校 視聴覚室・按摩室

主 催 視覚障害者福祉協会、盲学校同窓会の共催

講 師 渡辺 一男 先生

元宮城県立盲学校教諭・治療院経営

演 題 「星状神経節置鍼法と上頸神経節置鍼法の実際」

第6回東北青年女性交流会

日 時 平成15年11月15・16日

場 所 かんぽの宿 盛岡

主 催 東鍼連青年女性部

主 管 岩手県師会

シンポジウム テーマ 「経営力を高める」

パネラー 笹川 隆人 先生(青森県師会会長)

相楽 清子 先生(福島県師会女性部長)

鈴木 耕平 先生(山形県師会青年部長)

講 師 小川 眞悟 先生(神奈川県師会理事、

メディケア鍼灸マッサージセンター代表取締役)

演 題 「鍼灸マッサージと介護事業の複合的経営の実際」

～介護事業の今後の展望

* 保険部・青年部共催研修会記録

第1回保険部・青年部共催研修会

日 時 平成12年9月10日

場 所 一関市総合福祉センター

テーマ 「治療院経営について考える」

座談会 会員相互によるフリートーキング

講 師 遠藤 陽子 先生(宮城県鍼灸マッサージ師会保険部副部長)

講 演 「各種保険取扱いについて」

第2回保険部・青年部共催研修会

日 時 平成13年9月9日

場 所 岩手県視覚障害者福祉会館

テーマ 「治療院経営について考える」

講 師 木村 俊雄 先生(全日本鍼灸マッサージ師会総務部長)

講 演(1)「新しい治療院経営」

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長

講 話 「保険取扱いの手引書」

講 師 丸山 芳也 先生(秋田県鍼灸マッサージ師会会長)

講 演(2)「医療・介護保険や訪問リハビリの事例」

第3回保険部・青年部共催研修会

日 時 平成14年9月8日

場 所 岩手県視覚障害者福祉会館

テーマ 「治療院繁栄の方策について」

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長

佐藤 明 先生・岩手県師会青年部長

江刺クーアハウス職員4名

講 話 (1)保険制度の取り扱いの実際と保険関係の新情報

(2)全鍼師会大会報告

(3)江刺クーアハウス立ち上げと事業の実際

第4回保険部・青年部共催研修会

日 時 平成16年9月19日

場 所 岩手県視覚障害者福祉会館

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長保険推進特別委員会委員長

佐藤 明 先生・岩手県師会保険推進特別委員会介護保険部会長

講 話 「介護予防事業の取り組みについて」

講 師 管野 勝之先生・岩手県師会、理学療法士

講演と実技 「介護予防における機能訓練」

第5回保険部・青年部共催研修会

日 時 平成17年5月23日

場 所 一関 サンプルートホテル

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長保険推進特別委員会委員長
佐藤 明 先生・岩手県師会保険推進特別委員会介護保険部会長

講 話 「保険推進と介護予防事業について」

講 師 管野 勝之先生・岩手県師会、理学療法士

講演と実技 「介護における機能訓練、筋カトレーニング」

第6回保険部・青年部共催研修会

日 時 平成19年4月23日

場 所 花巻温泉ホテル千秋閣

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長
佐藤 明 先生・岩手県師会組織強化担当

テーマ (1) 「交通事故保険の取扱方法」

(2) 「介護予防の今後の取り組み－DVD の放映と解説及び実技」

第7回保険部・青年部共催研修会

日 時 平成20年7月20日

場 所 盛岡市総合福祉センター

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長
佐藤 明 先生・岩手県師会総務部長兼学術担当
袖林 広正法 先生・組織強化兼保険部担当

テーマ (1) 「鍼灸の保険取り扱い実務と方法」

(2) 「地域健康づくり指導者研修会伝達講習」

第8回保険部・青年部共催研修会

日 時 平成21年2月22日

場 所 盛岡市総合福祉センター

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長
佐藤 明 先生・岩手県師会総務部長兼学術担当
袖林 広正法 先生・組織強化兼保険部担当

テーマ (1) 医療保険・各種保険を活用して鍼灸マッサージを広めよう

(2) 温灸療法(佐藤式温灸器)の臨床実際

(3) 介護予防分野に鍼灸を活用させよう

◆財団法人東洋療法試験財団 認定生涯研修会

*平成21年度 生涯研修会記録

第1回

日 時 平成21年6月21日

場 所 一関市総合福祉センター 3階大会議室

講 演 (1)「鍼灸マッサージ保険取扱い」

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長

講 演 (2)「治験例を主とした鍼灸マッサージ治療の実際」

中田 和宏 先生(全鍼師会学術委員)

第2回(第12回東鍼連岩手交流会)

日 時 平成21年9月12・13日

場 所 南部富士見ハイツ

講 演 (1)「鍼灸師に役立つ医療面接、問診法、医療面接法、
アラフォー世代からの女性のメンタルケア」

講 師 平野 繁 先生(平野医院院長)

講 演 (2)「介護保険事業所の立上げ」

講 師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会保険部長

講 演 (3)「ヨガを健康に取入れよう」

講 師 松村 諭 先生(マツムラ健康館主宰)

第3回(三団体学術研修会)

日 時 平成21年9月20日

場 所 岩手県立盲学校 視聴覚室・按摩室

講 演 「リンパ浮腫に対するリンパドレナージュの理論と実際」

講 師 松館 久美子 先生(岩手県立宮古病院主任看護師・助産師)

芳賀 真由美 先生(同 理学療法士)

第4回

日 時 平成21年11月15日

場 所 盛岡市総合福祉センター 3階

講 演 「カイロプラクティックの基礎と臨床

―手技を用いた安全な治療法―頸肩腕治療を中心に―」

講 師 角田 茂 先生(宮城県立盲学校非常勤講師)

第5回

日 時 平成22年2月21日

場 所 アイーナ6階・団体活動室3

講 演 (1)「頸腕症候群の鍼灸マッサージ治療」

講 師 高橋 和彦 先生(秋田県鍼灸マッサージ師会副会長)

講演 (2) 「鍼灸の内科・外科領域の臨床的意義」

講師 増田 進 先生(医師、雫石町立診療所医師、緑蔭診療所院長)

*平成22年度 生涯研修会記録

第1回(通算6回)

日時 平成22年6月20日

場所 アイーナ6階・団体活動室2

講演 (1) 「鍼灸マッサージの保険取り扱い講習」

－医療保険・各種保険の取り扱い方法と実務－

講師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会副理事長・保険部長

講演 (2) 「五十肩の鑑別診断法と鍼灸マッサージ治療」

講師 管野 勝之 先生・岩手県師会会員、理学療法士

第2回(第34回東鍼連学術大会岩手大会)

日時 平成22年7月4・5日

場所 ホテル紫苑 天河1

講演 (1) 「地域医療と私の針治療」

講師 増田 進 先生(医師、雫石町立診療所医師、緑蔭診療所院長)

講演 (2) 「鍼灸マッサージ業界の最新情勢について」

講師 杉田 久雄 先生(全鍼師会会長)

講演 (3) 「お客様の心をつかむコミュニケーション術」

講師 西條 ユキコ 先生(元岩手放送アナウンサー)

臨床研究発表 「五十肩の臨床研究発表」

講師 東北6県より6名の先生

第3回(三団体学術研修会)

日時 平成22年9月19日

場所 岩手県立視覚支援学校 視聴覚室・按摩室

講演 「フットケアマッサージの理論と実技」

講師 相楽 清子 先生(福島県鍼灸按摩マッサージ師会学術部長)

第4回

日時 平成22年11月7日

場所 岩手労働福祉会館 5階「石割」

講演 (1) 「スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会伝達講習」

講師 佐藤 茂 先生・岩手県師会常務理事

講演 (2) 「介護事業の現状と展望」

実技「経絡テストとストレッチ法の指導」

講師 小川 眞悟 先生(全鍼師会介護事業推進委員)

第5回

日時 平成23年2月20日

場所 アイーナ6階・団体活動室2、3

講演 (1) 「スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会伝達講習」

講師 佐藤 茂 先生・岩手県師会常務理事

講演 (2) 「スポーツトレーナー養成講習の方法」

実技「シンスプリントの検査法と鍼治療」

講師 高橋 和彦 先生(秋田県鍼灸マッサージ師会副会長)

講演 (3) 「鍼灸マッサージにおけるスポーツセラピー」

講師 笹川 隆人 先生(全鍼師会事業局長)

*平成23年度 生涯研修会記録

第1回(通算11回)

日時 平成23年6月12日

場所 アイーナ6階・団体活動室2、3

講演 (1) 「各種保険取り扱いの実務と対応」

講師 伊藤 庸一 先生

・岩手県師会副理事長保険部長

講演 (2) 「鍼灸マッサージ治療院経営のノウハウ」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会理事長

講演 (3) 「頸肩腕症候群と筋硬度の考察」

講師 佐藤 茂 先生・岩手県師会常務理事



実技練習の小澤信男さん(右)

第2回

日時 平成23年9月25日

場所 金ヶ崎町中央生涯教育センター

講演 (1) 「心肺蘇生法とAED 取扱い講習と実技」

講師 奥州消防署職員

講演 (2) 「海外ボランティア体験を語る」

講師 米澤 真奈美 先生・岩手県師会会員

講演 (3) 「パーキンソン病の鍼治療と実技」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会理事長



米澤真奈美先生(左)

第3回(三団体学術研修会)

日時 平成23年10月23日

場所 岩手県立視覚支援学校視聴覚室・按摩室

講演 (1) 「経穴人形を使っての世界統一経穴の学習」

講師 高橋 弘 先生

(岩手県立視覚支援学校教諭)

講演 (2) 「微弱電流を用いての治療法と実技」



実技指導の植木均也先生(中)

講師 植木 均也 先生
(栃木県鍼灸按摩マッサージ師会)

第4回

日時 平成23年11月13日

場所 アイーナ6階・団体活動室2、3

講演と実技 (1) 「介護予防事業の実際と
経絡テスト・経絡ストレッチ」

講師 朝日山 一男 先生
(全鍼師会介護事業推進委員)

講演と実技 (2) 「アスレチックトレーナーの
役割と鍼灸マッサージ」

講師 朝日山 一男 先生
(日本体育協会公認アスレチックトレーナー)



講師の朝日山一男先生

第5回

日時 平成24年2月19日

場所 岩手労働福祉会館

講演と実技 (1) 「地域健康づくり指導者研修会伝達講習」

講師 佐藤 明 先生
・岩手県師会副会長事業部長
・介護予防研究会会員

講演と実技 (2) 「スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成
講習会伝達講習」
―股関節内転筋へのアプローチ―

講師 佐藤 茂 先生・岩手県師会常務理事

講演と実技 (3) 「スポーツ鍼灸マッサージ講習」

講師 笹川 隆人 先生
(全鍼師会事業局長)



講師の笹川隆人先生(右)

*平成24年度 生涯研修会記録

第1回(通算16回)

日時 平成24年6月17日

場所 アイーナ6階・団体活動室2、3

講演 (1) 「保険取扱いについて」

講師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会副理事長

講演 (2) 「医療過誤について」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会理事長

講演 (3) 「災害時ケアとボランティア」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会理事長



研修会参加者の皆さん

第2回(三団体学術研修会)

日 時 平成24年9月30日

場 所 岩手県立視覚支援学校 視聴覚室・按摩室

講演と実技 「原因別の腰痛治療—筋、骨格、自律神経からくる腰痛に対するオステオパシー応用の治療法」

講 師 角田 茂 先生(宮城県立盲学校非常勤講師)



実技指導中の角田茂先生

第3回

日 時 平成24年10月28日

場 所 岩手労働福祉会館

講 演 「経絡治療の理論」

講 師 藤原 正 先生(東洋はり医学会岩手支部長)

実 技 「経絡治療の実技」

講 師 藤原 正 先生(東洋はり医学会岩手支部長)

実技補助 佐藤 明 先生・岩手県師会副理事長

袖林 広正法 先生・岩手県師会常務理事



実技指導中の藤原正先生

第4回

日 時 平成25年2月17日

場 所 岩手労働福祉会館

講演と実技 「地域健康づくり指導者研修会伝達講習会」

講 師 古水 健吾 先生・岩手県師会理事

・介護予防事業推進委員会委員長

佐藤 明 先生、松下 優子 先生

・岩手県師会介護予防事業推進委員

講 演 「東鍼連・自賠償保険統一書式の説明」

講 師 白田 栄二 先生(山形県師会会長)

講演と実技 ①「保険鍼灸マッサージ師会設立の経緯と現状そして今後の展望」

②「各種保険取扱い具体例及び臨床例」

講 師 白田 栄二 先生(山形県師会会長)



講演中の白田栄二先生

*平成25年度 生涯研修会記録

第1回(通算20回)

日 時 平成25年6月16日

場 所 岩手マッサージセンター2階研修室

講 演 (1)「保険取扱いについてと交通事故保険取扱いについて」

講 師 袖林 広正法 先生・岩手県師会保険部長



挨拶する佐々木実理事長

講演 (2) 「リウマチの臨床研究」
講師 上館 宏 先生・岩手県師会理事

第2回(東鍼連福島大会)

日時 平成25年7月7・8日

場所 穴原温泉 吉川屋

臨床研究発表 「リウマチの臨床研究発表」

講師 東北6県代表 各先生

講演 (1) 「放射線被曝によるがんの恐怖」

講師 松江 寛人 先生(がん総合相談センター所長)

講演 (2) 「鍼灸マッサージ業界の最新情勢について」

講師 杉田 久雄 先生(全鍼師会会長)

講演と実技 「鍼灸マッサージ施術に忘れてはならない
レクリエーションの理論と実際」

講師 平栗 辰也 先生(福島県師会副会長)



研究発表する岩手・上館宏先生

第3回(健康セミナー:三団体学術研修会)

日時 平成25年9月15日

場所 岩手県立盛岡視覚支援学校

・2階視聴覚室・3階按摩実習室

講演と実技 (1) 「経絡指圧の基本を学ぶ」

講師 藤崎 信行 先生(経絡指圧普及会)

藤崎 正美 先生(経絡指圧普及会)

講演と実技 (2) 「経絡指圧の応用を知る」

講師 藤崎 信行 先生(経絡指圧普及会)

藤崎 正美 先生(経絡指圧普及会)



実技指導する藤崎信行先生

第4回

日時 平成25年10月27日

場所 アイーナ6階 団体活動室2

講演 (1) 「アルゼンチンのお国事情と鍼灸マッサージ」

講師 佐々木 みか 先生(さくら治療院研修生)

講演 (2) 「復興支援とボランティア活動について」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会理事長

講演 (3) 「東洋療法新潟大会の参加報告」

伊藤 庸一 先生・岩手県師会副理事長

講演 (4) 「介護保険事業の現状と介護予防事業の今後の情勢」

講師 佐藤 晋作 先生(盛岡市社会福祉協議会主任ケアマネージャー)



講演する佐々木みか先生

第5回

日 時 平成26年2月16日

場 所 盛岡市総合福祉センター3階和室

講演と実技 (1) 「リンパドレナージ療法について」

講 師 瀧沢 恵美子 先生

・岩手県師会会員、瀧治療院院長、
看護師

講演と実技 (2) 「鍼灸療法について」

講 師 朝橋 正美 先生

・岩手県師会理事、朝橋治療院院長



実技指導する朝橋正美先生

*** 平成26年度 生涯研修会記録**

第1回(通算25回)

日 時 平成26年6月15日

場 所 プラザおでって3階大会議室

講演 (1) 「保険取扱いについて」

講 師 袖林 広正法 先生

・岩手県師会業務執行理事保険部長

講演 (2) 「膝関節症の臨床例」

講 師 朝橋 正美 先生

・岩手県師会理事、朝橋治療院院長

講演 (3) 「治療院の始め方」

講 師 井口 力 先生

・岩手県師会業務執行理事庶務部長、
さくら治療院院長



講演する井口力先生

第2回(東鍼連山形大会)

日 時 平成26年7月6・7日

場 所 天童温泉 ほほえみの宿 滝の湯

臨床研究発表 「膝疾患の臨床研究発表」

講 師 東北6県代表 各先生

講演 (1) 「将棋駒づくりの伝承」

講 師 中島 正晴 先生(中島清吉商店代表)

講演 (2) 「鍼灸マッサージ業界の中央情勢について」

講 師 山本 登 先生(全鍼師会副会長)

講演と実技 「スポーツ障害による膝疾患に対するアプローチ」

講 師 笹川 隆人 先生(青森県師会会長)



岩手代表・朝橋正美先生(最右)

第3回(健康セミナー:三団体学術研修会)

日 時 平成26年9月14日

場 所 岩手県立盛岡視覚支援学校

・2階視聴覚室・3階按摩実習室

講演と実技 「こころの病に対する鍼灸治療法」

講 師 船水 隆広 先生

(東京医療専門学校 鍼灸マッサージ科)



実技指導・船水隆広先生(中央)

第4回

日 時 平成26年10月26日

場 所 盛岡市総合福祉センター3階(和室)

講 演 「介護保険事業経営について」

講 師 久保 忍 先生(ケアサービスまごのて代表)

講演と実技 「美容鍼灸について」

講 師 阿部 和恵 先生(たかまつ鍼灸整骨院代表)



施術指導・阿部和恵先生(中央)

第5回

日 時 平成27年3月1日

場 所 アイーナ6階 団体活動室2

講 演 (1) 「看護師という仕事について」

講 師 兼田 昭子 先生(公益社団法人岩手県看護協会会長)

講演と実技 「地域健康づくり指導者養成研修会伝達講習」

講 師 古水 健吾 先生・岩手県師会理事

・介護予防事業推進委員会委員長

佐藤 明 先生、松下 優子 先生

・介護予防事業推進委員会委員

講 演 (2) 「全鍼師会の最新諸情勢と

岩手県視覚障害者団体連絡会議報告」

講 師 佐々木 実 先生・岩手県師会会長



講演する兼田昭子先生

***平成27年度 生涯研修会記録**

第1回(通算30回)

日 時 平成27年6月7日

場 所 盛岡市西部公民館 2階第1研修室

講 演 (1) 「保険取扱いについて」

講 師 袖林 広正法 先生

・岩手県師会業務執行理事保険部長

講 演 (2) 「お灸について」(東鍼連秋田大会学術発表予行)

講 師 袖林 広正法 先生

・岩手県師会業務執行理事、青山鍼灸院院長

講演と実技 「スポーツトレーナー活動の実際と
ネシオテーピング法」

講師 藤田 茂樹 先生
・岩手県師会会員
・藤田鍼灸マッサージ治療院院長



講演する藤田茂樹先生

第2回(東鍼連秋田大会)

日時 平成27年7月4・5日
場所 田沢湖芸術村 温泉ゆぼぼ
臨床研究発表 「灸治療による疾患改善例」

講師 東北6県代表 各先生
講演(1) 「関節リウマチと識別について」
講師 小松田 敦 先生(秋田大学医学部准教授)

講演(2) 「鍼灸マッサージ業界のこれから」
講師 杉田 久雄 先生(全鍼師会会長)

講演と実技 「160日間の入院体験から学んだ
地域包括システムの鍼灸マッサージ師の
役割についてとレクリエーション実技」

講師 平栗 辰也 先生(福島県師会会長)



研究発表する袖林広正法先生

第3回(健康セミナー:三団体学術研修会)

日時 平成27年9月13日
場所 岩手県立盛岡視覚支援学校
・2階視聴覚室・3階按摩実習室

講演と実技 「血行障害のために生じる慢性の
痛みを取るマッサージと慢性膝関節症
のオイルマッサージ」

講師 笹原 稔 先生(アサヒ治療院院長)



実技指導・笹原稔先生(中央)

第4回(全鍼師会・地域健康づくり講習会 in 盛岡)

日時 平成27年10月4日
場所 アイーナ6階 団体活動室2
講演 「健康づくり施策論、健康づくり認定制度説明」
講演と実技 「高齢者の運動評価、健康づくり運動の実際」
講師 長嶺 芳文 先生・全鍼師会健康づくり委員長
・(有)ながみね治療院院長

実技補助 古水健吾先生、佐藤明先生
・岩手県師会介護予防事業推進委員会



講演する長嶺芳文先生

第5回

(岩手県視覚障害者団体連絡協議会結成記念講演会)

日時 平成28年2月7日

場所 アイーナ8階 804(B)会議室

講演 (1) 「マッサージ、鍼灸及び障害者差別解消法
を取巻く現状と課題について」

講師 田中 信行 先生(弁護士)

講演 (2) 「補装具や日常生活用具を利用して
生活の質を向上させるために」

講師 鈴木 孝幸 先生(日本盲人会連合副会長)



及川清隆・県視福協理事長(左)
佐々木実・県師会会長(右)

第6回

日時 平成28年3月6日

場所 盛岡市総合福祉センター3階・研修室

講演 (1) 「症状別民間療法」

講師 姜 奈希 先生

・岩手県師会会員・花心治療院院長

講演 (2) 「全国障害者スポーツ大会和歌山大会視察報告」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会会長

実技 (1) 「全国障害者スポーツ大会岩手大会に向けた
アイシング・ストレッチ実技」

講師 佐藤 茂 先生・岩手県師会業務執行理事

実技 (2) 「全国障害者スポーツ大会岩手大会に向けたキネシオテーピング実技」

講師 佐藤 明 先生・岩手県師会副会長

館下 正則 先生・岩手県師会業務執行理事



講演する姜 奈希先生

*平成28年度 生涯研修会記録

第1回(通算36回)

日時 平成28年6月5日

場所 アイーナ6階 団体活動室3

講演 (1) 「保険取扱いについて」

講師 袖林 広正法 先生

・岩手県師会業務執行理事保険部長

講演 (2) 「片頭痛の鍼治療」

(東鍼連青森大会学術発表予行)

講師 佐々木 実 先生

・岩手県師会会長、佐々木治療院院長

実技 (1) 「全国障害者スポーツ大会岩手大会に向けた
ストレッチ実技—セルフストレッチマニュアル」

講師 佐藤 茂 先生・岩手県師会業務執行理事組織強化部長・鍼灸瓢箪堂院長



講演する佐藤 茂先生

実技(2)「全国障害者スポーツ大会岩手大会に向けたキネシオテーピング実技」

テーマ:膝関節、グループワーク

講師 佐藤 明 先生・岩手県師会副会長学術部長・はまなす鍼灸治療院院長

講師 館下 正則 先生・岩手県師会業務執行理事事業部長・東医堂鍼灸治療院院長

第2回(東鍼連青森大会)

日時 平成28年7月2・3日

場所 野辺地町 まかど温泉観光ホテル

臨床研究発表「頭痛及び頭部疾患」

講師 東北6県代表 各先生

講演(1)「二次救急医療機関の夜間救急に従事する
内科医からみた鍼灸師でも知って
おかなければならない頭部疾患」

講師 織田 聡 先生(医師)
・(一社)日本統合医療支援センター代表理事)

講演(2)「鍼灸マッサージ業界の最新情勢について」

講師 杉田 久雄 先生(全鍼師会会長)

講演(3)「車椅子の可能性」

講師 四戸 龍英 先生(チェアスキー日本代表・銀メダリスト、野辺地町出身)



研究発表する佐々木実先生

第3回(鍼灸マッサージ県民公開セミナー2016)

日時 平成28年8月7日

場所 アイーナ4階フロア・県民プラザA・B・C

内容
・鍼灸無料施術体験コーナー
・マッサージ無料施術体験コーナー
・健康運動指導コーナー

施術担当 岩手県師会役員・会員

運動指導 介護予防事業推進委員会



施術する会員諸氏

第4回(健康保持のための研修会:三団体学術研修会)

日時 平成28年9月11日

場所 岩手県立盛岡視覚支援学校

・2階視聴覚室・3階按摩実習室

講演と実技「首、肩、腰部疾患に対するチクチク療法の実践」

講師 芝山 豊和 先生(芝山鍼灸整骨院院長・大阪府)



実技指導・芝山豊和先生(右)

第5回(全国障害者スポーツ大会岩手大会スポーツセラピー研修)

日時 平成28年10月22～24日

場所 盛岡市・奥州市・雫石町(3会場担当)

施術担当 岩手県師会役員・会員

第6回(東鍼連岩手交流会)

日 時 平成28年10月29・30日

場 所 平泉町・一関市

名所観光 「世界遺産平泉探訪研修－1、2」

講 演 「解毒の鍼治療」

講 師 佐藤 茂 先生・岩手県師会業務執行理事
・組織強化部長、鍼灸瓢箪堂院長



参加者の皆さん

***平成29年度 生涯研修会記録**

第1回(通算42回)

日 時 平成29年6月4日

場 所 アイーナ6階 団体活動室3

講 演 (1)「これからの介護事業と鍼灸マッサージ師
の役割」

講 師 神崎 浩之 先生(岩手県介護支援専門員
協会会長・岩手県議会議員)



講演する神崎浩之先生(奥)

講 演 (2)「脳梗塞による右片麻痺患者の施術目標を
いかに立てるか」

(東鍼連岩手大会学術発表予行)

講 師 菊池 彩香 先生

・岩手県師会会員、はり灸あん摩マッサージ指圧 暖(のん)院長

講演と実技 「太極拳の種類と発展」(東鍼連岩手大会予行)

講 師 岡村 勝子 先生

(公益社団法人日本武術太極拳連盟・公認 A 級指導員)

第2回(第40回東鍼連学術大会岩手大会)

日 時 平成29年7月2・3日

場 所 盛岡つなぎ温泉 ホテル紫苑

臨床研究発表 「脳疾患に対する鍼灸マッサージ療法」

講 師 東北6県代表 各先生

講 演 (1)「漢方相談薬局の取り組みと脳血管疾患等
…漢方薬について」

講 師 白澤 順 先生(和漢屋薬局代表)

講 演 (2)「鍼灸マッサージ業界の最新情勢について」

講 師 伊藤 久夫 先生(全鍼師会会長)

講演と実技 「太極拳の種類と発展」

講 師 岡村 勝子 先生

(公益社団法人日本武術太極拳連盟・公認A級指導員)



岩手代表・菊池彩香先生
(左から3人目)

第3回(鍼灸マッサージ県民公開セミナー2017)

日 時 平成29年8月6日

場 所 アイーナ4階フロア・県民プラザA・B・C

内 容 ・鍼灸無料施術体験コーナー
・マッサージ無料施術体験コーナー
・健康運動指導コーナー

施術担当 岩手県師会役員・会員

運動指導 介護予防事業推進委員会



施術する会員諸氏

第4回(健康保持のための研修会:三団体学術研修会)

日 時 平成29年9月3日

場 所 岩手県立盛岡視覚支援学校

・2階視聴覚室・3階按摩実習室

講演と実技 「21世紀社会に期待される鍼灸・手技
:自然鍼灸学」

講 師 西條 一止 先生

(筑波技術大学名誉教授・医学博士)



実技指導・西條一止先生(左)

第5回(一関国際ハーフマラソン・スポーツマッサージワーク)

日 時 平成29年9月17日

場 所 一関市

施術担当 岩手県師会一関支部・盛岡支部各会員

第6回(東鍼連宮城交流会)

日 時 平成29年9月30・10月1日

場 所 宮城県鳴子町 川渡温泉 玉造荘

名所観光 「鳴子温泉郷と周辺観光研修」

講 演 「鳴子温泉における鍼灸マッサージ師の新しい試み」

講 師 佐藤 要 先生(宮城県師会理事)、平野 篤 先生(宮城県師会理事)

第7回(東鍼連保険部研修会)

日 時 平成29年11月26日

場 所 アイーナ6階 団体活動室3

講 演 (1)「高齢社会をむかえてーフレイル(虚弱化)
の予防・介護予防ー」

講 師 平野 繁 先生(平野医院院長)

講 演 (2)「保険治療の情勢と今後の展望について」

講 師 山田 敏雄 先生

(全鍼師会・保険局保険推進委員)



講演する山田敏雄先生

*平成30年度 生涯研修会記録

第1回(通算49回)

日時 平成30年6月3日

場所 アイーナ6階 団体活動室3

講演 (1) 「带状疱疹痛に対する鍼灸施術」
(東鍼連宮城大会学術発表予行)

講師 藤沼 敦子 先生・岩手県師会会員、
ありす鍼灸治療院院長

講演 (2) 「業界の諸情勢について」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会会長

講演 (3) 「医療過誤と治療院経営」

講師 堀 昌弘 先生(日本鍼灸マッサージ協同組合理事長)



講演する堀 昌弘先生

第2回(東鍼連宮城大会)

日時 平成30年7月1・2日

場所 仙台サンプラザホテル

臨床研究発表 「誰にでも出来る即効性のある症例」

講師 東北4県代表 各先生

講演 (1) 「統合医療とがん」

講師 川嶋 朗(あきら)先生
(東京有明医療大学保健医療学部教授・医師)

講演 (2) 「鍼灸マッサージ業界の最新情報について」

講師 伊藤 久夫 先生(全鍼師会会長)

臨床研究発表実技 「誰にでも出来る即効性のある症例」

講師 東北2県代表 各先生

講演と実技 「明日からの臨床に役立つ操体法」

講師 稲田 稔 先生(宮城県師会会員、稲田みのる治療室院長)



岩手代表・藤沼敦子先生
(左から2人目)

第3回(鍼灸マッサージ県民公開セミナー2018)

日時 平成30年8月5日

場所 アイーナ4階フロア・県民プラザA・B・C、アイーナスタジオ

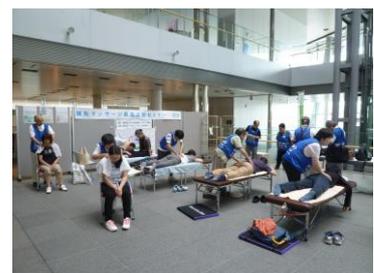
内容 ・鍼灸無料施術体験コーナー
・マッサージ無料施術体験コーナー
・健康運動指導コーナー

施術担当 岩手県師会役員、会員

運動指導 健康づくり委員会

一般公開講演 「皮膚を刺激するだけで生活習慣病が改善」

講師 長田 裕 先生(ナガタクリニック院長、医師)
芝山 豊和 先生(芝山鍼灸整骨院院長)



施術する会員諸氏

第4回(健康保持のための研修会:三団体学術研修会)

日 時 平成30年9月9日

場 所 岩手県立盛岡視覚支援学校

・2階視聴覚室・3階按摩実習室

講演と実技 「肩関節痛に対する鍼灸・手技療法の理論と
実際」

講 師 水出 靖 先生

(東京有明医療大学保健医療学部鍼灸学科
准教授、同大学院保健医療学研究科准教授)



実技指導・水出 靖先生(右)

第5回(一関国際ハーフマラソン・スポーツマッサージワーク)

日 時 平成30年9月23日

場 所 一関市

施術担当 岩手県師会一関支部・盛岡支部各会員

第6回(東鍼連福島交流会)

日 時 平成30年10月20・21日

場 所 福島県いわき市 新舞子ハイツ

名所観光 「いわき市内観光視察研修」

講 演 「ミャンマー赤十字派遣で見た地域医療の現状と海外鍼灸マッサージの普及
について」

講 師 平栗 辰也 先生(福島県師会会長、赤門鍼灸柔整専門学校講師)

第7回(東鍼連保険部研修会)

日 時 平成30年11月25日

場 所 アイーナ4階 アイーナスタジオ

講 演 (1)「メディカルインタビュー」

講 師 若山 利夫 先生(薬剤師、北上薬剤師会)

講 演 (2)「受領委任制度の最新情報について」

講 師 往田 和章 先生(全鍼師会・保険局長)



講演する往田和章先生

第8回

日 時 平成31年2月17日

場 所 アイーナ6階 団体活動室3

講 演 (1)「健康づくり委員会活動の中間総括」

講 師 古水 健吾 先生

・岩手県師会健康づくり委員会委員長

講 演 (2)「健康づくり体操の活用法」

講 師 佐藤 明 先生

・岩手県師会健康づくり委員会委員



講演する古水健吾先生

実技(1)「健康づくり体操の実技講習」

①経絡テストと経絡ストレッチ→首・肩こり編、腰痛編

講師 清水 寛平 先生・健康づくり委員会委員

②貯筋運動:4種類

講師 朝橋 正美 先生・健康づくり委員会委員

講演(3)「業界を取り巻く諸情勢について」

—無免許問題を中心に—

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会会長

実技(2)「美顔鍼灸マッサージの実技講習」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会会長

佐藤 明 先生・岩手県師会学術部長



実技指導・佐々木実先生(奥)

*** 令和1年度 生涯研修会記録**

第1回(通算57回)

日時 令和1年6月23日

場所 アイーナ6階 団体活動室2

講演(1)「中高生のスポーツ外傷、障害に対する
鍼灸施術の一例」

(東鍼連福島大会学術発表予行)

講師 高橋 康浩 先生・岩手県師会会員、
はり灸整骨 Y's(ワイズ)東洋院長



実技指導・館下正則先生

講演(2)「業界の諸情勢について」

講師 佐々木 実 先生・岩手県師会会長

報告 「平成30年度保険取扱い結果について」
袖林 広正法 先生・岩手県師会保険部長

あはき講座

講話と実技(1)「肩関節痛に対する一本鍼療法」

講師 館下 正則 先生・岩手県師会事業部長
・東医堂鍼灸治療院院長



実技指導・伊藤庸一先生(中)

講話と実技(2)「私を育てた3つの言葉」

講師 伊藤 庸一 先生・岩手県師会相談役
・伊藤はりきゅうマッサージ治療院院長

第2回(東鍼連福島大会)

日時 令和1年7月7・8日

場所 ホテルリステル猪苗代

講演(1)「脊柱管狭窄の病態と治療」

講師 菊地 臣一(きくちしんいち)先生
(公立大学法人福島県立医科大学前学長)



岩手代表・高橋康浩先生
(右から3人目)

講演(2)「野口英世の研究から細菌学進歩の軌跡を探る」

講師 竹田 美文(たけだよしふみ)先生(公益財団法人野口英世記念会副理事長)
臨床研究発表 「スポーツ鍼灸マッサージ～スポーツ障害・メンテナンス」
講師 東北6県代表 各先生
講演(3)「鍼灸マッサージ業界の最新情報について」
講師 伊藤 久夫 先生(全鍼師会会長)

第3回(鍼灸マッサージ県民公開セミナー2019)

日時 令和1年8月4日
場所 アイーナ4階フロア・県民プラザA・B・C、
アイーナスタジオ
内容 ・鍼灸マッサージ無料施術体験コーナー
・健康運動指導コーナー
施術担当 岩手県師会役員・会員
運動指導 健康づくり委員会



鍼施術する古舘吉弘副会長

第4回(健康保持のための研修会:三団体学術研修会)

日時 令和1年9月8日
場所 岩手県立盛岡視覚支援学校・2階視聴覚室・3階按摩実習室
講演と実技 「腰部脊柱管狭窄症の診かたと鍼灸手技療法」
講師 野口 栄太郎 先生(筑波技術大学教授)

第5回(一関国際ハーフマラソン・スポーツマッサージワーク)

日時 令和1年9月22日
場所 一関市
施術担当 岩手県師会一関支部・盛岡支部各会員

第6回(東鍼連山形交流会)

日時 令和1年9月28・29日
場所 山形県上山市 仙溪園 月岡ホテル
名所観光 「上山市内漆山果樹園とワイナリー工場視察研修と講話、上山城内視察研修」
講師 上山市職員

第7回(東鍼連保険部研修会)

日時 令和1年11月24日
場所 アイーナ6階 団体活動室3
講演(1)「100歳までの素敵な日々を自分の歯で颯爽と」
講師 松浦 直美 先生
(歯科医師、まつうら歯科クリニック)
講演(2)「保険審査会委員の業務について」
講師 井口 力 先生・岩手県師会庶務部長



講演する松浦直美先生

講演 (3) 「訪問医療マッサージの治療院経営について」
講師 田口 倫行 先生(レイス治療院北上店代表)

第8回(あはき講座)

日時 令和2年2月9日

場所 アイーナ5階 501B

講演 「臨床における経絡治療の独自性と可能性」

講師 藤原 正 先生(東洋はり医学会前岩手支部長)

実技 (1) 治療法の実際:モデル患者を治療

講師 藤原 正 先生(東洋はり医学会会員)

中村 匡宏 先生(東洋はり医学会会員)

実技 (2) 脈診法の指導:二人一組で実習

講師 佐藤 明 先生(東洋はり医学会会友)

実技 (3) 刺鍼法(補法と瀉法)の指導:二人一組で実習

講師 袖林 広正法 先生(東洋はり医学会元会員)

袖林 正美 先生(東洋はり医学会会員)

・各講師が40分間ずつローテーション指導



実技指導・藤原正先生(左)

* 令和2年度 生涯研修会記録

第1回

日時 令和2年6月7日

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止

第2回(東鍼連山形大会)

日時 令和1年7月5・6日

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため1年間延期

第3回(鍼灸マッサージ県民公開セミナー2020)

日時 令和2年8月2日

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止

第4回(健康保持のための研修会:三団体学術研修会)

日時 令和2年9月13日

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止

第5回(一関国際ハーフマラソン・スポーツマッサージワーク)

日時 令和2年9月27日

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため大会中止

第6回(東鍼連秋田交流会)

日 時 令和2年10月 日

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため1年間延期

第7回(東鍼連保険部研修会)

日 時 令和2年11月29日

※研修会の計画がなくなり中止

第8回(あはき講座)

日 時 令和3年2月14日

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止

*** 令和3年度 生涯研修会記録**

第1回(通算65回)

日 時 令和3年6月6日

オンライン開催:ホスト・佐々木実会長宅

講 演 (1)「保険関係の最新情報について」

講 師 井口 力 先生・岩手県師会保険部長

講 演 (2)「不定愁訴症候群に対するアプローチ」

(東鍼連山形大会学術発表予行)

講 師 村上 直人 先生・岩手県師会会員、村上治療院院長

講 演 (3)「業界の中央情勢について」

講 師 佐々木 実 先生・岩手県師会会長

あはき講座

講 演 (4)「打鍼術」(DVDによる実技あり)(あはき講座)

講 師 佐藤 茂 先生・岩手県師会業務執行理事、鍼灸瓢箪堂院長

第2回(東鍼連山形大会)

日 時 令和3年7月4日

オンライン開催:ホスト・原田幸美会長宅

臨床研究発表 「不定愁訴症候群へのアプローチ」

講 師 東北6県代表 各先生

第3回(教養講座)

日 時 令和3年8月8日

オンライン開催:ホスト・佐々木実会長宅

講 演 「高野長英—先覚者の悲劇—」

講 師 岡崎 正道 先生(元岩手大学教授)

第4回(第20回東洋療法推進大会 in 大阪)

日 時 令和3年10月17日

場 所 都シティ大阪天王寺

オンライン及びオンデマンド開催

講 演 「腰痛の新しい概念とその治療の実際」

講 師 粕谷 大智 先生(東大医学部附属病院リハビリ部鍼灸部門主任)

6つの分科会と学術発表5題

第5回(東鍼連秋田交流会)

日 時 令和3年12月19日

オンライン開催:ホスト・高橋和彦会長宅

講 演 (1)「女性の患者さんに喜ばれるセルフケアのお灸」

講 師 高橋 郁江 先生(秋田県師会)

講 演 (2)「鍼灸電子カルテの便利な使い方」

講 師 セイリン株式会社 担当社員

第6回(通算70回)(あはき講座)

日 時 令和4年2月13日

オンライン開催:ホスト・佐々木実会長宅

講 演 (1)「心の危機をどう乗り越えるかーより良い人生を得るために」

講 師 菅原 憲 先生(岩手県立大学大学院非常勤講師、臨床心理士)

講 演 (2)「トリガーポイント鍼治療の理論と応用」

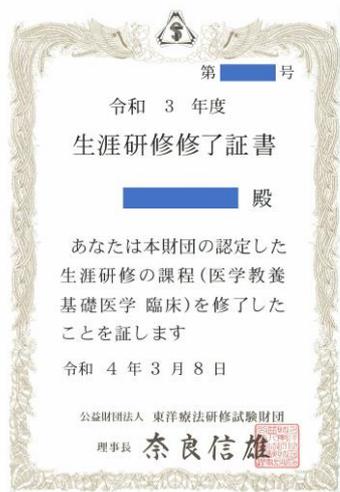
講 師 武藤 永治 先生(福島県師会理事、赤門鍼灸柔整専門学校講師)

*「生涯研修修了証書」

年度内に25単位以上修了者に
東洋療法試験財団から与えられる。

*「生涯研修表彰状」

生涯研修を5年間修了した者に対して
東洋療法試験財団から与えられる。



生涯研修修了証書



生涯研修表彰状

◆鍼灸マッサージ県民公開セミナー

*「鍼灸マッサージ県民公開セミナー2016」

「鍼灸マッサージ県民公開セミナー2016」が8月7日、会員34名の出席により、アイーナ4階県民プラザA・B・Cにおいて開催された。

鍼灸コーナー、マッサージコーナーの無料施術体験と健康づくり運動の3コーナーにのべ110名の県民が来場し、東洋療法である鍼灸マッサージを体験された。

これは、8月9日を「はりきゅうマッサージの日」に制定した業界団体が各都道府県で一斉に取り組んでいるもので、「県民の健康づくりに貢献する鍼灸マッサージの普及と啓発」を第一の目的とし、二つ目は「無免許業者施術による健康被害に遭遇しないよう県民に注意を呼びかける」というイベントです。

会場内の展示パネルに、全日本鍼灸マッサージ師会作成のポスターや鍼灸に関する掲示物、東洋療法・鍼灸マッサージについてのパンフレット、無免許業者注意喚起チラシ、会員治療院一覧表を来場者に配布した。

このセミナーは、岩手県師会として初開催され新聞取材されるなど盛会であった。



ストレッチの指導をする会員

*「鍼灸マッサージ県民公開セミナー2017」

猛暑日に近い33.6℃の気温となった8月6日(日)、アイーナ4階県民プラザA・B・Cにおいて開催され、会員29名、付添2名、関連業者2名の33名が参加した。

マッサージコーナー、はりコーナー、新しくきゅうコーナー、健康運動コーナーに、のべ133名の県民が来場され、東洋療法の効果を体験されていた。また、無免許対策の各種ポスター等も昨年より多く掲示し当会の活動紹介コーナーには写真や東鍼連岩手



ストレッチの指導をする会員

平成28年 8月7日(日) / 11:00~14:30
会場/アイーナ4階・県民プラザA・B・C
テーマ/健康づくりに役立つ鍼灸マッサージを知ろう!

**鍼灸マッサージ
県民公開セミナー2016**

◆対象/県民・高齢者・どなたでも参加いただけます
◆定員/鍼灸コーナー:60名 マッサージコーナー:72名
健康運動コーナー:40名
※運動しやすい服装、タオル・飲み物をご持参ください。
◆参加費/各コーナー無料施術・無料体験いただけます

主催 一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会
後援 岩手日報社 盛岡タイムス社

8月9日、「はりきゅうマッサージの日」にちなんで、鍼灸マッサージの普及と啓発を目的としたイベントが開催された。

岩手県では、岩手県鍼灸マッサージ師会が8月7日、いわて県民情報交流センター・アイーナで「鍼灸マッサージ県民公開セミナー2016」を開催した。佐々木実氏(岩手県鍼灸マッサージ師会会長)によると、「健康づくりに役立つ鍼灸マッサージを知ろう!」をテーマとして、岩手県民を対象に鍼灸とマッサージの無料体験を実施し、鍼灸の無料体験に31人、マッサージに56人が

鍼灸マッサージ県民公開セミナー2016で無料体験会を行った岩手県鍼灸マッサージ師会
(写真提供: 岩手県鍼灸マッサージ師会)

月刊医道の日本掲載記事

平成29年 8月6日(日) / 11:00~14:30
会場/アイーナ4階・県民プラザA・B・C
"何だろう、鍼灸マッサージ? 思ったより、いいもんだね!"
— 8月9日は「はり・きゅう・マッサージの日」—

**鍼灸マッサージ
県民公開セミナー
2017**

※今日の健康情報誌掲載!
※参加の機会、医師会のご推薦を!

◆無料施術コーナー◆
◆はり・きゅうコーナー◆
◆マッサージコーナー◆
◆健康運動コーナー◆

主催 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会
後援 岩手県 盛岡市 岩手県医師会 IBC 岩手放送 テレビ岩手
めんこいテレビ 岩手朝日テレビ 盛岡タイムス社 (順不同)

大会のポスターも張り出した。

マッサージコーナーは順番待ちの人がいるなど盛況となり60人の利用者があり、はりコーナーでは、31人の市民が体験された。今年はきゅうコーナーを設置し、電気きゅうでは25人が初めてお灸を体験したという方ばかりでした。

健康運動コーナーでは、17人の一般市民や高齢者が訪れ、経絡テストによる上肢や下肢のストレッチ、筋力を向上させる貯筋運動をマンツーマン指導により行った。

*「鍼灸マッサージ県民公開セミナー2018」

予想された暑さも和らいだ8月5日(日)、アイーナ4階県民プラザA・B・C及びアイーナスタジオにおいて開催され、参加会員39名(秋田県師会5名含む)、付添2名、医療器具業者3名を含む46名に参加いただいた。

マッサージコーナー、はりコーナー、きゅうコーナー、健康づくりコーナーの4コーナー、そして、今回新企画の県民公開講座「皮膚を刺激するだけで生活習慣病が改善！」というチクチク療法の創始者である医師の長田裕(ながたひろし)先生をお招きした講演会と体験施術会が行われ、のべ126名の県民が来場された。

総合受付と健康づくりコーナー受付には、「各種健康相談窓口」と「東洋医学相談窓口」を置き、来場者の多様なニーズに対応した。

マッサージコーナーは40人の利用者があり、はりコーナーは26人が体験され、5人が美顔鍼を体験した。きゅうコーナーでは16人が電気きゅうを体験した。



電気きゅう施術中の会員

鍼灸マッサージ
県民公開セミナー
2018

◆市民公開講座◆
講師
「チクチク療法」創始者
ナガタクリニック
院長 長田 裕 医師

講演
「皮膚を刺激するだけで
生活習慣病が改善！」

◆無料施術体験コーナー◆
・マッサージコーナー
・はりコーナー
・きゅうコーナー
・健康体操コーナー

大好評!!
講演・健康相談・
体験施術
参加費 無料!

平成30年 8月5日(日) 11:00~14:30

会場/アイーナ4階・県民プラザA・B・C、アイーナスタジオ
「いやしなおも「鍼灸マッサージ」! やっぱり、そだねー!」

8月9日は「はり・きゅう・マッサージの日」

主催 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会

*「鍼灸マッサージ県民公開セミナー2019」

暑さも和らいだ8月4日(日)、アイーナ4階県民プラザA・B・C及びアイーナスタジオにおいて開催された。参加会員38名(秋田県師会1名含む)、付添2名、医療器具業者1名を含む41名が参加し元気な活動で盛り上げた。

令和時代最初のテーマを『新しい時代が「鍼灸マッサージ」を求めている!』とした。マッサージ、はり、きゅう、美顔鍼、健康体操指導の各



はり施術中の会員

鍼灸マッサージ
県民公開セミナー
2019

◆鍼灸マッサージ師による◆

大好評!!

- ◎ 東洋医学の健康相談実施!
- ◎ 各種疾患の無料治療実施!
- ◎ 健康体操・運動指導実施!

参加費 無料!

2019年 8月4日(日) 11:00~14:30

会場/アイーナ4階・県民プラザA・B・C
「新しい時代が「鍼灸マッサージ」を求めている!」

8月9日は「はり・きゅう・マッサージの日」

主催 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会

ブースを設置しのべ116名の県民が来場された。

来場者に「8月9日は鍼灸マッサージの日」と「あなたの健康は鍼灸マッサージの国家免許保有者が守ります」の文字を印刷した「うちわ」を配布し啓発活動を行い、イベント参加会員治療院一覧表を配布した。

今回は新たに治療問診票を記入してもらい、来場者のデータを集計した結果、女性32人、男性18人の合計50人が来場された。症状の分類は、肩が26人、腰が20人、首が15人、下腿部が7人、背部が7人、大腿部が5人、手首から指が3人、足首が2人、その他が4人、のべ合計89人でした。

希望する治療法を尋ねると、マッサージが41人、鍼が27人、お灸が9人、美顔鍼が6人、体操指導が5人、のべ合計が88人という内訳だった。

*「鍼灸マッサージ県民公開セミナー2020」

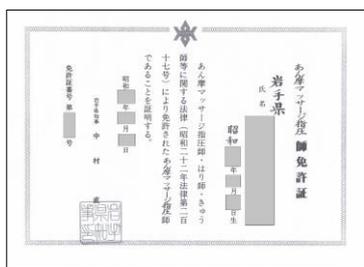
令和2年8月2日開催予定だったこのイベントは、新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止された。

*「鍼灸マッサージ県民公開セミナー2021」

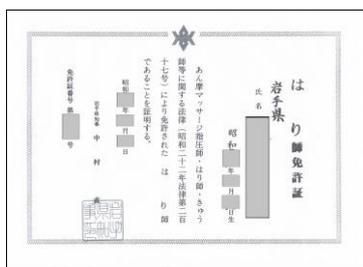
令和3年8月8日開催予定だったこのイベントは、新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止された。

◆鍼師、灸師、マッサージ師免許証

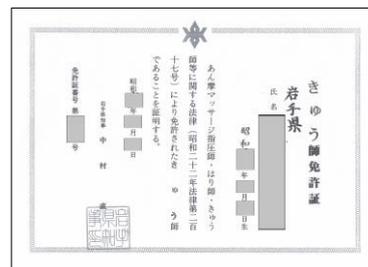
* 岩手県知事免許証



あん摩マッサージ指圧師免許証

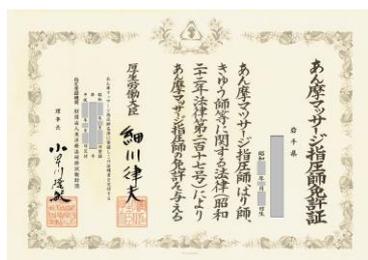


はり師免許証



きゅう師免許証

* 厚生労働大臣免許証



あん摩マッサージ指圧師免許証



はり師免許証



きゅう師免許証

◆各種証明書

* 施術所届出済証明書

保健所に登録されていることを証明し、無免許対策になることから院内に掲示することを会員に推奨している

| 施術所届出済証明書 | |
|---|-------------------|
| 証明事項 | |
| 施術所の名称 | ■■■■ 鍼灸治療院 |
| 開設の場所 | 岩手県盛岡市■■■■ |
| 開設者 | ■■■■ |
| 施術者 | ■■■■ |
| 開設年月日 | 平成23年5月28日 |
| 業務の種類 | あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう |
| 上記のとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項の規定に基づく届出事項が受理されていることを証明する。 | |
| 平成23年 6月 9日 | 盛岡市保健所長 ■■■■ |

* 厚生労働大臣免許保有証

東洋療法試験財団に登録されていることを証明し、無免許対策になるため業務に従事中は携帯するよう推奨している。免許保有証は5年ごとに更新される。

| 厚生労働大臣免許保有証 | |
|----------------------------------|-------------|
| 氏名 | ■■■■ |
| 生年月日 | 昭和■■年■■月■■日 |
| 免許登録番号 | ■■■■ |
| あん摩マッサージ指圧師 | 厚券第■■■■号 |
| はり師 | 厚券第■■■■号 |
| きゅう師 | 厚券第■■■■号 |
| 上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。 | |
| 有効期限 | 令和8年3月31日 |
| 東洋療法試験財団 ■■■■ | |

◆海外研修生を迎える-佐々木 みかさん

2013年、岩手県より当会に「岩手県海外国際交流事業としてアルゼンチンから佐々木 みかさんという日系三世がマッサージを学びたいと言っているのを受け入れることにしたい。については協力してほしい」という依頼があった。

6月から半年間、井口理事を中心に基礎や実技の指導に当たった。アルゼンチンのマッサージ事情なども話してもらった等、会員との交流を交えながら楽しい国際交流となった。

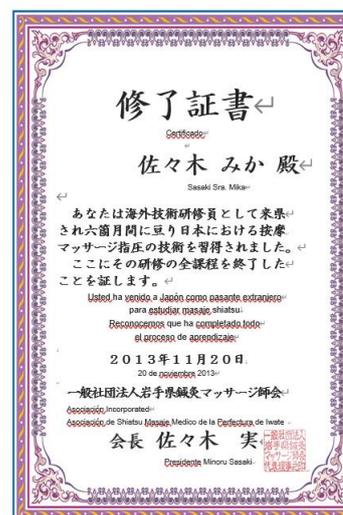
最後に、県庁で行われた修了式では当会からの修了証書を授与。アルゼンチンにはマッサージ業に公的な資格がないとのことで、大変喜んで帰国された。

帰国してから8年以上が経過し指圧の仕事に従事したいと話していたが、きっと元気で活躍され幸福な毎日を過ごしていることでしょう。

当会にとって記憶に残る貴重な経験となりました。



講演中の佐々木みかさん



4. 災害とボランティア

◆東日本大震災ボランティア

* 岩手県師会としての対応－岩手県師会震災対策委員会まとめ

(2011年3月11日・午後2時46分にMG9.0の大地震発生。大津波で沿岸部の会員7名が家や施術所を流されたり、甚大な被害を受けたりする。それに対する対応をまとめたもの)

* 会員の安否と被害状況確認

- ・速やかに「対策委員会」を立ち上げる(正副理事長 + 総務・会計部長)。
- ・日ごろ会員の家電・携帯電話番号・メールアドレスを役員全員に周知しておく。
- ・デマや口伝えの情報には留意し、最終窓口は一つとし、情報を集める。

* ボランティア準備

- ・ボランティア希望者を募る(全鍼110番加入者を中心に)。
- ・被災地避難所には県師会が、それ以外の避難所には支部師会が当たる。ただし、支部師会ボランティアも対策委員会が関与しまとめる。
- ・県師会として災害時に使える資金をプールしておく。それが不十分な場合は、被災者以外の会員に義援金を募る。振込用紙を送る(全盲者にも配慮し、記入済みのもの)。金額は会員の家計の負担とならないように低額(一口2千円程度)とし、何口でも受け付けるとする。ご芳名簿は「県師会情報」や「会報」に載せる。
- ・被災地社会福祉協議会等関係団体と連絡を取る。
- ・先発隊はマッサージ師を中心のメンバー構成とする。避難所の条件が整ったら鍼灸師も派遣する。また、小児鍼など刺鍼せずに治療出来る療法も身につけておく。
- ・被災地では自己完結を鉄則とし、持ち物は、マスク・上履き・消毒薬・白衣など。
- ・県師会からは現地までの交通費と弁当代(500円)を支給。

* ボランティア活動

- ・会員個人の車で被災地に行くのは避け、公共機関をなるべく使う(事故や故障への配慮)。
- ・避難所窓口に行き帰り挨拶をし、次回の予定も告げる。
- ・ビブスを着用し立場を明らかにし、周りに安心感を与える。
- ・施術は事故のないように軽めのマッサージ、痛くない鍼を心がける。
- ・帰って来たら委員会に報告し、次回担当者への引継ぎを行う。

* ボランティア終了

- ・被災者が仮設住宅に移ったら終わりとする。その後のことは、地域会員の不利益とならないように配慮する。
- ・ボランティア実績を主務官庁や全鍼等に届ける。
- ・反省会を兼ねた慰労会の実施。

* 被災会員へのサポート

- ・家や施術所を失った、あるいは半壊以上の人を対象とする。
- ・会員より集めた義援金の中から一人3万円を見舞金として送る。(出来ることなら会計より出資出来る形を取っておくのが望ましい)
- ・会費(県と全鍼)1年分を免除(県師会会計より)。後に全鍼より全鍼分の会費(1年分)を免除すると連絡あり。
- ・支援物資を会員の車で被災者に配る(2回)。また、治療器具等の援助物資を小包で送る。
- ・全鍼から送られた義援金の中から1人15万円を見舞金として送る(額は全鍼からの指定)

* 東日本大震災直後、佐々木実理事長名で県内会員へ次の文書が発せられた。

会員各位

(社) 岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会
理事長 佐々木 実

東北太平洋沖地震被災者義援金のお願い

前略、このたび、「東北太平洋沖地震」に際しまして皆様被害はなかったでしょうか。報道によりますと、内陸部ではそれほどの被害はなかったものの、沿岸部では津波などによる甚大な被害となり、避難所暮らしを余儀なくされている人たちも多くいます。我が会の中でも住まいや治療所を失った人たちが沢山おります。そこで会としまして被災した会員への助成、被災地での鍼灸マッサージボランティアなどを行うための資金を皆様にご協力いただきたいと思います。金額は一応2千円以上としますが、何円でもかまいませんので同封の郵便振込にてお振込いただければ幸いです。

郵便振替用紙には金額を除いて必要事項は全て記入してありますので、ご寄付いただける金額をご記入の上、郵便局窓口でお振込願いますようお願い申し上げます。

皆様からお寄せいただいた義援金は、「震災対策特別委員会」で管理運営させていただきます。随時「県師会情報」等で報告させていただきます。

なお、義援金にご協力いただいた方々のお名前は「県師会情報」でお知らせするとともに、「平成23年度会報」に掲載させていただく予定です。このような不況なおりのお願いで心苦しいのですが、「皆で助け合う」という精神から何卒ご協力をお願い致します。

平成22年3月25日

◆ 岩手県師会避難所 鍼・マッサージボランティア内訳

| 月日 | 場 所 | 参加者人数 | 施術人数 |
|------|--------------|-------|------|
| 3/19 | 遠野市 上郷地区センター | 1 | 11 |
| 3/20 | 遠野市 上郷地区センター | 1 | 10 |
| 3/26 | 遠野市 上郷地区センター | 1 | 5 |
| 3/27 | 遠野市 上郷地区センター | 1 | 5 |
| 3/27 | 大船渡市 盛小学校 | 4 | 55 |
| 3/29 | 大船渡市 カメリアホール | 2 | 22 |

| | | | |
|------|---------------|---|----|
| 3/30 | 大船渡市 カメリアホール | 2 | 14 |
| | | | |
| 4/3 | 大船渡市 大船渡中学校 | 8 | 40 |
| 4/3 | 遠野市 上郷地区センター | 1 | 5 |
| 4/4 | 大船渡市 カメリアホール | 1 | 8 |
| 4/7 | 一関市 サンアベニティーズ | 1 | 2 |
| 4/10 | 大船渡市 赤崎漁村センター | 4 | 28 |
| 4/10 | 遠野市 上郷地区センター | 1 | 3 |
| 4/11 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 6 |
| 4/12 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 6 |
| 4/15 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 6 |
| 4/17 | 大船渡市綾里 綾姫ホール | 5 | 19 |
| 4/18 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 6 |
| 4/19 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 1 | 3 |
| 4/20 | 宮古市 宮古市総合体育館 | 5 | 20 |
| 4/20 | 大船渡市 カメリアホール | 1 | 13 |
| 4/21 | 奥州市 衣川荘 | 1 | 12 |
| 4/22 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 8 |
| 4/24 | 宮古市 宮古市総合体育館 | 3 | 13 |
| 4/24 | 大船渡市 リアスホール | 4 | 20 |
| 4/25 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 8 |
| 4/26 | 一関 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 6 |
| 4/28 | 奥州市 衣川荘 | 1 | 6 |
| 4/28 | 大船渡市 カメリアホール | 3 | 6 |
| 4/29 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 1 | 5 |
| | | | |
| 5/2 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 7 |
| 5/3 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 8 |
| 5/3 | 宮古市 宮古市総合体育館 | 3 | 13 |
| 5/6 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 8 |
| 5/8 | 宮古市 宮古市総合体育館 | 3 | 18 |
| 5/9 | 一関市 祭時温泉かみくら | 1 | 5 |
| 5/10 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 1 | 5 |

| | | | |
|------|--------------|-----|-----|
| 5/13 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 8 |
| 5/15 | 宮古市 宮古市総合体育館 | 2 | 16 |
| 5/16 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 6 |
| 5/17 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 1 | 4 |
| 5/20 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 6 |
| 5/22 | 大船渡市 リアスホール | 2 | 18 |
| 5/22 | 宮古市 宮古総合体育館 | 3 | 24 |
| 5/23 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 7 |
| 5/24 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 1 | 4 |
| 5/29 | 大船渡市 蔵ハウス | 2 | 18 |
| 5/29 | 宮古市 宮古総合体育館 | 4 | 23 |
| 5/30 | 一関市 祭時温泉かみくら | 1 | 3 |
| 5/31 | 大船渡市 カメリアホール | 1 | 2 |
| 5/31 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 6 |
| | | | |
| 6/3 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 6 |
| 6/5 | 宮古市 宮古市総合体育館 | 3 | 16 |
| 6/6 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 6 |
| 6/10 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 1 | 4 |
| 6/13 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 5 |
| 6/17 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 5 |
| 6/19 | 宮古市 宮古総合体育館 | 2 | 21 |
| 6/19 | 大船渡市 気仙苑 | 2 | 11 |
| 6/20 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 5 |
| 6/24 | 一関市 矢びつ温泉瑞泉閣 | 2 | 7 |
| 6/26 | 宮古市 宮古総合体育館 | 5 | 18 |
| 6/26 | 大船渡市 気仙苑 | 2 | 17 |
| 6/26 | 大船渡市 カメリアホール | 1 | 9 |
| 6/27 | 一関市 祭時温泉かみくら | 2 | 6 |
| | | | |
| 7/10 | 宮古市 宮古総合体育館 | 3 | 14 |
| 7/10 | 大船渡市 カメリアホール | 3 | 10 |
| 合計 | 67 回 | 144 | 740 |

お見積書

ニチイ学館株式会社 様

見積日 平成25年3月25日

下記の通りお見積り申し上げます

一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会

期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日 毎週日曜日午後1時～午後4時

内容 釜石小川地区高齢者サポートセンターにて鍼灸マッサージ施術(1回につき2名派遣)

金額 624,000円

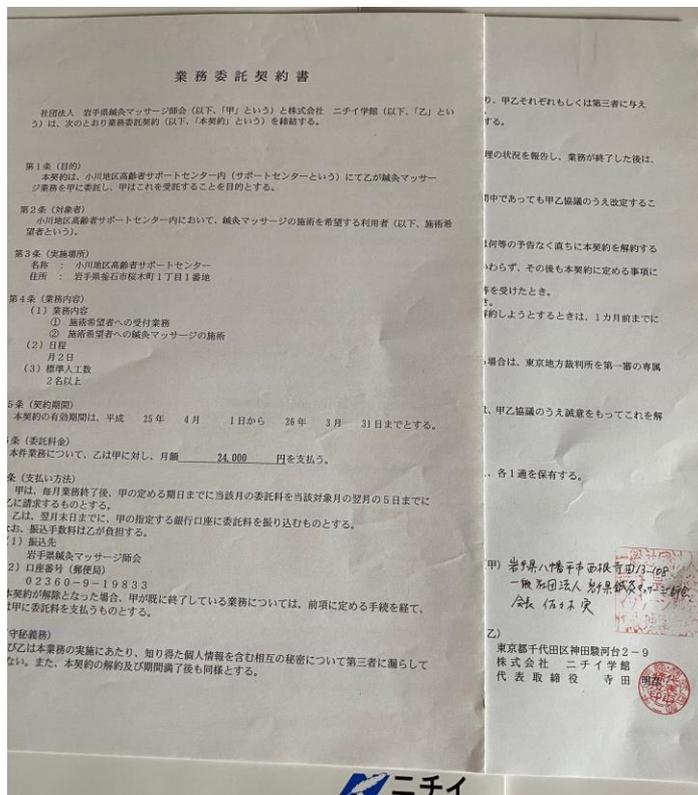
(内訳) 1名6,000円(税込) × 2名 × 52週 = 624,000円

一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 事務所

〒028-7401 八幡平市西根寺田13-108

TEL0195-77-2057

会長 佐々木 実



業務委託契約書

◆釜石市小川地区高齢者サポートセンター鍼灸マッサージボランティア集計

| 年月日 | 参加人数 | 参加氏名 | 施術人数 |
|---------------|------|-------------|------|
| 平成 25 年 1/20 | 2 | 佐々木至、佐々木きみ子 | 17 |
| 1/27 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 19 |
| 2/10 | 2 | 佐々木至、佐々木きみ子 | 19 |
| 2/24 | 2 | 藤井満哉、藤井福子 | 19 |
| 3/10 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 14 |
| 3/24 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 19 |
| 平成 25 年度 4/7 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 17 |
| 4/21 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 12 |
| 5/19 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 16 |
| 5/26 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 18 |
| 6/9 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 16 |
| 6/23 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 18 |
| 7/14 | 2 | 佐々木きみ子、佐々木至 | 18 |
| 7/28 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 13 |
| 8/11 | 2 | 朝橋正美、藤井福子 | 16 |
| 8/25 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 16 |
| 9/8 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 16 |
| 9/22 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 15 |
| 10/6 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 14 |
| 10/20 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 16 |
| 11/10 | 2 | 藤井満哉、藤井福子 | 17 |
| 11/17 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 18 |
| 12/1 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 16 |
| 12/15 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 15 |
| 平成 26 年 1/12 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 14 |
| 1/26 | 2 | 朝橋正美、大澤睦子 | 15 |
| 2/9 | 2 | 佐々木きみ子、藤井福子 | 8 |
| 2/23 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 15 |
| 3/9 | 1 | 朝橋正美 | 8 |
| 3/23 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 13 |
| 平成 26 年度 4/20 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 10 |
| 4/27 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 8 |

| | | | |
|-------|---|--------------|----|
| 5/4 | 2 | 朝橋正美、佐々木忠久 | 10 |
| 5/11 | 2 | 佐々木きみ子、佐々木忠久 | 13 |
| 5/18 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 11 |
| 5/25 | 2 | 佐々木きみ子、荒熊稔 | 9 |
| 6/1 | 2 | 佐々木きみ子、田沢博崇 | 10 |
| 6/8 | 2 | 佐々木きみ子、朝橋正美 | 10 |
| 6/15 | 2 | 佐々木忠久、藤井満哉 | 11 |
| 6/22 | 2 | 朝橋正美、佐々木、きみ子 | 10 |
| 6/29 | 2 | 佐々木実、大澤睦子 | 11 |
| 7/6 | 2 | 佐々木きみ子、田沢博崇 | 11 |
| 7/13 | 2 | 佐々木きみ子、古水健吾 | 11 |
| 7/20 | 2 | 朝橋正美、佐々木、きみ子 | 8 |
| 7/27 | 2 | 朝橋正美、佐々木、きみ子 | 9 |
| 8/3 | 2 | 佐々木実、佐々木きみ子 | 10 |
| 8/10 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 11 |
| 8/17 | 2 | 藤井満哉、田沢博崇 | 9 |
| 8/24 | 2 | 朝橋正美、古水健吾 | 11 |
| 8/31 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 6 |
| 9/7 | 2 | 佐々木きみ子、古水健吾 | 12 |
| 9/14 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 12 |
| 9/21 | 2 | 佐々木きみ子、佐々木金男 | 12 |
| 9/28 | 2 | 朝橋正美、荒熊稔 | 10 |
| 10/5 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 10 |
| 10/12 | 2 | 朝橋正美、古水健吾 | 12 |
| 10/19 | 2 | 田沢博崇、藤井福子 | 9 |
| 10/26 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 11/2 | 2 | 古水健吾、田沢博崇 | 9 |
| 11/9 | 2 | 佐々木きみ子、荒熊稔 | 9 |
| 11/16 | 2 | 朝橋正美、古水健吾 | 9 |
| 11/23 | 2 | 田沢博崇、藤井満哉 | 11 |
| 11/30 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 12 |
| 12/7 | 2 | 朝橋正美、藤井福子 | 11 |
| 12/14 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 10 |

| | | | |
|---------------|---|-------------|----|
| 12/21 | 2 | 藤井満哉、藤井福子 | 8 |
| 12/28 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 12 |
| 平成 27 年 1/4 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 12 |
| 1/11 | 2 | 田沢博崇、藤井満哉 | 10 |
| 1/18 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 11 |
| 1/25 | 2 | 朝橋正美、藤井福子 | 10 |
| 2/1 | 2 | 朝橋正美、田沢博崇 | 11 |
| 2/8 | 2 | 佐々木きみ子、古水健吾 | 10 |
| 2/15 | 2 | 朝橋正美、藤井福子 | 11 |
| 2/22 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 11 |
| 3/1 | 2 | 藤井満哉、藤井福子 | 10 |
| 3/8 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 3/15 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 10 |
| 3/22 | 2 | 朝橋正美、田沢博崇 | 10 |
| 3/29 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 11 |
| 平成 27 年度 4/12 | 2 | 朝橋正美、田沢博崇 | 10 |
| 4/26 | 2 | 朝橋正美佐々木、きみ子 | 9 |
| 5/17 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 11 |
| 5/24 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 12 |
| 6/7 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 12 |
| 6/28 | 2 | 朝橋正美、佐々木実 | 11 |
| 7/5 | 2 | 佐々木きみ子、藤井福子 | 10 |
| 7/19 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 8/2 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 11 |
| 8/16 | 2 | 朝橋正美、田沢博崇 | 11 |
| 8/30 | 2 | 朝橋正美、大澤睦子 | 12 |
| 9/13 | 2 | 藤井満哉、藤井福子 | 12 |
| 9/27 | 2 | 佐々木きみ子、田沢博崇 | 10 |
| 10/11 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 12 |
| 10/25 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 12 |
| 11/15 | 2 | 朝橋正美、古水健吾 | 10 |
| 11/22 | 2 | 朝橋正美、田沢博崇 | 12 |
| 12/6 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |

| | | | |
|---------------|---|-------------|----|
| 12/20 | 2 | 朝橋正美、大澤睦子 | 10 |
| 平成 28 年 1/10 | 2 | 朝橋正美佐々木、きみ子 | 10 |
| 1/17 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 1/31 | 2 | 藤井満哉、藤井福子 | 10 |
| 2/14 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 9 |
| 2/28 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 3/6 | 2 | 朝橋正美、藤井満哉 | 10 |
| 3/27 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 平成 28 年度 4/10 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 4/24 | 2 | 朝橋正美、藤井福子 | 12 |
| 5/15 | 2 | 朝橋正美、藤井満哉 | 10 |
| 5/29 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 12 |
| 6/12 | 2 | 朝橋正美、藤井満哉 | 10 |
| 6/26 | 2 | 朝橋正美、佐々木真樹 | 10 |
| 7/3 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 8 |
| 7/17 | 2 | 朝橋正美、佐々木真樹 | 12 |
| 7/31 | 2 | 藤井満哉、佐々木真樹 | 8 |
| 8/7 | 2 | 藤井満哉、佐々木真樹 | 6 |
| 8/21 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 11 |
| 9/18 | 2 | 朝橋正美、佐々木真樹 | 8 |
| 9/25 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 6 |
| 10/9 | 2 | 朝橋正美、佐々木真樹 | 7 |
| 10/30 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 8 |
| 11/6 | 2 | 佐々木きみ子、藤井福子 | 6 |
| 11/20 | 1 | 佐々木真樹 | 6 |
| 11/27 | 1 | 朝橋正美 | 5 |
| 12/4 | 2 | 朝橋正美、佐々木真樹 | 10 |
| 12/18 | 2 | 佐々木きみ子、大澤睦子 | 6 |
| 平成 29 年 1/15 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 8 |
| 1/22 | 2 | 朝橋正美、佐々木真樹 | 7 |
| 1/29 | 2 | 朝橋正美、佐々木真樹 | 8 |
| 2/5 | 2 | 朝橋正美、佐々木真樹 | 9 |
| 2/19 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 5 |

| | | | |
|--------------|---|-------------|----|
| 2/26 | 2 | 朝橋正美、藤井満哉 | 10 |
| 3/26 | 2 | 朝橋正美、藤井福子 | 8 |
| 平成 29 年度 4/2 | 1 | 佐々木きみ子 | 5 |
| 4/9 | 1 | 朝橋正美 | 5 |
| 4/16 | 1 | 佐々木きみ子 | 6 |
| 4/30 | 1 | 朝橋正美 | 5 |
| 5/7 | 1 | 佐々木真樹 | 5 |
| 5/14 | 1 | 朝橋正美 | 5 |
| 5/21 | 1 | 朝橋正美 | 4 |
| 5/28 | 1 | 佐々木きみ子 | 5 |
| 6/4 | 1 | 佐々木真樹 | 5 |
| 6/11 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 7 |
| 6/25 | 1 | 朝橋正美 | 5 |
| 7/2 | 1 | 佐々木真樹 | 5 |
| 7/9 | 1 | 朝橋正美 | 4 |
| 7/16 | 1 | 佐々木きみ子 | 3 |
| 7/23 | 1 | 朝橋正美 | 5 |
| 8/6 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 8 |
| 8/20 | 1 | 朝橋正美 | 6 |
| 8/27 | 1 | 佐々木きみ子 | 5 |
| 9/3 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 9/10 | 1 | 佐々木真樹 | 6 |
| 9/17 | 1 | 朝橋正美 | 5 |
| 10/1 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 10/15 | 1 | 朝橋正美 | 4 |
| 10/29 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 11/5 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 11/19 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 10 |
| 12/10 | 1 | 佐々木きみ子 | 4 |
| 12/17 | 1 | 朝橋正美 | 4 |
| 12/24 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 9 |
| 平成 30 年 1/14 | 1 | 佐々木 きみ子 | 4 |
| 1/21 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 8 |

| | | | |
|--------------|-----|-------------|-------|
| 1/28 | 1 | 朝橋正美 | 3 |
| 2/4 | 1 | 佐々木 きみ子 | 5 |
| 2/11 | 1 | 朝橋正美 | 4 |
| 2/18 | 1 | 佐々木真樹 | |
| 2/25 | 1 | 朝橋正美 | 5 |
| 3/4 | 2 | 朝橋正美、佐々木きみ子 | 9 |
| 3/11 | 1 | 佐々木きみ子 | 4 |
| 3/25 | 1 | 朝橋正美 | 4 |
| 平成 30 年度 4/8 | 1 | 佐々木真樹 | 6 |
| 4/22 | 1 | 佐々木真樹 | 5 |
| 5/13 | 1 | 佐々木きみ子 | 4 |
| 5/27 | 1 | 佐々木きみ子 | 4 |
| 6/10 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 6/24 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 7/15 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 7/29 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 8/19 | 1 | 佐々木きみ子 | 4 |
| 8/26 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 9/2 | 1 | 佐々木真樹 | 3 |
| 9/16 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 10/7 | 1 | 佐々木きみ子 | 4 |
| 10/21 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 11/4 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 11/18 | 1 | 佐々木きみ子 | 4 |
| 12/2 | 1 | 佐々木きみ子 | 3 |
| 12/16 | 1 | 佐々木真樹 | 4 |
| 平成 31 年 1/13 | 1 | 佐々木真樹 | 3 |
| 1/27 | 1 | 佐々木真樹 | 3 |
| 2/3 | 1 | 佐々木きみ子 | 4 |
| 2/17 | 1 | 佐々木真樹 | |
| 3/10 | 1 | 佐々木真樹 | |
| 3/24 | 1 | 佐々木きみ子 | |
| 合計 196 回 | 335 | | 1,781 |

* 釜石小川地区仮設住宅鍼灸マッサージボランティア 終了式プログラム

日 時 平成31年3月31日(日)12時～14時

場 所 釜石駅前「工藤食堂」

参加者 佐々木実、佐々木由美、大澤睦子、藤井満哉、藤井福子、佐々木忠久、
佐々木真樹、古水健吾、田沢博崇、佐々木きみ子、佐々木香織、佐々木つぐみ
計12名

次 第

司会進行 古水健吾

1. 会式の言葉 佐々木きみ子
2. 会長挨拶 佐々木実
3. 小川地区高齢者サポートセンター長挨拶(メッセージ代読佐々木由美)
4. 感謝状贈呈 佐々木香織氏へ
5. 乾杯 大澤睦子
6. ボランティアをしての個々の感想
7. 閉式の言葉 佐々木忠久

二次会(希望者のみ):「とんぼ」にて

岩手県鍼灸マッサージ師会の先生方へ(御礼)

平成25年1月から平成31年3月サポートセンター終了までの6年2ヶ月、先生方には大変お世話になりました。小川(こがわ)地区サポートセンター一同心から御礼申し上げます。本来ならば慰労会に出席し、直接先生方にお礼を述べるべきところを、業務が立て込んでおりこのような形で申し訳ございません。

仮設住民の方々の自立、ひいては釜石の復興を成し遂げられたのは、先生方の施術や励ましのおかげと言っても過言ではありません。サポートセンター終了まであたたかいご支援、本当にありがとうございました。

施術を受けた仮設住民の方々からは、「マッサージや会話からこちらへの思いやりを感じた。体だけでなく、心もほぐされた。」といった声や、「体の不調の相談にのってもらって心強かった。もちろん症状も改善した。」といった感謝の声が毎回聞かれました。中には、同世代の先生との昔話に子供の頃を思い出したという方もいらっしゃいました。

千年に一度という大災害を経験し、生活再建に向き合う日々を過ごされている方々がその施術の時間にどれほど癒されたか計り知れません。

この事業は終了しますが、ふとした時に桜木町仮設を出て頑張っている方々を思い出していただけたら嬉しいです。

義援金をお寄せ頂いた皆様

岩手県師会 会長 佐々木 実

残暑の候、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

さて、3月11日に発生しました東日本大震災に際しまして多くの皆様から義援金をお寄せ頂き誠にありがとうございました。お蔭様で家や治療所を津波で流された大船渡師会会員7名に見舞金をお送りしたり、被災地での鍼マッサージボランティアの交通費等に使用させて頂きました。

被災地ボランティアは大船渡と宮古を中心に実施して参りましたが、ほとんどの人が仮設住宅へと移り、ボランティアは7月10日をもってひとまず終了とさせて頂きました。

そこで義援金をお寄せ頂いた方々のお名前と義援金出納帳を同封させて頂きご報告とさせていただきます。

岩手県師会は震災後全国で一番早く「あはき」の組織的ボランティアに乗り出しました。100近い場所で、150人が参加し、1千人余りを施術しました。

そんなこともあって、全鍼の事業局長が視察にやって来たり、他県からも「一緒させてほしい」と問い合わせが沢山来ましたし、実際同行も致しました。このことに関しては、全鍼からも高い評価を頂きました。これも義援金をお寄せ頂いた皆様(活動資金)、ボランティアに参加頂いた皆様(活動力)の賜物と心から感謝申し上げます。

被災した会員もそれぞれ新天地で、あるいは仮設住宅ですでに業を開始されております。まだまだ大変な日々が続くとは思いますが、県師会としても可能な限りこれからも支援していくつもりでおります。今後とも皆様のご協力を宜しくお願い致します。

最後に被災した会員より「くれぐれも皆様に宜しく」と感謝の言葉が私の元に届けられていること、また避難所でボランティアを受けられたみなさんからの感謝の言葉も届けられていることをお伝えし報告とさせていただきます。ありがとうございました。

主なるボランティア避難所

- ・大船渡:現地に着いてからは社協の車で移動:盛小学校、大船渡中学校、赤崎漁村センター、リアスホール、カメラホール、老人施設気仙苑・倉ハウス等
- ・宮古:大船渡のように社協の車は出してもらえなかったため、駅から一番近い宮古総合体育館のみに絞りました。
- ・その他:一関や遠野などで温泉場や公共施設に避難して来た人たちを施術。

◆鍼・灸・マッサージボランティア実施留意事項

平成26年まとめ

- ・全鍼110番加入者を必須とする。
- ・ビブス着用を必須とする。
- ・ボランティアは自己完結を鉄則とする。
- ・明るい挨拶と真摯な態度で臨む。

- ・施術に際しては、手指や施術器具の消毒を必須とする。
- ・鍼の施術に際しては浅鍼や接触鍼を基本とし、小児鍼やてい鍼、円皮鍼等を用いて、初めての人にも「痛くない、怖くない鍼」を印象付ける。
- ・灸の施術に際しては、火の始末に留意し、火傷や強い熱跡が残らないような経度灸を基本とする。
- ・マッサージ施術に際しては、強揉みや激しい運動療法は避けて行う。

◆東日本大震災を体験して

岩手県師会 会長 佐々木 実

2011年を振り返る時、何といってもまず、最初に3月11日の東日本大震災を上げずにはいられない。「未曾有・稀有・巨大・甚大・とんでもない・大変な」、どんな言葉を並べても表現仕切れない大震災が起きてしまった。体験したことのないマグニチュード9という揺れがもたらした大津波は、岩手・宮城・福島の海岸を総なめにした。死者・行方不明者合わせて2万人余。

その時、私は出張治療に向かう車の中にいた。車の蛇行で地震と気付き車を止めたが、その車が跳ねるように揺れる。道端の家々が、ガタガタともものすごい音を立て、今にも倒れて来そうだ。揺れは、3分以上は続いたと思う。沿岸から100キロ以上も離れている私の所でも震度6弱。途端に電気が止まり電話が止まった。分単位で繰り返される大きな余震。外では雪が降り出した。

家に戻って棚から落ちた物を片付けてラジオをつけたら大津波の知らせ。三陸の町々は壊滅状態という。沿岸部の会員はどうなっただろう。うまく逃げてくれただろうか…？寒さと恐怖で一夜が明ける。

内陸の電気と電話は三日目に復活した。そこで私は会員の安否確認に乗り出した。携帯も含めた電話番号とメールアドレスは入会の時に提出させている。が、どうしても電話が繋がらない。ネットを使ったり、放送局から呼びかけてもらったが、三日程は何も掴めなかった。やがて被害の大きかった大船渡の会員が携帯の電波の届く所まで足を運び電話をくれた。それがきっかけとなり、やがて次々と消息が分かった。結局、会員全員命だけは無事だった。が、家や治療院を流された人は7人に及んだ。他に、家の一部損壊、両親が行方不明の会員、親戚を亡くした会員多数。それらのことが十日程で把握出来た。道路も寸断され、ガソリンも手に入らない中で、それは信じられないほどの早さでの把握だった。今考えれば、会員一人一人の連絡法を執行部ですっかり確保していたことと、会員一人一人の横の繋がりがしっかりしており、情報を執行部に寄せてくれたためと思う。

安否確認が終わったら次は被災地救助である。被災地避難所での鍼灸マッサージボランティアをと思って希望者を募ったら30名を越える人数が集まった。だが、岩手県は広過ぎる。内陸部盛岡を基点に考えても被災地の沿岸部までは片道3時間、交通費だって往復なら5千円を越える。そこで被災した会員外全員に振込み用紙を送って義援金を求めた。全盲者のことも考えて、振込用紙には金額の欄だけを除いて必要事項を全て記入した。幸いガソリンや灯油不足で治療院は開店休業状態で暇だったのだ。

義援金はすぐ振り込まれて来た。会員の9割を越える人から寄せられた。それをバックに実施したボランティアは、避難所がなくなる7月までの間に延べ70箇所まで150人余が参加し、800人を施術することが出来た。

現地社会福祉協議会へのボランティア登録を済ませ、交通の回復を待って臨んだ初回3月27日大船渡でのボランティアは忘れることが出来ない。一人に1個しか売らない弁当を手に、1日一往復しかない大船渡行きのバスに乗り込んだ。安否を気遣い内陸から被災地に向かう人ばかりで沈うつな3時間だった。

避難所に当てられた盛(さかり)小学校では、ライフラインがすべて止まった中、反射式ストーブ一つを多くの人たちが困っていた。床に毛布を敷き、そこでマッサージをした。2週間以上も着の身着のまま床にごろ寝している人たちは心も体も弱わり切っていた。

「防波堤があるから大丈夫とか、ここまでは来ないと言っていた人、物を取りに家に戻った人はだめだったんだ。一波より二波の方がずっと大きかったんだ。それと車で逃げた人、渋滞に巻き込まれて、そのうち津波に追いつかれてしまったんだ」

マッサージを受けながらぽつぽつと話すおじいさん。

「ここまでは来ないって言われていた所まで津波が来たんだ。私も慌ててもっと高い所さ逃げたもの。ゴーツ、て音したから後ろ振り返ったらすぐそばまで真っ黒い波が来てたつた。軽トラに乗っていた男の人が『助けてくれえ』って言いながら流されて行ったつ。流れて来た枝につかまりながら『いやだ、いやだ！死にたくない！』と言って波に飲み込まれて行った若い女の人も見たよ。流されて来た車が家さぶつかったり、家が家さぶつかったりしてあつという間に街がなくなったんだよ」

泣きながら訴える中年の女性。

配られた昼食は、縦15センチ・横10センチくらいの発泡スチロールの入れ物に薄くご飯が盛られ、隅に鶏肉の卵とじが乗っているだけ。それと缶詰1個。

「これでも前より良くなったよ。1日おにぎり1個という時もあつたんだから」と笑う。

「マッサージしてもらいてえども、おら2週間以上も風呂さ入ってねえから」と遠慮するお年寄り(勿論施術してやったが)。痛々しさに胸が痛くなる。

2度目はそれから1週間後。やはり大船渡の避難所だった。社協の職員の案内で津波の爪跡を見せてもらう。同行した私の妻は「ああつ！」と言つた切り黙り込んでしまった。光景はテレビで見るとより残酷だった。全体が見渡せるからだ。海から2キロ以上も陸に入った所で船がひっくり返っている。つぶれた家の上に車に乗っている。残つた家も傾き、ヘドロがこびりつき黒ずんでいる。つぶれた壁の間から海が見える。道路一つ隔てて高い方は家が残り、低い方は瓦礫となっている。市街地だった痕跡はまつたくない。電柱や立ち木もない。瓦礫は道路の部分だけは寄せられているが、あとは当日さながらにあちこちで山を作っている。「木端微塵とはこのことね」と妻がつぶやいた。

その日は天気が良く、海は信じられないほど静かだった。

避難所は1週間前より好転していた。発電機で電気を起こし、テレビでは甲子園の決勝の様子が映し出されていた。外ではボランティアの人たちがラーメンや焼き鳥を焼いて振舞っていた。

被災地でのボランティアは毎週日曜に行い、どの避難所でも喜ばれた。時が経つにつれ避難所に衝立やミニテントが設けられ食事も良くなつて行った。が、この頃からうつ状態の人が増えて来たように感じる。

「親も流されて亡くなつたし、家もないし、これから先、生きて行つても何か良いことあるんですかね」と肩をもんでいた30代の女性に話しかけられた。

「生きていること、そのものが大切なんだと思いますよ。生きていれば今日より明日、明日より

明後日と良くなって行く可能性があるじゃないですか。死んだらそこで終わりですよ」私はとっさのことにどぎまぎしながら答えた。

「そうだよ。あんたたちだって目が見えないのに、こうしてはるばる私たちを助けに来てくれているんだものね」こっちが予想していない事柄でその場は収まってしまった。震災当初は逃げることに、助かることでいっぱいだった人たちが、時が経につれ前途を考えるようになったのだ。

今回の大震災は私たちに様々なことを教えてくれた。どんなことをしても所詮人は大自然の力にはかなわない。かなうとしたらそれは逃げることに、互いが助け合い、横の繋がり、人と人との絆を確かにすること。岩手県師会の対応として、あのように困難な状況の中で早く会員の安否確認が出来たのも、ボランティア活動がスムーズに出来たのも、微力な一人一人が結束し大きな力となったからだと思う。恥ずかしながら今年ほど会員一人一人を大切に思ったことはないし、団結の強さも感じたことはない。

最後に全国の業友の皆さんから震災に対してお見舞いの電話やメール、そして多額の義援金を頂いたことに深く感謝申し上げペンを置くこととする。ありがとうございました。

◆新型コロナ感染拡大防止対策ガイドライン

一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会

令和3年1月10日

施術及び施術所内において

- ・マスクを着用し、手洗い、手指及び使用器具の消毒をこまめに行うこと。
- ・適度な室温、湿度を保ちこまめに換気すること。
- ・来院患者へもマスクの着用や手指等の消毒をお願いすること。
- ・検温をし、37.5℃以上ある人には事情を尋ね、場合によっては来院を控えてもらうこと。

会議や研修会等の会合参加について

- ・マスク着用、手指の消毒、ソーシャル・ディスタンスを守ること。
- ・会場には消毒薬を用意し、検温、適度な室温、湿度、こまめな換気に心掛けること。
- ・新型コロナウイルス感染者、もしくは感染者との濃厚接触者において、会合への参加はPCR検査陰性後2週間の待機期間を経た者とする。

◆コロナ禍の業界活動

2019年秋に中国の武漢で発生した新型コロナウイルス COVID19は忽ちのうちに世界中に広がり、多くの死者を出した。蔓延を防ぐためにロックダウンや外国への渡航が制限され、経済活動は大きな影響を受けた。

日本でも2020年1月に患者の発生が確認され、2021年秋までに五度の感染多発を繰り返している。これによって業界も大きな影響を受けた。

マスクや消毒用アルコールが手に入らなくなり、県師会では顧問の神崎浩之県議を通して医療政策室から3千枚のマスクを提供してもらうとともに、(株)カナケンとの交渉で何とか会員への布マスク・消毒用アルコールの供給を確保することが出来た。

しかしながら、会員の中にも感染者が現れたり、出張治療や観光地ホテルでの仕事が激減するなど、著しい収入減となる会員も増えた。会費の減免措置なども行ったものの、退会する会員

が続出。

一方、会議や研修会はほとんど中止となり会の活動もストップした。当会ではいち早く Zoom を利用してのオンライン会議や研修会を実施。これはウイズ・コロナの一つの方策となった。

2021年2月からは医療関係者、高齢者を皮切りにワクチン接種が始まり、秋には一定の効果が表れてきた。最近では治療薬なども認可されるようになったものの、コロナ禍での活動を余儀なくされることは確実である。

2022年8月末現在、コロナはオミクロンBA. 5型に変異し第7波となる流行を見せている。その感染者数は一日20万人を越え、世界一とも言われている。

そんな中、感染した一人暮らしの全盲の人の体験文を紹介する。名前は匿名とさせていただいた。

(前略)

先週8月10日に38度の熱が出て「もしかして」と思いPCR検査を受けたところ、何と陽性になってしまい、8月12日から21日までの10日間隔離生活をしていました。

病院から保健所へ、僕の名前が登録されるとかでガラケーにSMSが送られてきて「健康チェックを記入するように」とのこと。指定されたHPにアクセスしてみると、アドレスを入力してPWを作成しなければならず、具合が悪くて無理なので、会社の人を通じて保健所の方から直接電話をもらい、「視覚障害と一人暮らしなので不安があるため宿泊療養所に入りたい」とお願いしました。

そうしたら、「お年寄りを優先しているので、軽症者は自宅療養になります」とのこと。

「10日分の食料を配達することも出来ます」と言われたのでお願いすると、2日後に佐川急便のドライバーから住所と食品の置き場所の確認の電話があり、少しすると、食品を置いたとの電話がかかって来るという非対面のやり取りでした。

外に出てみると箱が4箱あり、2箱が6本入りの2リットルの水、残り2箱がレトルト食品やスナック菓子、カップラーメンやカップ焼きそば、これらは触ってほしいは分かりませんが、問題は缶詰類です。この暑さですから明けたらすぐに食べてしまわなければなりません。でもラベルが見えないため何の缶詰かが分かりません。明けても嗅覚がやられているため匂いが感じません。まったくのお手上げ状態です。

幸い生協から毎日弁当を取っていたのと、週に1回食品の配達を契約していたので助かりました。後で盛岡市からどんな商品が届いたのか、ヘルパーさんに見てもらおうかなと思っています。

PCR検査の時も大変で、「コロナかな?と思ったときはかかりつけ医に電話を」とHPに書かれていたので、8月10日に電話すると、「タクシーなど公共交通機関では来て欲しくない」とのこと。「熱が出た日に検査をしても陰性になることがあるので、今日は解熱剤を処方して、薬局から届けさせます」と言われ、そのことを会社に報告しました。

解熱剤で熱はだいぶ下がり、次の日に会社の人から休日当番医で検査をしているところがあると言われ、乗せてもらって行ったところ、12日に陽性と診断されました。

すごい勢いでコロナが増えてますが、視覚障害で一人暮らしや全盲夫婦など、自力で移動が出来ない人たちはPCR検査を受けるときは大変だなと痛感しました。僕は会社の人から連れて行ってもらうことが出来ましたが、もし、次回感染した時にもまたそうしてもらえとは限りません。会社の方は、自分も感染するかもしれないというリスクをおかして、僕を乗せて行ってくれたのですから。

この件については、個人で岩手県や盛岡市に聞いてもはっきりとした答えは返ってこなかった

ので、団体として現状を訴え改善してもらおうよう働きかけるしかないなと感じました。

両親にも来てもらい、今日まで隔離生活をして体調も落ち着きました。保健所から「何も症状がなければ日常生活に戻っても大丈夫です」と言われたので、明日から出勤することにしました。

(後略)

この体験文を読んでいると涙が出てくる。より辛い思いをするのは弱者なのだ。皆が等しく公平に恩恵を受けられるようにするのが政治である。改善を訴えていくのは団結の力しかない。

このコロナがいつまで続くか分からないが、団結してことに当たって行こうと思う。

◆新型コロナウイルス感染防止ガイドライン（第五版）

(公社)全日本鍼灸マッサージ師会 スポーツ・災害対策委員会

(公社)日本鍼灸師会 危機管理委員会

令和2年 4月10日 発出

令和2年 5月 7日 改訂

令和2年11月25日 改訂

令和2年12月25日 改訂

令和3年 2月10日 改訂

《 はじめに 》

令和元年12月に中国湖北省周辺で発生した新型コロナウイルス感染症は全世界的かつ急激な勢いで感染者数が増加し、我が国では令和2年4月7日、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発令された。感染者数はいったん減少傾向になったものの、その後再び増加に転じ、令和3年1月13日、再度、緊急事態宣言が発令された。このような状況下で、新型コロナウイルス感染から施術者、スタッフや患者を守るために、以下の感染防止ガイドラインを作成した。

【院内施術の場合】

《 始業前 》

- スタッフの検温、体調チェック(感冒症状の有無など)を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。

《 待合室 》

- 患者との接触機会を減らすため、受付やレジ前において待合室と仕切る透明ビニール・カーテンかアクリルのパーティションを置く。
 - 鍼灸院入り口に、発熱や咳など感冒症状のある方は施術できない旨掲示し、入室を回避する。
 - 必ず予診(検温、体調チェック)を行い、発熱や咳など感冒症状のある患者には施術を行わない。
- ◎解熱剤・総合感冒薬等を服用している場合もあるので留意する。

◎新患(日常生活パターンや行動範囲が把握できない患者)の受け入れには特に注意する。

- 予診・問診の際は必ず施術者、患者ともにマスクを着用する。対面で問診等を行う場合は、マスクに加えゴーグルやフェイスガードの使用が望ましい。
- 室内で患者同士が十分な距離(1m以上、可能なら2m)を取れるように調節する。(例えば予約制にし、来院時間を調節する等)すなわち複数の患者が同じ空間に一定時間居ることを回避する。

※手で触れることの出来る距離(目安として 1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者は濃厚接触とみなされる。

- 機械換気が設備されていれば活用し、窓の開放や換気扇を使い、室内の換気を頻繁に行う。
- トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、使用後には清拭消毒をすることが望ましい。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。洗面台にはペーパータオルを設置する。(タオルの共同使用は避ける。)
- 可能であればキャッシュレス決済を導入し、コイントレー等での金銭授受を行う。
- スタッフ休憩スペースにおいては、定期的に手の触れる場所について消毒を行う。又、共用する物品についても定期的に消毒する。

《 施術中・施術後 》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましい。
 - 一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行わないことが望ましい。行う場合は、施術患者を交替するごとに、手洗いと手指のアルコール消毒を徹底し、施術グローブ使用の場合はその都度交換する。
 - 施術後は、リネン(タオル等)の交換を 1 人ずつ行う。
 - 機械換気が設備されていれば活用し、窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。(最低でも1時間毎)
 - 必要なら患者の高頻度接触部位(ベッド等)に清拭による消毒(※)を行う。
- ※アルコールあるいは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する。
- 施術前、施術後の手洗い、手指消毒を徹底する。(手洗いは石鹼を使用し、流水で行うことが重要。)

《 休憩時間 》

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあるので注意する。
- 休憩室、喫煙所、更衣室では、大声による会話や大人数(例えば 5 人以上)での飲食は控える。(休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。)

※感染リスクが高まる「5つの場面」参照

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf

《 終業後 》

- 機械換気が設備されていれば活用するとともに、窓の開放や換気扇使用による室内の換気を

行う。

- 待合室内のイス、テーブル、備品、ドアノブ、手すり等の清拭による消毒を行う。
- 治療室内のベッド・器具等の清拭による消毒を行う。
- リネン類・白衣等は毎日交換、洗濯する。
- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉する。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後は手洗い、手指消毒を必ず行う。

【往療の場合】

《 始業前 》

- スタッフの検温、体調チェック(感冒症状の有無など)を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。
- 事前に患者の健康状態・感冒症状の有無、同居家族の健康状態を把握しておく。
- 感冒症状がある患者や新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は訪問しない。
- 訪問前に必ず手洗い、手指消毒を行う。
- その他、施設等の指示に従う。

《 休憩時間 》

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあるので注意する。

《 施術中・施術後 》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましいが、無理はさせない。
- 同一建物など一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行う場合は、一施術につき、手洗いと手指のアルコール消毒で次の患者に対応する。施術グローブの使用も視野に入れる。
- 施術後は、リネン(タオル等)の交換を 1 人ずつ行う。
- 機械換気が設備されていれば活用し、窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。
- 必要なら患者の高頻度接触部位に清拭による消毒を行う。
- 施術前、施術後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- 玄関のドアノブを閉めた後、もう一度手指消毒をおこなう。

【寒冷地および寒冷地における対策】

- 機械換気による常時換気を行う。
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時、窓の開放を行う。(窓を少し開け、室温は 18° C 以上を目安にする)
- 連続した部屋等を用いた 2 段階の換気(例:使用していない部屋の窓を大きく開ける)や HEPA フィルター付きの空気清浄機の使用も有効。
- 換気しながら適度な加湿(湿度 40%以上を目安)を行う。(加湿器使用)

●こまめな拭き掃除を行う。

※2段階換気の例・・・待合室および施術室を暖房し両室間に開放口を作る?待合室の窓を適度に開放し、施術室において換気扇を使用する。

※室温の低下への対応例・・・ベッドに電気毛布・電気カーペット等を敷く。

【新型コロナウイルス接触確認アプリ等導入についてのアナウンス】

●感染拡大防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの導入について施術所内でアナウンスを行う。

※新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

◆障害者国体ボランティア

* 第16回全国障害者スポーツ大会、希望郷いわて大会 コンディショニンググループボランティア

会長 佐々木 実

始まりは平成27年の2月のことでした。私の所に、「第16回全国障害者スポーツ大会希望郷いわて大会の選手コンディショニンググループを開設するので会として協力していただきたい」と担当役員二人が訪れたのです。

話によると、大会は平成28年の10月22日から24日にかけて県内5市1町で13競技が行われるが、各競技場で選手のコンディショニングケアをして欲しい。担当業界は、(一社)岩手県鍼灸マッサージ師会、同鍼灸師会、同理学療法士会、同作業療法士会、(公社)岩手県柔道整復師会とのことでした。

この依頼を受けて、理事会や総会を経て当会として雫石町のアーチェリー競技会場、盛岡のグランドソフトボールとフライングディスク会場、奥州での卓球(STTを含む)会場を担当することになりました。

その後、4回の関係者会議、前年の和歌山紀国国体の視察、施術内容の確認と研修(アイシングやテーピング等)を数回開き準備を整えて行きました。

平成28年8月に大会プログラムが完成し、会場の確認や備品の注文等を経て、いよいよその日がやって来ました。

練習日も含めた10月21日から24日までの大会期間はとても良い天気で(ただ、初霜などあって朝は寒かった)競技は予定通り行われました。当会も各コンディショニンググループに延べ29人を配置し臨みました。コンディショニンググループ開設のPR不足や時間がなくて受けられない人があり、各会場施術人数はバラバラでしたが、施術を受けた選手や役員にはとても喜んでもらいました。

各会場の施術人数は以下の通りです。

雫石町 23日2人

盛岡市 22日7人、23日25人、24日3人

奥州市 23日77人、24日18人

岩手での国体は46年振りということで、「次はもう生きていくかどうか分からない。一生に1度だ。頑張ろう」というかけ言葉の下行ったボランティアでしたが、事故もなく無事終了し、来県した選手にも喜んでもらいほっとしています。

以下に、施術に当たった会員の感想を掲載します。

◆希望郷いわて、コンディショニングルームを担当して

奥州支部 千葉 芳生

私は10月24日の最終日に担当させていただきました。これまででボランティアに参加したのは今回が初めてでした。とても勉強になることが多く実りがあるものでした。

ここに、いくつか感じたことを記させていただきます。

まず、マッサージを受ける皆さんの感じの良いこと、このうえないことと言ったらありませんでした。挨拶が明るく言葉遣いも丁寧でこちらも気持ちよく対応させていただきただけ施術にも身がさらに入る感じがしました。

また、「マッサージをいままで受けたことがありますか？」と問いかけると、多くの方が初めてという返事がかえってきました。受けたことがあるという人に、「どういうところでしていただきましたか？」とお聞きすると、「接骨院・整体」という答え。もしくは、「病院」とのことで、あまりちゃんとマッサージを施術されたことがないようでした。

それを裏付けるように、「前日にマッサージを受けて気持ちがよかったから」と、リピーターの方が数人いらっしゃいました。これは、まだまだマッサージの宣伝活動の必要があると感じました。

今度は、岩手のことについてお聞きしました。観光は競技の都合でどなたもできないようです。それをみなさんととても残念がっておりました。なんだかもったいない感じがします。ある方が、「すぐそこに中尊寺があるのに行けないのが残念だなあ」と、しみじみ話していました。

岩手の食べ物について尋ねると、よく知らない方が多かったです。おいしい麺類があることを伝えました。また、「この時期ですと、芋の子汁が名物なんですけど、宿泊先などで、食べましたか？」と聞いてみると、「出たような気もするが、特に記憶に残っていない」とのこと。「宿泊先が温泉のあるところだと、温泉に入れてよかったし、食事もよかった」と答えが返ってきましたが、温泉のない宿泊先だとふつうの食事ですと特に変わり映えがしないとのことでした。

この辺は、もう少し宿泊先で、岩手の食べ物についてのPRなどしたり、名物を食卓に乗せて説明をするとよいのではないのでしょうか？誰でも、出かけた先での楽しみは、食事のウエートが高いと思います。

それと、お土産の知識もない方が多かったです。お米がおいしいと言われた長崎県の選手がいましたが、「おいしいお米には、漬物が合いますよ。岩手にはおいしい漬物も沢山あります」とお話をいたしましたら、とても食いついてこられました。

短い時間、施術をしながらですから中々詳しくお聞きできないことがありましたが、選手でしたら大会結果のこと、コーチ・監督さんでしたらご苦労話だったり、障害のことも聞ける範囲でお聞きしたりと、様々な話題に触れてとても得ることがありました。私も目に障害があるので、お互い構えずに話せたような気がします。

お天気に恵まれ寒さもそれほどでもなかったので穏やかに時間を過ごせたように思います。希望郷いわてのスローガンが、「広げよう感動・伝えよう感謝」ということでしたが、私自身が感動と感謝をいただけた感じです。どうもありがとうございました。

◆雫石と盛岡会場を担当して

盛岡支部 米澤 真奈美

23日の雫石と24日の盛岡に参加させて頂き、初めてアーチェリーとグランドソフトボールという競技にふれさせて頂きました。どちらも、施術を受けに来る方が少なかったのも、あまりお役に立てなかったのは残念ですが、とてもいい経験をさせて頂きありがとうございました。私の担当した部分について、感じたことをお伝えさせていただきます。

両日とも天気に恵まれて、すがすがしい秋晴れでしたが、ストーブを焚いても、開けっ放しで外につながっているのも、施術をせず待っている時は防寒が必要な寒さで、外で競技している選手の方たちも大変だったと思います。

23日のアーチェリーについては、選手全員が横並びで、午前1時間半、午後1時間半、一斉に競技を行い、競技の性質上、周りも集中して静かにしており、コンディショニングルームに来れるのは、開会式前、昼食時間、閉会式前のわずかな時間だけでしたので、当日は人員配置を減らして、前日の練習日にコンディショニングルームを設置した方がお役に立てたかもしれないと体験してみて思いました。

私は、開会式前に2人施術を受けに来たうちの一人を担当しました。膝が痛く病院に通っているが良くならないので、帰ったら手術を受けることになっているということでしたが、一つ目のツボで、てい鍼で氣の流れを整えるだけで「楽になっていく」と言ってくれる敏感な方でしたので、地元へ帰ったら鍼灸を受診することに興味をもていただけました。

選手とは施術した何分かの出会でしたが、良い成績になってくれたらと気にかかるもので、試合が終わった後に成績表を見に行くと、元々強い方だったので、優勝していたので嬉しく思いました。

24日のグランドソフトボールについては、決勝戦と3位決定戦が同時に進められており、それ以外のチームはいませんでしたので、選手は施術に来る時間はほとんどなく、施術に来たのはスタッフの方たちでした。

この日は受付担当でしたので、目の前で試合をしている3位になった岩手チームの応援を楽しませて頂きました。全盲の方が墨に全力で走る姿には感動しました。

両日をととも、コンディショニングルームと直接関係ないことですが、後方付けをしてみて、備えあれば患いなしとか、おもてなしの気持ちで準備して下さったのでしょうか、文房具や雑貨などの物品が沢山残り、他の各部署でも同じように用意されていたであろうと想像すると、県でも今後の保管場所も大変だろうし、税金や寄付など色々な方のお金を使っているのだろうし、半分以下の量でも十分だったように思います。そのあたりも次の開催県職員に伝えればと思いました。

他県からの視察の県職員の方と柔整の方とお話しする機会がありましたが、どちらの方も平日は特に施術者を集めるのは大変ではないかと心配していました。その時はお伝えできませんでしたが、終わってみると競技の性質や進行の仕方から選手が施術を受けに来れる時間を吟味すれば、配置を工夫する余地はあるように感じました。

私の参加した現場では、県市町村職員やボランティアの方たちのみなさんが、それぞれの役割の中で穏やかな雰囲気の中で動いていて、気持ちの良い大会だったと感じました。

同じ大会にかかわることはもうないかと思いますが、何かの機会に、この経験を活かしていければと思います。貴重な体験をありがとうございました。

◆コンディショニンググループ体験文

奥州支部 受付担当 高橋 悠介

10月23(日)に奥州市総合体育館で行われた希望郷いわて大会 卓球競技 コンディショニンググループの受付をさせて頂いた高橋悠介です。今回の体験を伝えるために自分なりの視点でまとめてみました。①気づいた点(改善点)、②良かったこと、③まとめの順になっております。

①気づいた点(改善点)

- ・場所が体育館の外の仮設テントだった。出来れば体育館内でやりたかった。
- ・床に落ち葉があった。(衛生的に…。急いで会場の方と掃除したが開始時間が遅れてしまった。)
- ・足の不自由の方が多くいるのに入口に段差があった。
- ・会場準備や受付準備、施術の予約の殺到で開始時刻が10分程遅れた。
- ・書類の整理、準備をしている最中に選手の付き添いの方から『まだですか。みんな待っているんですよ』と言われてしまい、準備不足の状態での開始となった。
- ・選手以外に付き添いやコーチ、監督も施術をしてしまい選手の方を優先するべきだった。
- ・来年の担当の県の方が視察に来られた。ご説明をして、写真を撮られてタオル交換を手伝って頂いた。しっかりと対応をしたがもっと丁寧になれば良かったが反省しています
- ・複数回の方にはご了承を頂いた上で施術の順番の調整等をさせてもらい大きな問題は起きなく済んだが、『またこの人で』と指名等もあり要望に応えながら運営するのが大変だった。
- ・風が強くてテント内の天井にとりつけた照明が揺れることがあり、落ちたりする前に会場担当者に連絡等するべきだったと後から思う。
- ・施術を担当した者の名前を書く欄をほとんど書けずにまた、受付番号を重複してしまうミスがありしっかり確認すれば良かった。

②良かったこと

- ・『マッサージをして頂いたおかげで金メダルをとれた』と感謝してくれる選手がいて、同じ日に3回も来て頂いた。こちらとしても嬉しかった。
- ・マッサージ担当の方は最後の方はへとへとになるまで頑張っていた。
- ・県師会の仲間の先生方も励ましに来てくださりました。この場を借りて感謝申し上げます。
- ・普段の生活では会えない他県の方と交流が出来た。
- ・人数の関係上マッサージをしながら問診をしたのが効率的で良かった。
- ・たくさんの方にマッサージの良さを知ってもらえたことは確かだと思う。

③まとめ

受付や運営上の課題はありましたが、日本全国から来て頂いた方々にマッサージの良さは伝えることが出来ました。そしてあの震災があっても乗り越えて顔晴っている『いわての人の頑張り』は奮闘していただいた先生方と受付担当の自分自身も発信することが出来ました。その意味でも大会スローガンにもありますように感動を広げることが出来て感謝を伝えられた1日でした。

視察に来てくださりました来年開催の愛媛県の担当者にもこの経験が伝わりより良いものにして頂ければ大変嬉しく思います。

最後に『広げよう感動。伝えよう感謝。』のもと今後のため大会後も感動、感謝を伝えていきたいと思っております。長くなり失礼致しました。以上ご報告と致します。

* 全国障害者スポーツ岩手大会コンディショニンググループ 施術者割り振り

・佐々木 実会長: 10月22日(土)、特別招待で開会式観覧

・雫石町営体育館

10月23日(日)8時30分～16時

袖林 広正法(責任者)

齊藤 真一郎

米澤 真奈美

高橋 康浩

・盛岡市運動公園グランドソフトボール

10月22日(土)8時30分～15時40分

佐藤 茂(責任者)

松下 優子

佐々木 忠久

朝橋 正美

大澤 睦子

10月23日(日) 8時40分～15時30分

佐藤 茂(責任者)

佐々木 実

佐々木 由美(受付)

佐藤 明

伊勢澤 佑介

10月24日(月) 7時10分～10時50分

佐藤 明(責任者)

松下 優子

姜 奈希

米澤 真奈美

佐藤 素子

・奥州市体育館

10月23日(日) 8時30分～18時30分

館下 正則(責任者)

伊藤 庸一

千葉 謙一

高橋 悠介

千田節雄

10月24日(月) 8時30分～10時20分

朝橋 正美(責任者)

高橋 久喜

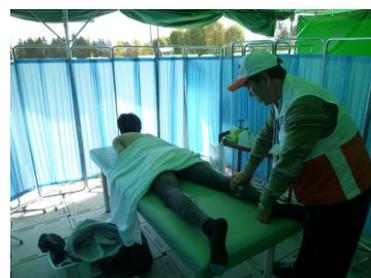
千葉 芳男

小山田 由紀子

今野 奈保子



施術担当: 佐藤 茂先生



施術担当: 佐々木 実先生



施術担当: 館下正則先生



施術担当: 千田節雄先生

***コンディショニンググループ開設時間一覧表**

| | 競技名 | 会場 | 協力団体 | 10/21 金 | 10/22 土 | 10/23 日 | 10/24 月 |
|-----|---------------------------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 盛岡市 | 水泳 (身・知) | 盛岡市立 総合プール | 岩手県理学療法士会 | 9:00 ～ 16:00 | 8:20 ～ 16:50 | 8:20 ～ 16:50 | 7:40 ～ 11:15 |
| | フライングディスク (身・知) | 県営運動公園 陸上競技場 | 岩手県作業療法士会 | 9:40 ～ 16:00 | 10:00 ～ 15:45 | 8:00 ～ 16:20 | 8:10 ～ 11:20 |
| | ボウリング (知) | ビックハウス スーパーレーン | 岩手県鍼灸師会 | / | 14:10 ～ 18:30 | 9:30 ～ 15:40 | / |
| | グランドソフトボー ル(身) | 県営運動公園 | 岩手県鍼灸 マッサージ師会 | / | 8:10 ～ 15:40 | 8:40 ～ 15:30 | 7:10 ～ 10:50 |
| | サッカー (知) | いわぎんスタジ アム(盛岡南運 動公園) | 岩手県柔道整復師会 | 10:00 ～ 15:10 | 9:00 ～ 14:10 | 8:30 ～ 15:10 | 8:00 ～ 11:20 |
| 雫石町 | アーチェリー (身) | 雫石町営 陸上競技場 | 岩手県鍼灸 マッサージ師会 | / | / | 8:30 ～ 16:00 | / |
| 花巻市 | ソフトボール(知) フットベースボール (知) | 石鳥谷ふれあ い運動公園 | 岩手県理学療法士会 | 9:30 ～ 14:40 | 8:30 ～ 13:40 | 8:30 ～ 14:40 | 8:30 ～ 11:00 |
| | バレーボール (身・知・精) | 花巻市総合体 育館 | 岩手県作業療法士会 | 9:10 ～ 16:55 | 14:00 ～ 17:00 | 8:30 ～ 17:30 | 7:40 ～ 11:00 |
| 北上市 | 陸上競技 (身・知) | 北上市総合運 動公園北上陸 上競技場 | 岩手県柔道整復師会 | 9:00 ～ 15:45 | 12:20 ～ 19:00 | 7:00 ～ 18:40 | 7:00 ～ 13:00 |
| 奥州市 | 卓球[サウンドテー ブルテニス含](身・ 知) | 奥州市総合体 育館 | 岩手県鍼灸 マッサージ師会 | / | / | 8:30 ～ 18:30 | 8:30 ～ 10:20 |
| 一関市 | バスケットボール (知) 車椅子バスケットボ ール(身) | 一関市総合体 育館 | 岩手県理学療法士会 | 8:30 ～ 16:55 | 8:20 ～ 17:50 | 8:00 ～ 18:10 | 8:00 ～ 10:30 |

※ 上記開設予定時刻の 30 分前を目処に集合願います。

※ 県実行委員会で昼食弁当を用意します。(10/22(土):盛岡市ボウリング、花巻市バレーボールは除く)

◆希望郷いわて大会の開会式を観覧して

会長 佐々木 実

その日、10月22日は、会場の北上市でも初霜を観測する寒い朝でした。第16回全国障害者スポーツ大会希望郷いわて大会開会式に県より特別招待を受けた(コンディショニングルーム担当団体の長ということで)私は開会式の行われる北上市の陸上競技場に8時半頃行きました。

ところが、皇太子殿下出席の関係で手荷物検査が厳しく、2度の鞆内チェック・飛行場にあるような金属探知機を通り抜けて会場に入れたのが30分後。既に開会式前のセレモニーは始まっており、県内の各支援学校の生徒さんが宮沢賢治の「雨にも負けず」を朗読したり、風の又三郎に扮して踊る演技が始まっていました。

地元鬼剣舞、盛岡さんさ踊りが披露され皇太子殿下の臨席を仰ぎ、10時、いよいよ開会宣言。全国47都道府県と20の政令都市から3,500人の選手と1,500人の役員団の入場行進が始まりました。スタンド正面には地元の小学生たちが大勢いて、選手役員が通るたびに旗を振り大きな声で「頑張って！」と声援を送っていました。ほぼ満員になったスタンドからも温かい拍手。車椅子の選手が帽子を振り、視覚障害者の選手が繋いだ反対側の手を振っています。感動的なシーンでした。炬火の点火に続いて選手宣誓が行われ、岩手の選手団の中から聾啞者の女性と肢体不自由者の男性との息の合った晴れやかな声が晴天の秋空に響き渡りました。46年前の岩手障害者国体ではこの時に一斉に鳩が放たれたのですが、今回はそれはありませんでした。

開会式は11時28分、企画通りぴたりと終了し、その後、松本哲也さんと福田こうへいさんの歌の披露があり、のびやかな二人の声が空高く吸われて行きました。全体の終了は11時50分ぴったりでした。

私は今回で3度障害者国体を体験しました。昭和45年、岩手で1度目の障害者国体の時、盲学校の中学2年生だった私は、選手宣誓後の鳩飛ばしの役で参加しました(ただ鳥かごの扉を開けるだけです)。

その後、昭和52年に青森障害者国体(あすなろ国体)に陸上選手として参加。そして今回の選手コンディショニングルーム担当と三回三様の障害者国体参加です。が、年を取ったせいか今回の大会が一番印象に残った感じです。

次回開催が今回のように46年後だったら、もう私はこの世にはいないでしょう。でも、この感動を、岩手県師会挙げてコンディショニングルーム担当に取り組んだ姿を、のちの会員にしっかりと伝え残すことが私の役目でもあると思いながら帰途に就きました。

写真コーナー



岩手県営運動公園内
コンディショニングルーム
(2016年10月23日)



岩手県知事から感謝状
(2016年12月19日)



感謝状を手に佐々木実会長
(2017年1月9日)

◆一関国際ハーフマラソン大会ボランティア

一関支部長 館下 正則

この大会は令和3年で40回となる。当会は第5回より選手へのマッサージ施術や鍼施術のボランティアを続けており、一関市から表彰されている。

平成3年10月、一関国際ハーフマラソンマスターズ第10回記念大会にあたり、マッサージ協力に対し岩手マスターズ陸上競技連盟及び一関市長より一関師会が表彰。

しかしながら、コロナ感染拡大予防のため、令和2年は大会が中止となり、令和3年には、大会は行われたものの三密対策でボランティアはなしとなった。



平成19年2月25日、表彰状

◆第35回一関国際ハーフマラソン大会マッサージボランティアに参加して

盛岡支部 高橋 康浩

平成28年9月18日(日)、第35回一関国際ハーフマラソン大会が開催されました。今年は例年通り国内外の招待選手を含め、過去最多の2,882人が初秋の一関路を駆け抜けたそうです。

当日は小雨で肌寒い天候でしたが、参加した選手の方たちは口々に「走るのにはちょうど良い気温で、沿道の声援もアットホームで走り易かった」とおっしゃっていました。

私は、今回初めて一関支部長の館下さんをお願いし、マッサージボランティアに参加させていただき、他会員の皆様のご協力のもと微力ながら施術を行って来ました。

次から次と選手の方がみえられ、気が付くとあっという間に時間が過ぎ、正直「もう終わり？」というような感じでした。年齢、性別も色々な方たちと色々なお話ができ楽しく過ごさせていただきました。マッサージ台やタオル類、消毒薬の準備、受付や助手の配置など滞りなく、さすが歴史ある大会のボランティアルームであると感心いたしました。

受付のスタッフ、助手の高校生ボランティアのいずれも今回初めての業務とのことでしたが、大変丁寧でスムーズに仕事をこなしていただき、私たち施術者は、少しもストレスを感じることなく自分たちの施術に専念することができ、大変感謝しております。

今年は、施術した人は58名とのことでした。いつもは、100名位は施術していたとのこと。ゴール後でもまだ施術受付がスタートしていない時間があったようです。

最近よく言われる“アスリートファースト”で、個人的には、もう少し受付時間を多くしても良かったのかなと思うような気がしました。

ボランティア後、私まで懇親会に誘っていただき、館下支部長さんはじめ一関支部会員の方たち皆様が温かく迎えていただき大変感謝しております。

大変楽しい時間を過ごさせていただき、来年もまた是非参加させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

写真コーナー



一関支部・千葉謙一会員
(2012年9月23日)



全員で記念写真
(2012年9月23日)



恒例の懇親会
(2012年9月23日)

5. 歴代理事長・会長、役員名簿

◆歴代会長・理事長一覧

(本会発足:昭和16年12月16日)

| 代 | 写真 | 氏名 | 在任期間 | 備考 |
|---|---|-------|----------------------|------------------------------|
| 1 | | 竹内守之助 | 昭和16年12月～ 昭和18年6月 | 元岩手県衛生課長 死亡 |
| 2 |  | 柴内 魁三 | 昭和18年6月～ 昭和21年11月 | 元岩手県立盲学校長 昭和41年3月9日 死亡 |
| 3 |  | 吉家 松寿 | 昭和21年11月～ 昭和26年4月 | 死亡 |
| 4 |  | 藤井初太郎 | 昭和26年4月～ 昭和28年4月 | 死亡 |
| 5 |  | 石川 円作 | 昭和28年4月～ 昭和34年4月 | 石川文治の実父 昭和42年11月28日 死亡 |

| | | | | |
|----|---|-------|---------------------|------------------------------------|
| 6 |  | 山本 近 | 昭和34年4月～ 昭和37年6月 | 元岩手県立盲学校教諭 死亡 |
| 7 |  | 菅野 長治 | 昭和37年6月～ 昭和49年5月 | 元岩手県立盲学校教諭 平成15年1月30日 死亡 |
| 8 |  | 石川 文治 | 昭和49年5月～ 昭和62年5月 | 平成25年10月4日 死亡 |
| 9 |  | 越本 政男 | 昭和62年5月～ 平成1年5月 | 昭和63年4月5日 死亡 残任期間を下佐征昭 代行 |
| 10 |  | 下佐 征昭 | 平成1年5月～ 平成22年4月 | 元岩手県立盲学校教諭 |
| 11 |  | 佐々木 実 | 平成22年4月～ 現在まで | |

◆歴代役員名簿一覧

| 年 度 | 会長名 | 副会長名 | 幹事名 | 評議員名 | 顧問名 | 相談役名 |
|-------|---|-----------------------|---------------------------------|--|--------------|--|
| 昭和 16 | 竹内守之輔 (岩手県衛生課長) 事務所 岩手県警察署衛生課内 | 蛭名三太 藤井初太郎 石川円作 | 瀬川勝次 大沢昌太郎 田村仙左衛門 山本 近 | 駒ヶ峰茂志 藤原平太郎 野田得三 三輪勝次郎 畠山忠司 八重樫亮三 遠藤清助 吉家松寿 寺村乙一郎 小野寺 質 | 柴内魁三 小林茂雄 | 鎌田兵蔵 石田雄次郎 (いずれも 岩手県警察署 警察官) |

| | | | | 中野 寛 | | |
|-------|------|--------------|---|--|--------------|-----|
| | | | | | | |
| 年 度 | 理事長名 | 副理事長名 | 常務理事名 | 理事名 | 監事名 | その他 |
| 昭和 56 | 石川文治 | 越本政男 渋川澄意 | 下佐征昭 三沢五郎 猪ノ口富蔵 中村哲夫 多田兼雄 菊地安夫 | 加藤敏勝 南川 忠 北峯忠志 熊谷 勝 鈴木源十郎 中村強真 大崎慶作 | 鞠子 栄 野沢孝一 | |
| 昭和 58 | 石川文治 | 越本政男 渋川澄意 | 下佐征昭 三沢五郎 猪ノ口富蔵 中村哲夫 多田兼雄 菊地安夫 大川イト | 加藤敏勝 南川 忠 北峯忠志 熊谷 勝 鈴木源十郎 中村強真 大崎慶作 板橋トク | 鞠子 栄 野沢孝一 | |
| 昭和 60 | 石川文治 | 越本政男 下佐征昭 | 三沢五郎 猪ノ口富蔵 中村哲夫 菊地安夫 大川イト 大野六雄 | 加藤敏勝 北峯忠志 熊谷 勝 鈴木源十郎 中村強真 鞠子 栄 板橋トク 八重樫昭則 | 山本孝一 阿部禎夫 | |
| 昭和 62 | 越本政男 | 下佐征昭 北峯忠志 | 三沢五郎 猪ノ口富蔵 中村哲夫 鞠子 栄 菊地安夫 山本孝一 | 加藤敏勝 八重樫昭則 熊谷 勝 菊地孝一 星 千治 中村強真 上田博也 板橋トク | 阿部禎夫 大川イト | |
| 平成 1 | 下佐征昭 | 北峯忠志 山本孝一 | 三沢五郎 猪ノ口富蔵 中村哲夫 鞠子 栄 菊地安夫 千葉健一 | 八重樫昭則 高橋 等 熊谷 勝 菊池 守 星 千治 上田博也 中村強真 岩本芳弘 | 阿部禎夫 篠 正紀 | |
| 平成 3 | 下佐征昭 | 北峯忠志 山本孝一 | 三沢五郎 猪ノ口富蔵 中村哲夫 鞠子 栄 菊地安夫 千葉健一 | 八重樫昭則 高橋 等 熊谷 勝 菊池 守 星 千治 佐々木至 | 阿部禎夫 篠 正紀 | |

| | | | | | | |
|-------|--------------------------------|----------------------|--|--|--|--|
| | | | | 中村強真 岩本芳弘 | | |
| 平成 5 | 下佐征昭 | 北峯忠志 山本孝一 | 猪ノ口富蔵 阿部禎夫 中村哲夫 鞠子 栄 千葉健一 | 吉田謙司 八重樫昭則 高橋 等 鈴木富夫 菊池 守 星 千治 佐々木至 小野一茂 岩本芳弘 | 菊地安夫 大川イト | |
| 平成 7 | 下佐征昭 | 北峯忠志 山本孝一 | 猪ノ口富蔵 阿部禎夫 中村哲夫 鞠子 栄 千葉健一 伊藤庸一 | 吉田謙司 高橋 隆 高橋 等 鈴木富夫 菊池 守 佐藤良一 星 千治 佐々木至 小野一茂 岩本芳弘 | 小澤信男 岸 和子 | |
| 平成 11 | 法務局の指導で役員改選は平成 12 年度に行うことになった。 | | | | 県の指導で監事 1 名は外部からとなり、岸和子が辞退し、千葉健一盛岡市議が就任。 | |
| 平成 12 | 下佐征昭 | 山本孝一 鞠子 栄 中村哲夫 | 伊藤庸一 佐々木実 佐藤 明 山本英典 小野田サヨ子 | 猪ノ口富蔵 吉田謙司 高橋 隆 小澤信男 鈴木富夫 佐々木至 小野一茂 岩本芳弘 | 千葉健一 (外部) 北峯忠志 | |
| 平成 14 | 下佐征昭 | 山本孝一 中村哲夫 小澤信男 | 伊藤庸一 佐々木実 佐藤 明 山本英典 小野田サヨ子 菅原史生 | 古館吉弘 佐々木金男 坂本昭市 高橋 隆 鈴木富夫 佐々木至 小野一茂 岩本芳弘 | 千葉健一 (外部) 及川清隆 | |
| 平成 16 | 下佐征昭 | 山本孝一 小澤信男 佐々木実 | 伊藤庸一 佐藤 明 小野田サヨ子 山本英典 | 古館吉弘 佐々木金男 坂本昭市 高橋 隆 千田節雄 | 千葉健一 (外部) 及川清隆 | |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|------|----------------------|---|---|----------------------|---------------------------|
| | | | | 千葉謙一 佐々木至 小野一茂 岩本芳弘 | | |
| 平成 18 | 下佐征昭 | 山本孝一 小澤信男 佐々木実 | 伊藤庸一 佐藤 明 小野田サヨ子 山本英典 | 古館吉弘 佐々木金男 佐藤良一 高橋 隆 千田節雄 千葉謙一 佐々木至 小野一茂 玉沢孝志 | 千葉健一 (外部) 及川清隆 | |
| | | | | | | 顧問 石川文治 相談役 中村哲夫 |
| 平成 20 | 下佐征昭 | 山本孝一 小澤信男 佐々木実 | 伊藤庸一 佐藤 明 小野田サヨ子 山本英典 袖林広正法 井口 力 | 古館吉弘 佐々木金男 佐藤良一 高橋 隆 千田節雄 千葉謙一 古水健吾 小野一茂 | 千葉健一 (外部) 及川清隆 | 顧問 石川文治 |
| 平成 22 | 佐々木実 | 伊藤庸一 佐藤 明 | 古館吉弘 山本英典 袖林広正法 井口 力 佐藤 茂 松下優子 | 佐々木金男 朝橋正美 千田節雄 館下正則 古水健吾 上館 宏 | 千葉健一 (外部) 千葉謙一 | 相談役 石川文治 顧問 下佐征昭 |
| 平成 24 | 佐々木実 | 伊藤庸一 佐藤 明 | 古館吉弘 山本英典 袖林広正法 井口 力 佐藤 茂 伊藤庸一 松下優子 | 佐々木金男 朝橋正美 千田節雄 館下正則 古水健吾 上館 宏 | 千葉謙一 中渡智彦 | 顧問 下佐征昭 |
| | | | | | | |
| 一般社団 法人岩手 県鍼灸マッ サージ師 会移行 | 会長名 | 副会長名 | 業務執行 理事名 | 理事名 | 監事名 | その他 |
| 平成 25 | 佐々木実 | 佐藤 明 伊藤庸一 | 佐藤 明 伊藤庸一 古館吉弘 山本英典 袖林広正法 | 佐々木金男 朝橋正美 千田節雄 古水健吾 館下正則 | 千葉謙一 中渡智彦 | 顧問 神崎浩之 下佐征昭 |

| | | | | | | |
|-------|------|----------------------|---|--|--------------|-----------------------------------|
| | | | 井口 力 佐藤 茂 松下優子 | 上館 宏 | | |
| 平成 26 | 佐々木実 | 佐藤 明 古館吉弘 | 佐藤 明 古館吉弘 山本英典 袖林広正法 井口 力 佐藤 茂 松下優子 館下正則 | 朝橋正美 千田節雄 古水健吾 上館 宏 | 千葉謙一 中渡智彦 | 顧問 神崎浩之 下佐征昭 |
| 平成 28 | 佐々木実 | 佐藤 明 古館吉弘 山本英典 | 佐藤 明 古館吉弘 山本英典 袖林広正法 井口 力 佐藤 茂 松下優子 館下正則 | 千田節雄 古水健吾 上館 宏 佐々木きみ子 | 朝橋正美 清水寛平 | 顧問 小澤信男 神崎浩之 相談役 伊藤庸一 |
| 平成 30 | 佐々木実 | 佐藤 明 古館吉弘 山本英典 | 佐藤 明 古館吉弘 山本英典 袖林広正法 井口 力 佐藤 茂 松下優子 館下正則 | 千田節雄 古水健吾 佐々木きみ子 高橋則夫 | 朝橋正美 清水寛平 | 顧問 小澤信男 神崎浩之 相談役 伊藤庸一 |
| 令和 2 | 佐々木実 | 佐藤 明 古館吉弘 山本英典 | 佐藤 明 古館吉弘 山本英典 井口 力 佐藤 茂 松下優子 館下正則 中渡智彦 | 千田節雄 古水健吾 佐々木きみ子 高橋則夫 清水寛平 | 朝橋正美 菊地 弘 | 顧問 神崎浩之 相談役 伊藤庸一 |
| 令和 4 | 佐々木実 | 佐藤 明 古館吉弘 佐藤 茂 | 佐藤 明 古館吉弘 佐藤 茂 井口 力 松下優子 館下正則 中渡智彦 | 千田節雄 古水健吾 佐々木きみ子 高橋則夫 清水寛平 | 朝橋正美 菊地 弘 | 顧問 山本英典 神崎浩之 相談役 伊藤庸一 |

6. 会員の推移

◆年度別会員数(総会開催日現在)

| 年 度 | 会 員 数 | 入 会 者 数 | 年 度 | 会 員 数 | 入 会 者 数 |
|-------|-------|---------|------------|-------------|---------|
| 昭和 16 | 189 | | 平成 13 | 138 | 5 |
| 昭和 17 | 182 | 3 | 平成 14 | 123 | 2 |
| 昭和 54 | 189 | | 平成 15 | 120 | 5 |
| 昭和 57 | 186 | | 平成 16 | 117 | 4 |
| 昭和 58 | 187 | | 平成 17 | 118 | 5 |
| 昭和 59 | 186 | | 平成 18 | 113 | 3 |
| 昭和 60 | 186 | | 平成 19 | 104 | 2 |
| 昭和 61 | 178 | | 平成 20 | 107 | 7 |
| 昭和 62 | 172 | | 平成 21 | 102 | 5 |
| 昭和 63 | 171 | | 平成 22 | 100 | 6 |
| 平成 1 | 164 | ? | 平成 23 | 104 | 6 |
| 平成 2 | 168 | ? | 平成 24 | 103 | 2 |
| 平成 3 | ? | ? | 平成 25 | 103 | 2 |
| 平成 4 | 166 | ? | 平成 26 | 106 | 7 |
| 平成 5 | 158 | ? | 平成 27 | 108(県のみ 2) | 4 |
| 平成 6 | 159 | ? | 平成 28 | 104(県のみ 4) | 5 |
| 平成 7 | 153 | 5 | 平成 29 | 113(県のみ 6) | 10 |
| 平成 8 | 155 | 5 | 平成 30 | 106(県のみ 6) | 2 |
| 平成 9 | 151 | 2 | 平成 31・令和 1 | 102(県のみ 10) | 3 |
| 平成 10 | 152 | 7 | 令和 2 | 99(県のみ 13) | 6 |
| 平成 11 | 153 | 7 | 令和 3 | 92(県のみ 13) | 0 |
| 平成 12 | 146 | 5 | 令和 4 | 92(県のみ 13) | 1 |

※令和 4 年度は 5 月 1 6 日現在の数字

7. 表彰者一覧

◆各種表彰者名簿

国(叙勲)

- 昭和58年 黄綬褒章 松田 惣次郎
- 平成 1年 黄綬褒章 佐藤 種二
- 平成 5年 勲五等双光旭日章 菅野 長治
- 平成12年 黄綬褒章 加藤 敏勝
- 平成15年 従6位 菅野 長治(死亡後)
- 平成16年 勲5等双光旭日章 石川 文治

平成23年 黄綬褒章 村上 直人

平成30年 黄綬褒章 小澤 信男

厚生労働省

昭和60年 石川 文治

平成 1年 菅野 長治

平成 9年 (あはき等法制定50周年) 北峯 忠志、三沢 五郎

平成10年 (自立厚生) 加藤 敏勝

平成28年 (自立厚生) 小澤 信男

平成29年11月3日 (あはき等法制定70周年) 下佐 征昭、及川 清隆

岩手県

昭和58年 (医療功労者) 石川 文治

平成 6年 (県政功労賞) 菅野 長治

平成14年 (自立厚生者) 北峯 忠志、大崎 喜作

平成16年 (保健医療功労賞) 中村 哲夫

平成17年 (保健医療功労賞) 山本 孝一

平成18年 (保健医療功労賞) 猪ノ口 富蔵

平成20年 (保健医療功労賞) 小澤 信男

平成22年 (保健医療功労賞) 下佐 征昭

平成27年 (保健医療功労賞) 伊藤 庸一

令和元年 (保健医療功労賞) 山本 英典

同 (優良勤労障害者) 田沢 博崇

令和 2年 (社会福祉事業功労賞) 千葉 謙一

令和 4年 (保健医療功労賞) 千田 節雄

全鍼師会

昭和62年 (全鍼師会40周年記念) 菅野 長治、石川 文治、越本 政男

平成 3年 (岩手県師会創立50周年記念) 北峯 忠志、菊地 安夫、三沢 五郎、
加藤 敏勝

平成 4年 (全鍼師会法人化10周年) 猪ノ口 富蔵

平成10年 (あはき施行50周年記念) 中村 哲夫

平成12年 (全鍼師会法人化20周年) 下佐 征昭、鞠子 栄、中村 強真

平成13年 (岩手県師会創立60周年) 山本 孝一、高橋 等、阿部 禎夫

平成18年 (全鍼師会法人化25周年記念会長表彰) 小澤 信男

平成23年 (全鍼師会法人化30周年記念会長表彰) 伊藤 庸一

平成28年 (全鍼師会法人化35周年記念会長表彰) 千葉 謙一

令和 3年 (全鍼師会法人化40周年記念会長表彰) 古舘 吉弘

東鍼連表彰者

昭和61年(40周年記念) 石川 文治、越本 政男、下佐 征昭、三沢 五郎、菊地 安夫、
佐々木 吉男
平成 8年(50周年記念) 北峯 忠志、加藤 敏勝
平成18年(60周年記念) 山本 孝一、小澤 信男
平成29年(70周年記念) 古舘 吉弘、千田 節雄
令和 4年(岩手県師会創立80周年記念、1年遅れ) 佐々木 実、佐藤 明、小野田サヨ子、
舘下 正則、高橋 久喜

岩手県師会

昭和46年 創立30周年記念表彰者:24名

(盛岡) 船越 由蔵、沢口 清政、藤沢 正五郎、四戸 文雄、三沢 五郎
(花巻) 渡部 由松、佐達 文四郎
(北上和賀) 高橋 久
(水沢) 安倍 好恭、千田 馨、今野 進、高橋 等
(一関) 北峯 忠志、阿部 吉久
(気仙) 佐々木 吉男
(遠野) 多田 弥太郎
(釜石) 上田 博也
(宮古) 野崎 カツ
(久慈) 大崎 喜作
(県北) 高田 仁太郎
(本部) 小野寺 伴二、山本 ミヤ、八角 ミサオ、野沢 孝一

昭和56年 創立40周年記念表彰者:26名

特別表彰者 菅野 長治、畑山 ちゅうじ

感謝状 菅野 けさの

一般表彰者 細川 一老、渋川 澄意、下佐 征昭、武田 イト、小野寺 日出子、
藤原 平太郎、大野 六雄、八重樫 昭則、沢田 清雄、菊地 安夫、
渡部 藤朗、高橋 竜雄、北峯 胤雄、小野寺 質、小野寺 安治、
熊谷 勝、菊地 孝一、遠田 博志、岩間 悟郎、箱石 竜一、
加藤 敏勝、滝沢 昭蔵、松田 惣次郎

昭和63年 法人化10周年記念表彰者:1名

感謝状 石川 文治

平成3年 創立50周年記念表彰者:29名

(社)岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会理事長表彰

吉田 孝一、伊藤 愛子、木村 一四、田代 峰雄、高橋 啓二、三原 正一、
猪ノ口 富蔵、三枚堂 トシ、中村 哲夫、佐藤 良一、鞠子 栄、鞠子 八重子、
南川 忠、岩城 繁一、佐藤 アキ、千葉 キエノ、佐藤 勇二郎、千葉 孝子、

及川 成保、工藤 六雄、鈴木 富夫、佐藤 良一、村上 イワネ、遠田 ツヤ子、
刈屋 雅行、畠山 和久、中村 強真、板橋 トク、泉山 助六

平成13年 創立60周年記念表彰者:21名

一般

(盛岡) 上田 晃、大澤 睦子、山佐 文男、千葉 昭夫、工藤 政吉、吉田 大治

(花巻) 大川 イト、吉田 謙司

(北上) 小田島 要助

(水沢) 千葉 治子、但木 岩子、池本 房子、小澤 信男

(一関) 遊佐 隆、小野寺 由雄、阿部 哲雄

(大船渡) 小松 正志、鈴木 源十郎

(釜石) 寄松 忠

(宮古) 佐藤 しげる

(二戸) 上沢 初江

平成20年 法人化30周年記念表彰者:15名

県一般表彰

(二戸) 藤原 清悦、古舘 吉弘

(盛岡) 川村 良二

(北上) 高橋 隆、阿部 利子

(奥州) 千田 節雄、小野田 サヨ子

(一関) 千葉 謙一、伊藤 庸一

(大船渡) 菅原 利美、千葉 健一、奥友 清氏

(宮古) 小野 一茂

感謝状 千葉 健一(盛岡市議)、小澤 トヨ子(小澤信男夫人)

平成23年 創立70周年記念 東日本大震災のため中止

平成25年 「一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会」設立式典表彰者:6名

感謝状 工藤 重信(税理士)、下佐 征昭、山本 孝一、中村 哲夫、小澤 信男、
小野田 サヨ子

平成30年 法人化40周年記念表彰者:17名

感謝状 古水 スエ子

会長表彰

(盛岡支部) 印牧 享、斎藤 仁、佐々木 厚男、佐々木 薫、佐々木 ひで子、
山本 英典、村上 直人

(遠野花北支部) 菊池 守

(釜石宮古支部) 佐々木 きみ子

(奥州支部) 今野 奈保子

(一関支部) 北峰 瑞也、高橋 久喜、舘下 正則、阿部 義博

(大船渡支部) 菅原 史生、戸羽 国博

平成31年 釜石小川地区仮設住宅入居者あはきボランティア表彰:1名

感謝状 佐々木 香織

令和 4年 創立80周年記念(1年遅れ)表彰者:5名

会長表彰

(盛岡支部) 佐々木 実、佐藤 明、衣川 健一

(奥州支部) 及川 清隆

(大船渡支部) 荒熊 稔

8. 総会開催地一覧

◆年度別総会開催地

| 年度 | 担当師会 | 場所 | 備考 |
|----------------------|----------|---------|------------------------|
| 昭和 16 年 12 月 16 日 | | 盛岡市教育会館 | 岩手県鍼灸・マッサージ師会 連合発足式 |
| 昭和 37 年 | 胆江師会 | 水沢 | |
| 昭和 40 | 本部 | | |
| 昭和 41 | 本部 | 県公会堂 | 25 周年 |
| 昭和 42 | 北上和賀師会 | 瀬美温泉 | |
| 昭和 43 | 気仙師会 | 海浜センター | |
| 昭和 44 | 本部 | | |
| 昭和 45 | 花巻師会 | さなぶり荘 | |
| 昭和 46 | 本部 | 自治会館 | 30 周年 |
| 昭和 47 | 宮古師会 | 観光ホテル | |
| 昭和 48 | 本部 | 金属会館 | |
| 昭和 49 | 宮古・下閉伊師会 | 丸久ホテル | |
| 昭和 50 | 盛岡師会 | 螢山荘 | |
| 昭和 51 | 本部 | さくら会館 | |
| 昭和 52 | 県北師会 | ホテル金田一 | |
| 昭和 53 | 本部 | 自治会館 | 法人設立 |
| 昭和 54 | 本部 | さくら会館 | |
| 昭和 55 | 胆江師会 | 翠明荘 | |
| 昭和 56 | 本部 | さくら会館 | 40 周年 |
| 昭和 57 | 釜石師会 | 浪板海岸ホテル | |

| | | | |
|-------|--------|--------------|--|
| 昭和 58 | 本部 | さくら会館 | |
| 昭和 59 | 一関師会 | いつくし園 | |
| 昭和 60 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | |
| 昭和 61 | 北上和賀師会 | 対滝閣 | |
| 昭和 62 | 本部 | さくら会館 | |
| 昭和 63 | 花巻師会 | ホテル花巻 | 法人化 10 周年 |
| 平成 1 | 本部 | さくら会館 | |
| 平成 2 | 気仙師会 | 大船渡グランドホテル | |
| 平成 3 | 本部 | さくら会館 | 50 周年 |
| 平成 4 | 宮古師会 | ホテル舟木 | |
| 平成 5 | 本部 | さくら会館 | |
| 平成 6 | 久慈師会 | ホテル福乃屋 | |
| 平成 7 | 本部 | 第一ホテル | |
| 平成 8 | 盛岡師会 | 八幡平ハイツ | |
| 平成 9 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | |
| 平成 10 | 二戸師会 | 北陽荘 | 法人化 20 周年 |
| 平成 11 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | |
| 平成 12 | 水沢師会 | サンピア金ヶ崎 | |
| 平成 13 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | 60 周年 |
| 平成 14 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | |
| 平成 15 | 釜石師会 | 宝来館 | |
| 平成 16 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | |
| 平成 17 | 一関師会 | サンルート一関 | |
| 平成 18 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | |
| 平成 19 | 花巻師会 | ホテル千秋閣 | |
| 平成 20 | 本部 | 労働福祉会館 | 法人化 30 周年 |
| 平成 21 | 大船渡師会 | キャピタルホテル1000 | |
| 平成 22 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | |
| 平成 23 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | 70 周年・東日本大震災で中止 |
| 平成 24 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | |
| 平成 25 | 本部 | 岩手労働福祉会館 | 一般社団法人岩手県鍼灸マツ サージ師会設立式典並びに祝 賀会挙行 |
| 平成 26 | 本部 | エスポワールいわて | |
| 平成 27 | 本部 | 盛岡市・アイーナ | 懇親会 マリオス「浜野井」 |
| 平成 28 | 本部 | 盛岡市・アイーナ | 懇親会 マリオス「浜野井」 |

| | | | |
|--------|----------------|----------------------------|---|
| 平成 29 | 本部 | 盛岡市大通「リリオ会館」 | 小澤信男氏厚生労働大臣表彰 受賞祝賀会 |
| 平成 30 | 本部 | 岩手教育会館 | 法人化 40 周年記念式典並び に祝賀会 |
| 平成 31 | 本部 | 盛岡市・アイーナ | |
| 令和 2 | 本部 | 盛岡市・アイーナ | 新型コロナ拡大防止のため、 5 月から 10 月 11 日(日)に延 期開催 |
| 令和 3 年 | 本部 5 月 16 日(日) | コロナにより、会長宅を ホストにオンライン会議 | 創立 80 周年記念式典と祝賀 会コロナ禍のため次年に延期 |
| 令和 4 年 | 本部 5 月 8 日(日) | 盛岡市・アイーナ | ハイブリッド方式による総会並 びに 80 周年記念式典(コロナ により 1 年遅れて開催) |

9. 全鍼代議員会出席者一覧

◆全鍼代議員総会等出席者名簿

| 年月日 | 場 所 | 出席者名 | 備 考 |
|--------------------------------|--------------|--------------|----------------------|
| 平成 7 年 | 岐阜県下呂温泉 | 阿部禎夫 | 2 泊 |
| 平成 8 年 | 東京 | 井ノ口富蔵 | 1 泊 |
| 平成 9 年 | 京都 | 下佐征昭 | 1 泊 |
| 平成 10 年 | 東京「ホテル浦島」 | 下佐征昭 中村哲夫 | 1 泊 |
| 平成 11 年 | 名古屋 | 下佐征昭 中村哲夫 | 1 泊 |
| 平成 12 年 5 月 22 日(日)、23 日(月) | 東京「ホテル浦島」 | 中村哲夫 鞠子 栄 | 1 泊 |
| 平成 13 年 5 月 20 日(日)、21 日(月) | 東京「ホテル浦島」 | 中村哲夫 山本孝一 | 1 泊 |
| 平成 14 年 5 月 19 日(日)、20 日(月) | 東京「ホテル浦島」 | 中村哲夫 佐々木実 | 1 泊 |
| 平成 15 年 5 月 18 日(日)、19 日(月) | 東京「ホテル浦島」 | 山本孝一 中村哲夫 | この年から旅費は日帰り 算定となる |
| 平成 16 年 5 月 17 日(日)、18 日(月) | 東京「京王プラザホテル」 | 中村哲夫 | 傍聴者として小澤信男出 席 |
| 平成 17 年 5 月 15 日(日)、16 日(月) | 東京「京王プラザホテル」 | 山本孝一 佐々木実 | |
| 平成 18 年 5 月 21 日(日)、29 日(月) | 東京「京王プラザホテル」 | 佐藤 明 | |
| 平成 19 年 5 月 20 日(日)、21 日(月) | 東京「京王プラザホテル」 | 佐々木実 | |

| | | | |
|--------------------------------|----------------------|------|---------------------------|
| 平成 20 年 5 月 18 日(日)、19 日(月) | 東京「京王プラザホテル」 | 佐々木実 | |
| 平成 21 年 5 月 17 日(日)、18 日(月) | 東京「京王プラザホテル」 | 佐々木実 | |
| 平成 22 年 5 月 16 日(日)、17 日(月) | 東京「京王プラザホテル」 | 佐々木実 | |
| 平成 23 年 5 月 29 日(日)、30 日(月) | 千葉県幕張「アパホテルベ イ幕張」 | 佐々木実 | |
| 平成 24 年 5 月 27 日(日)、28 日(月) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐々木実 | |
| 平成 25 年 5 月 26 日(日)、27 日(月) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐々木実 | 旅費を 1 泊分に戻す |
| 平成 26 年 5 月 25 日(日)、26 日(月) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐々木実 | |
| 平成 27 年 5 月 24 日(日)、25 日(月) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐々木実 | |
| 平成 28 年 5 月 29 日(日)、30 日(月) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐々木実 | |
| 平成 29 年 5 月 28 日(日)、29 日(月) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐々木実 | |
| 平成 30 年 5 月 27 日(日)、28 日(月) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐々木実 | |
| 令和元年 5 月 26 日(日)、27 日(月) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐々木実 | |
| 令和 2 年 5 月 25 日(月) | 東京全鍼師会会館 | 佐々木実 | 新型コロナ拡大防止のため 書面による総会 |
| 令和 3 年 5 月 23 日(日) | 東京四谷ワイルド貸し会議室 | 佐藤 明 | コロナ禍のためオンライン 総会 |
| 令和 4 年 5 月 22 日(日) | 東京「ホテルルポール麹町」 | 佐藤 明 | コロナ禍のためオンライン ・ハイブリッド総会 |

10. 東鍼連岩手大会

◆東鍼連岩手大会開催地一覧

昭和21年 東鍼連結成

昭和22年 全鍼連結成 6月20日、設立総会を伊東温泉紫水亭にて挙行。

(以下、岩手県での東鍼連開催)

昭和36年 7月 8日、盛岡駅前観光ビル

昭和42年 7月 1日、花巻市「花巻温泉花盛館」

昭和48年 7月 7日、松尾村「八幡平ハイツ」

昭和53年 7月15日、花巻市「ホテル千秋閣」

昭和60年 7月 6日、盛岡市「つなぎ温泉愛真館」

平成 3年 7月 7日、水沢市「ホテル翠明荘」

平成 9年 7月6日、一関市「巖美温泉溪泉閣」

平成15年 7月6日、7日、盛岡市「つなぎ温泉愛真館」 スローガン「夢、希望、未来—東北のうねりが日本を変える！」

平成22年 7月4日・5日、盛岡市「つなぎ温泉ホテル紫苑」 スローガン「変える、変わるみんなの手で一育てよう三療の未来」

平成29年 7月2日・3日(日・月)、盛岡市「つなぎ温泉ホテル紫苑」 スローガン「イーハトーブの郷から東西医療の和合を目指して！」

◆平成29年度第40回東鍼連学術大会並びに 第70回代議員総会岩手大会プログラム

主催 東北鍼灸マッサージ師会連合会

主管 (一社)岩手県鍼灸マッサージ師会

期日 平成29年7月2日(日)10時30分～3日(月)11時30分

場所 つなぎ温泉 ホテル紫苑

盛岡 つなぎ温泉 ホテル紫苑

〒020-0055 岩手県盛岡市繫字湯の館 74-2

TEL:019(689)2288(代) FAX:019(689)2320

参加人員 約 100 名

大会テーマ 「イーハトーブの郷から東西医療の和合を目指して！」

参加費 フル参加18,000円、付添15,000円、学術のみ3,000円

統括責任者(実行委員長) 佐々木 実

事務局長 佐藤 茂

財務局長 佐藤 明

運営 東鍼連岩手大会実行委員会

大会日程

7月2日(日)

①各部長会議 10時30分～11時45分

②各部長会議結果、代議員会報告 11時45分

昼食 12時

③開会式(記念表彰者あり) 12時40分～13時10分

④臨床研究発表 13時20分～14時50分

⑤学術講演 15時～16時30分 和漢屋薬局薬剤師 白澤 順先生

⑥特別講演 16時35分～17時20分 全鍼師会会長

⑦懇親会 18時30分～20時30分

⑧二次会(カラオケ) 20時30分～22時30分

7月3日(月)

⑨太極拳 9時～11時 講演と実技 岡村 勝子先生

⑩各会議報告と次年度開催県挨拶 11時10分～11時30分 終了

各種期限

- ・臨床体験発表者名届け出 平成29年4月15日
- ・抄録提出 平成29年4月30日
- ・各会議出席者名(学術委員会含む)届け出(住所、電話、メルアド) 平成29年5月15日
- ・表彰者名1～2名届け出 平成29年5月15日
- ・大会参加者名、カラオケ者名(1名)届け出 平成29年5月31日

平成29年度東鍼連岩手大会役割分担

大会責任者(実行委員長) 佐々木 実

東鍼連事務局長 佐藤 茂

東鍼連財務局長 佐藤 明

開会式司会進行 佐藤 茂

1. 開会の言葉 岩手県師会副会長 佐藤 明
2. 主催者挨拶
一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会
会長 佐々木 実
3. 東鍼連会長挨拶
山形県師会長 白田 栄二
4. 記念表彰 アシスタント2名
菊池 彩香、姜 奈希
5. 来賓挨拶
6. 来賓紹介 佐藤 茂
7. 祝電披露 井口 力
8. 閉会の言葉
岩手県師会副会長 山本 英典
諸連絡 佐藤 茂

ZENSHIN | “イーハトーブの郷から
東西医療の和合を目指して!”

第40回 東北鍼灸マッサージ学術大会
第70回 東鍼連通常代議員会

岩手大会

期日：平成29年7月2日(日)～3日(月)
会場：盛岡つなぎ温泉 ホテル紫苑

大会概要
◆臨床研究発表
東北6県より鍼灸師の先生各1名
◆学術講演
和漢薬師 薬剤師 白澤 順先生
(市民公開講座)
◆太極拳指導
日本武術太極拳連盟 岡村勝子先生
(市民公開講座)

主催：東北鍼灸マッサージ師会連合会
主管：(一社)岩手県鍼灸マッサージ師会

1日目学術大会司会進行(講師紹介含む) 佐藤 明
学術担当者(時間係、誘導) 伊勢澤 佑介、高橋 悠介
懇親会司会進行 古館 吉弘、菊池 彩香

1. 開会の言葉 東鍼連事務局長 佐藤 茂
2. 来賓挨拶(全鍼会長、協同組合会長、他)
3. 乾杯 北海道師会
4. 祝儀披露 菊池 彩香
5. カラオケ係 高橋 則夫(司会)、井口力(曲係)、
館下 正則(移動補助)
6. 抽選、景品渡し 菊池 彩香、館下 正則
7. 中締め 岩手県師会相談役 伊藤 庸一
諸連絡 佐藤 茂

東北鍼灸マッサージ 第40回 学術大会

<<一般公開講座：学術講演>>

講師：白澤 順 先生
(和漢薬師、薬剤師)

演題：「漢方相談薬局の取り組みと
脳血管疾患等・・・漢方薬について」

とき：7月2日(日)15:00～16:30
ところ：盛岡つなぎ温泉 ホテル紫苑

<<一般公開講座：講演と実技>>

講師：岡村 勝子 先生
(日本武術太極拳連盟)

演題：「太極拳の種類と発展」

とき：7月3日(月)9:00～11:00
ところ：盛岡つなぎ温泉 ホテル紫苑

◆◆ 聴講 無料! ◆◆

二次会(カラオケ)担当 受付2名(参加者の中から)、
中村 龍哉、田沢 博崇
2日目学術司会進行(講師紹介含む) 松下 優子
講師補助スタッフ(視覚障害者等への伝達指導)数名
各会議報告等司会進行 佐々木 実
閉会の言葉 岩手県師会副会長 古舘 吉弘
諸連絡 佐藤 茂

平成29年度東鍼連岩手大会運営スタッフ

- 受付(参加者チェック、名札・領収書、集金、資料、リボン付けなど)
責任者:佐々木 由美、戎 ゆみ子、榊澤 宏江、朝橋 正美、井口 力、川口 美登里、専門学校学生
- 案内、移動補助係 専門学校学生
- 接待係
責任者:野月平 優子、菊池 彩香、姜 奈希
- 盛岡駅送迎バス案内係
責任者:佐々木 ひで子、袖林 広正法、伊藤 庸一
- 会場準備係 責任者:佐藤 明、佐藤 茂、舘下 正則
- 査読係 佐々木 実、佐藤 明、佐藤 茂
- 各県師会への連絡係 佐々木 実、佐藤 茂
- マスコミへの宣伝係 佐藤 明
- 業者への出店依頼係 佐々木 実
- 賞状作成係 佐藤 明
- 表彰者記念品、発表者記念品購入係 松下 優子、舘下 正則
・記念品:マグポット、賞品:チョコ南部せんべい
- 懇親会商品係(抽選品とカラオケ者への商品)
・有か無しかについて予算を見て決める
- 写真撮影係 佐藤 明
- 資料作りと印刷 佐藤 茂、佐々木 実、松下 優子、佐藤 明
- 来賓選定 3月の委員会で決める
- 来賓者への依頼状作成と送付係 佐々木 実、佐藤 茂
- 来賓者席次表示と配置確認、案内係 舘下 正則、佐藤 明
- 臨床発表者席次確認と案内 佐藤 明
- 専門学校への学生協力依頼 佐々木 実
- 各会場確認 学術、各会議室と机配置、来賓控室(役員控室兼用)
- 懇親会会場とテーブル配置 畳の上に椅子とテーブル
- 朝食会場と形式確認 バイキング
- 横断幕文言

- 袖看板の文言
- ポスター掲示 無免許、免許保有証等用意係 佐々木 実
 - ・掲示場所の確認
- 受付係と学生の昼食の用意確認（開会式後食べる弁当で役員控室）
- 予算書、決算書の作成 佐藤 明
- 学生への交通費支給係 佐藤 明
- 名札、領収書の作成 佐藤 茂（名札入れ、資料袋、観光パンフレット、リボン、来賓者座席へのネームプレートはコンベンション協会から借りる）
- 部屋割りの設定と確認 古館 吉弘
- 反省会の企画と実施 館下 正則、佐藤 茂、佐藤 明
- 来賓者への礼状作成と発送 佐々木 実
- 専門学校への礼状作成と発送 佐々木 実
- 前泊して用意する人（資料詰め等）
 - 佐々木 実、佐々木 由美、佐藤 茂、佐藤 明、古館 吉弘

11. 記念式典関係

◆記念式典関係行事一覧

- ・設立総会 昭和16年12月16日 盛岡市「教育会館」
- ・創立10周年 昭和26年 8月21日 盛岡市「身障会館」
- ・創立20周年 昭和36年 7月 8日 盛岡市「盛岡駅前観光ビル」 20名表彰
- ・創立25周年 昭和41年 5月 9日 盛岡市「県公会堂第2ホール」 2名表彰
- ・創立30周年 昭和46年 6月 6日 盛岡市「自治会館」 24名表彰
- ・社団法人設立総会
 - 昭和53年 3月12日 盛岡市「政経ビル」（認可昭和53年8月28日）
- ・創立40周年 昭和56年 5月10日 盛岡市「さくら会館」 26名表彰
- ・法人認可10周年
 - 昭和63年 4月24日 花巻市「ホテル花巻」 表彰1名
- ・創立50周年 平成 3年 5月10日 盛岡市「さくら会館」 33名表彰
- ・法人認可20周年
 - 平成10年 5月17日 二戸市「金田一温泉北陽荘」
- ・創立60周年 平成13年 5月20日 盛岡市「岩手労働福祉会館」 25名表彰
 - スローガン「21世紀を担う治療家を目指そう！」
- ・法人認可30周年
 - 平成20年 4月27日 盛岡市「岩手労働福祉会館」
- ・創立70周年 平成23年 5月 1日 盛岡市「岩手労働福祉会館」
 - 3月11日の東日本大震災のため中止
- ・一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会設立記念式典並びに祝賀会

- 平成25年 5月12日「岩手労働福祉会館」6名に感謝状贈呈
 ・法人化40周年 平成30年 5月 6日「岩手教育会館」17名表彰
 ・創立80周年記念式典(1年遅れ)
 令和4年5月8日(日)「アイーナ」 東鍼連と県師会とで10名表彰

◆一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会 設立記念式典

日 時 平成25年 5月12日(日)

会 場 岩手労働福祉会館

盛岡市大沢川原2丁目2番32号 019-653-8111

主 催 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会

・記念式典

開 式 12時20分

閉 式 12時50分

・式典次第

司会者 伊藤庸一

先人感謝黙禱

- | | |
|----------|---|
| 1. 開式の辞 | 副会長 佐藤 明 |
| 2. 式 辞 | 会 長 佐々木 実 |
| 3. 感謝状贈呈 | 工藤 重信様 下佐 征昭様 中村 哲夫様 山本 孝一様 小沢 信男様 小野田 サヨ子様 |
| 4. 来賓祝辞 | 岩手県議会議員 神崎 浩之様 岩手県立盛岡視覚支援学校校長 高橋 勉様 盛岡医療福祉専門学校校長 龍澤 正美様 岩手県視覚障害者福祉協会理事長 及川 清隆様 岩手県立盛岡視覚支援学校同窓会会長 明内 孝吉様 |
| 5. 来賓紹介 | |
| 6. 祝電披露 | 理 事 佐藤 茂 |
| 7. 謝 辞 | 受賞者代表 小沢 信男様 |
| 8. 閉会の辞 | 理 事 袖林 広正法 |

・祝賀会

開 式 13時00分

閉 式 15時00分

・祝賀会次第

司会者 古舘 吉弘

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 開会のことば | 理 事 松下 優子 |
|-----------|-----------|

- | | | |
|-------------------|-----|--------|
| 2. 会長あいさつ | 会 長 | 佐々木 実 |
| 3. 来賓あいさつ | | |
| 税理士 | | 工藤 重信様 |
| 岩手県議会議員 | | 神崎 浩之様 |
| 岩手県視覚障害者福祉協会理事長 | | 及川 清隆様 |
| 岩手県立盛岡視覚支援学校同窓会会長 | | 明内 孝吉様 |
| 4. 祝 宴 | 進 行 | 井口 力 |
| 乾 杯 | 顧 問 | 下佐 征昭様 |
| アトラクション | | |
| 一本締め | 副会長 | 伊藤 庸一 |
| 5. 閉会のことば | 理 事 | 山本 英典 |

・お祝いメッセージ

一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会
会長 佐々木 実 様

この度は一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会に目出度く移行認可されましたこと、心よりお祝い申し上げます。

岩手県師会さんは東日本大震災の被災県として、鍼灸マッサージが県民の健康増進に必要不可欠であることを震災ボランティア活動を通じて天下に示しました。今回の認可も公益性の高い一般社団法人として県民に支持されるものと確信しています。

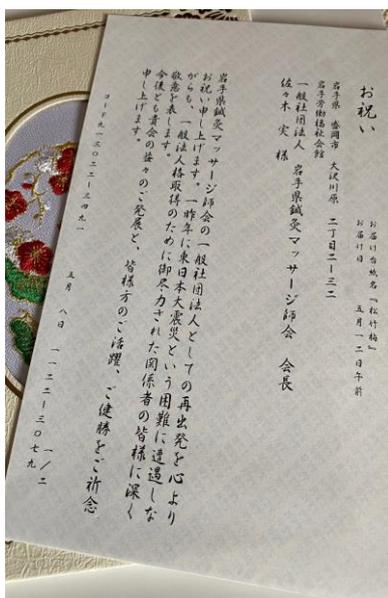
当県師会も同じ被災県として復興に向けて頑張っていきたいと思えます。

貴会が今後ますますご発展されますようお祈りいたします。

平成25年 5月12日

一般社団法人 宮城県鍼灸マッサージ師会
会長 山田 幹夫

・祝 電



東北各県師会からの祝電

・式 辞

「目に青葉、山ホトギス、初鯉」春たけなわのこの善き日、神奈川県議会議員はじめ多くの皆様のご来賓を仰ぎ、ここに「一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会設立式典」を挙行出来ますことは、会員一同大きな喜びであり深く感謝申し上げます。

当会は戦時下の昭和16年12月16日に県内各地にばらばらにあった鍼灸按摩マッサージ指圧師会を一つにまとめ「岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師連合会」を結成いたしました。その後昭和53年には法人格を取得し社団法人となり鍼灸按摩マッサージ指圧の学術向上・啓発、治療奉仕を通して社会貢献事業を行って参りました。

そしてこのたび、国の法人改革に伴い「一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会」へと移行いたしました。

創立以来72年、の間にはいろいろなことがありました。戦後の鍼灸廃止のマッカーサー旋風では業団が団結し反対運動を繰り広げ、GHQからその撤回を勝ち取りました。そして翌年には鍼灸按摩マッサージ指圧師に関する国の法令が施行され私たちの身分が保障されました。

また、忘れられない出来事としては一昨年（2011年）の東日本大震災で、津波で多くの会員が家や施術所を失い、当会事務資料も一部流出するという未曾有の被害に見舞われました。しかしながらそんな中でも当会の結成目的でもある協力・共助の精神が発揮され、被災会員へのサポートは勿論、被災地避難所での鍼灸マッサージの奉仕活動を続け、多くの方々に喜ばれ、その活動は今も続けられています。

これからも私たちは鍼灸マッサージを通して社会に貢献するとともに、日本の伝統医療の発展に寄与して参る所存です。一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会設立に当たり、これまでご尽力くださいました多くの皆様に御礼申し上げますとともに、今後一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。式辞といたします。

平成25年 5月12日

一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会
会長 佐々木 実

写真コーナー



挨拶する佐々木実会長
(2013年5月12日)



感謝状贈呈
下佐征昭前理事長(右)



感謝状贈呈
中村哲夫元副理事長(右)

◆一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会 法人認可40周年記念式典

日 時 平成30年5月6日(日) 12時30分から13時
会 場 岩手教育会館

盛岡市菜園1丁目4番10号 TEL019-623-3301

主催 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会

・記念式典次第

司会者 古舘吉弘

1. 開式の辞 副会長 佐藤 明
2. 式辞 会長 佐々木 実
3. 表彰状贈呈 平成29年度生涯研修修了者 19名
5年連続研修修了者(試験財団理事長賞) 1名
岩手県師会会長賞 16名
感謝状 1名
4. 来賓祝辞 岩手県議会議員 神崎 浩之様
5. 謝辞 受賞者代表 村上 直人様
6. 閉会の辞 副会長 山本 英典

・祝賀会

13時20分から15時20分

・祝賀会次第

司会者 佐藤 茂

1. 開会のことば 理事 松下 優子
2. 会長あいさつ 会長 佐々木 実
3. 祝宴
乾杯 相談役 伊藤 庸一
アトラクション
中締め 理事 舘下 正則

※アトラクション: ゲストプロフィール

日戸 楓乃(ひのと かの)プロフィール

八幡平市立平笠小学校 5年生

- ・青少年民謡全国大会 小学生低学年の部準優勝(平成 27 年 7 月 19 日)
- ・南部俵積み唄全国大会 年少の部優勝(平成 27 年 11 月 8 日)
- ・青少年民謡全国大会 小学生高学年の部準優勝(平成 29 年 7 月 16 日)
- ・郷土民謡民舞全国大会 小学生グランプリ準大賞(平成 29 年 10 月 22 日)
- ・岩手県下青少年少女民謡大会 平成 28 年、30 年優勝

佐藤 竜雅(さとう りゅうが)プロフィール

盛岡中央高校 2年生

- ・第 36 回津軽三味線世界大会 ジュニアの部優勝(2017/5/3)
- ・第 2 回津軽三味線みちのく全国大会 中高生の部優勝(2017/6/4)
- ・第 11 回全日本津軽三味線競技会名古屋大会 高校生以下の部優勝(2017/7/30)

写真コーナー



挨拶する佐々木実会長
(2018年5月6日)



受賞者代表謝辞
村上直人氏



アトラクションゲスト
日戸楓乃(ひのとかの)ちゃん
佐藤竜雅(さとうりゅうが)くん

◆一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会 創立80周年記念式典

日時 令和4年5月8日(日) 13時

場所 アイーナ・501A

・記念式典次第

司会進行総務部長 古舘吉弘

物故者への黙禱

1. 開式の辞 副会長 佐藤 明
2. 式辞 会長 佐々木 実
3. 表彰状授与

・令和3年度生涯研修修了者 6名

佐々木 実、佐藤 明、佐々木 忠久、中渡 智彦、古水 健吾、村上 晃

・岩手県鍼灸マッサージ師会会長表彰者 5名

衣川 健一、佐藤 明、佐々木 実、及川 清隆、荒熊 稔

・東北鍼灸マッサージ師会連合会会長表彰者 5名

小野田 サヨ子、館下 正則、高橋 久喜、佐藤 明、佐々木 実



岩手県鍼灸マッサージ師会会長賞
(2022年5月8日)



東北鍼灸マッサージ師会連合会会長賞
(2022年5月8日)

4. 来賓祝辞 岩手県議会議員 神崎 浩之先生
5. 謝辞 一関支部 高橋 久喜

6. 閉式の辞

副会長 山本 英典

7. 記念講演

演題 「岩手県議会の構成と役割」

講師 岩手県議会議員、当会顧問 神崎 浩之先生

・祝電披露

| | |
|--|--|
| 〒028-7401 八幡平市西根寺田 13-108 (一社)岩手県鍼灸マッサージ師会 会長 佐々木 実 様 会員皆様 | 〒960-8033 福島市万世町2-14 公社)福島県鍼灸あん摩マッサージ指圧師会 代表理事・会長 平栗辰也 会員一同 |
| 配達指定日 05月 08日 | ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> 祝 |
| 代表理事 会長 平栗 辰也 会員一同 | 東北鍼灸マッサージ師会連合会 副会長 公益社団法人 福島県鍼灸あん摩マッサージ指圧師会 |
|  | 一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会創立 八十周年記念式典のご開催、誠におめでとうございます。 輝かしい発展を遂げられた皆様の努力に敬意を表し、 さらなる飛躍を心より期待しております。 貴会の益々のご発展ご隆盛を祈念いたし、会員皆様、そし て関係者皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。 |

写真コーナー



挨拶する佐々木実会長
(2022年5月8日)



受賞者高橋久喜氏



新執行部役員の方々

・80周年記念式典式辞

「1年は5月のためにある」と言った作家がいます。山は若葉・青葉の新緑です。鳥は春の歌を歌い、蝶はそよ風に踊っています。

この良き日、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会創立80周年式典を挙げて来ますことは大きな喜びです。実はこの式典は昨年行う予定でしたが、コロナのため1年延ばしたら祝賀会も併せて行えるかと考えて本日に延期したのですが、まだコロナは収まっていない現状です。

しかしながら、顧問であります神崎浩之県議会議員のご来賓を仰ぎここに盛大にお祝い出来ますことは会員一同の喜びであります。

当会は、昭和16年12月16日、まさに戦争真っただ中、県内各地にありました鍼灸やあん摩指圧の団体を一つにまとめ「岩手県鍼灸按摩組合」として誕生致しました。

それから80年、色々な出来事や困難にも遭遇いたしました。戦後のGHQによる「鍼灸の廃止命令」、11年前の東日本大震災による津波被害、そして今回のコロナの世界的蔓延。制度的にも、あはき免許の国家資格化への120時間講習、病院におけるマッサージの保険点数削減、鍼灸の学校設立自由化、新法人移行等々国の政策で私たちの業はその都度大きく影響を受けてまいりました。

中でも11年前の東日本大震災と一年年から蔓延が続くcovid19の被害は岩手で業を営む私たちにとって大きなダメージとなりました。

しかしながら私たちの会はこれまでも色々な困難に力を合わせて立ち向かい克服して来たという歴史があります。

今回の困難もきつと乗り越え、明るい未来が築けるものと確信しております。

最後になりますが、80年を迎える私たちの活動に理解を示し、協力いただいた皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も会員一同力強い歩みを続けていくことをお誓いし式辞と致します。

令和4年5月8日

一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会
会長 佐々木 実

12. 各支部記念誌

◆盛岡支部 50周年記念誌より

平成3年12月8日記念懇親会 「鶴鴿荘」

社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会盛岡師会事業部作成

・盛岡師会創立50周年にあたって

社団法人 岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会
盛岡師会 会長 井ノ口 富蔵

秋色深まり厳冬を迎える候となりました。

日頃は、盛岡師会発展のために会員諸兄にはご協力を賜りありがとうございます。

盛岡師会も、ここに50周年を迎えるにあたり、先輩諸兄の築いて来た盛岡師会をより発展させるべく、より一層のご協力をお願い申し上げます。

歴代会長(大澤しょう太郎氏、蛭名三太氏、菅野長治氏、山本近氏、田村せんざえもん氏、渋川澄意氏)の意志に沿うよう頑張って参りたいと思います。

新しく日本丸の舵取りになった宮澤首相も言っているように、「国際的にも認められるような品位を備えた日本人」の言葉を借りれば、「業界人として社会的に認められるような品位を備えた業界」にしていきたいと思っております。

諸問題が山積みされていますが、会員の皆様のご協力を得て一つずつ解決していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

・師会創立50周年記念に寄せてー盛岡師会思い出の記

社団法人 岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会
盛岡師会 副会長 三澤 五郎

昭和16年に誕生した盛岡師会は、今や50歳になった。人間でいえば熟年の世代である。この機会に、過去を振り返って前途に大きく飛躍する参考になればと思い、ここに盛岡師会の思い出を記したい。

ここでは、私は昭和48年渋川会長時代からの思い出を述べてみたいと思う。

渋川会長は県立盲学校の教職にありながら盛岡師会のために率先して指導的立場にあった。当時の盛岡師会の役員構成は、会長に渋川澄意氏、副会長に四戸文雄氏、総務理事に三澤五郎、会計理事に井ノ口富蔵氏、その他に若干名の理事から成り立っていた。

この当時は、事業部はなく、総務部がその業務を兼務しながらも充実していたように思う。

まず、会報の発行のことであるが、それまでは会報がなかったので総務部の私が担当して編集発行に漕ぎ着けた。その内容は、県鍼連の連絡事項や盛岡師会の業務内容の説明、会員諸氏の投稿文芸などを会長と総務で点字印刷をし、墨字は私が当時の下宿先の親父さんに手伝っていただいて発行した。以来、今年で第17号に至っている。

また、当時、近隣師会との交流を盛んに持ったことも思い出される。たとえば、昭和49年の宮古師会との交換では、国民休暇村で地元の会員と「会の発展策」について歓談し、翌日は遊覧船で田老や真崎の海岸で海水浴をしたこともあった。

翌年には、金田一温泉において県北師会と会合を持ち、「技術研究」などについて話し合った。松倉温泉では、花巻師会と「観光地における按摩施術」について熱心に討論しあった。こうした交流会は、非常に効果があったように思う。

当時、盛岡師会の会員はみんな若く、情熱がほとばしっていた良き時代だったように思う。

昭和49年、県鍼連久慈大会の役員改選では、県鍼連会長に盛岡師会長を推挙すべく頑張ったが、結果的には水沢師会の石川文治氏が会長就任の運びとなった。前々会長の菅野長治氏は顧問に退いた。この総会では、熱意のあまり若干のハプニングが出たことも今では懐しい思い出である。

昭和53年に、県鍼連を法人組織に格上げすべく準備に取り掛かった。準備委員に渋川、下佐、井ノ口、三澤の4人の理事が当たり、県鍼師会の定款作成や草案作りに取り組み、その苦勞の甲斐があって昭和53年に認可の運びとなった。

県鍼連師会が法人化になって間もなく、昭和56年に長年盛岡師会長及び県鍼師会副理事長の要職にあった渋川氏が、会運営上の大きな失策により師会を退くことになったことは非常に残念なことである。

昭和56年の総会で、渋川氏辞任の後を継いで、新しく井ノ口師会長を中心とした新役員が選任された。ここに、新しく若返りの図られた盛岡師会にも会員の高齢化や入会者の減少等々の問題点が残るものの、会員の協力を得てボランティア活動の定例化、「年1、2回」の市内老人福祉センターにおける奉仕活動及び紫波町保健祭での奉仕活動など積極的に取り組んでいる。

また、老人医療割引扶助制度の請願活動の件について、盛岡市の担当部所との折衝に入っているものの、現在未だ解決を見出せないでいる。いずれ、諸々の問題に根気よく取り組み、盛岡師会の発展向上のために会員一丸となつての協力体制が望まれる。

最後に、若い活力ある会員の入会促進に一層の努力をして行きたいと思うこの頃である。

(平成3年度の盛岡師会の会員数は38名。ちなみに、県師会会員数は、平成3年度の資料はありませんが、平成4年度の会員数は166名となっています)

・盛岡師会 歴代会長

第1代 大澤 昌太郎

第2代 蛭名 三太

第3代 菅野 長治

第4代 山本 近

第5代 田村 仙左衛門

第6代 渋川 澄意 昭和48年4月～昭和56年3月

第7代 井ノ口 富蔵 昭和56年4月～平成14年3月

第8代 佐々木 金男 平成14年4月～平成26年3月

・盛岡支部 支部長

第9代 佐藤 明 平成26年4月～現在

・一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会 盛岡支部 会則

第1章 総則

第1条 本支部は、「一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会盛岡支部(略称『盛岡支部』)」と称し、事務所を支部長宅におく。

第2条 本支部は盛岡市、滝沢市、八幡平市、岩手郡、紫波郡及びその周辺に在住する鍼師、灸師、按摩・マッサージ・指圧師のいずれかの免許取得者をもって構成し、「一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会」に所属する。

第3条 本支部は学術技能の向上発展をはかり、県民の保健治病に寄与するとともに支部会員相互の親睦と交流をはかることを目的とする。

第2章 事業

第4条 本支部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会の事業に協力する。
- (2)鍼、灸、按摩・マッサージ・指圧に関する研修及び普及事項。
- (3)業権擁護に関する事項。
- (4)支部会員の親睦と交流をはかる事項。
- (5)その他必要な事項。

第3章 役員

第5条 本支部は次の役員をおく。

- (1)支部長1名
- (2)副支部長1名
- (3)各部担当役員それぞれ若干名
- (4)監事2名

第6条 前条の役員中、支部長と監事は総会において支部会員中より選挙で選出し、副支部長と各部担当役員は支部長が支部会員中よりこれを選出任命し、総会で報告する。

第7条 支部長と監事の選挙は、総会で選ばれた選挙管理人がこれに当たり、立候補及び推薦で選出し、当選は有効票の過半数以上とする。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長 本支部を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長 支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 会計 本支部の経理一切を担当し、予算書、決算書の作成や関係物品の保管に当たる。
- (4) 総務部 会議の招集と議事録の作成、支部会員の把握、他団体との連絡など支部の事務処理一般を担当する。
- (5) 事業部 技能の向上と研修、県民の保健治病に関すること及び支部会員の親睦と交流に関する事業の一切を担当する。
- (6) 監事 会計監査を含む本支部の運営実施を監査し、総会で報告する。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第10条 役員は正当な事由なくして、これを辞することができない。

第11条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第12条 任期途中で役員に欠員を生じた場合は、補充することができる。ただし、補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

第13条 本支部の最高議決機関として総会をおき、総会は支部会員の過半数の出席及び委任をもって成立し、定例会は毎年4月とする。また、支部長が必要と認めた場合や役員会の要請があった場合、さらには支部会員の半数以上の要求があった場合、臨時総会を開くこととする。

第14条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 会務報告
- (2) 予算決算の審議と承認
- (3) 事業計画
- (4) 選挙管理人の選出と役員の改選
- (5) その他必要な事項

第15条 総会の議決は、支部会員の除名と会則の改正を除き、出席者の過半数とし、同数の場合は議長がこれを決する。

第16条 総会の議長は、総会に出席した支部会員中より選出する。

第5章 役員会

第17条 本支部は総会に次ぐ決定機関として役員会をおき、役員会は役員の過半数の出席及び委任をもって成立する。また、役員会は支部長が必要と認めた場合、役員の過半数の要求があった場合に開くこととする。

第18条 役員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

第19条 役員会の議決は出席者の過半数とする。

第6章 会計

第20条 本支部の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

第21条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 本支部の会費の額は、総会において決定する。また、必要に応じ総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

第23条 会員は、すべて会費を納入しなければならない。ただし、次のような場合、本人の申し出により、盛岡支部会費分のみ減額となる。

- (1)75歳となった高齢支部会員は、翌年度以降の会費を半額とすることができる。
- (2)生計を共にする同一家族内に二人以上の支部会員がある場合には、主たる支部会員以外の支部会員の会費は、家族支部会員とみなし半額とする。

第7章 顧問

第24条 本支部に顧問をおくことができる。顧問は総会の推薦により、支部長がこれを委嘱する。

第8章 付則

第25条 本支部への入会や退会は支部長に申し出、手続きを経た上認められる。

第26条 年度途中の退会であっても会費は全納しなければならないし、また、納入後の返金も認められないものとする。

第27条 支部会員が次の各項のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、議決の前に、本人に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)会費を1年以上納入しない者。
- (2)本支部の名誉を毀損し、または、その設立の主旨に反する行為をした者。

第28条 本会則の改正は、総会において3分の2以上の賛成をもって可とする。

第29条 本会則は、制定または改正の日より効力を発する。

会則制定と改正の経緯

- (1)昭和16年10月1日制定。
- (2)昭和47年4月9日全面改正。
- (3)昭和48年10月13日慶弔規定の一部(第1子誕生に関する事項および金額の変更)改正。
- (4)昭和51年4月11日本会の名称変更にとまなう一部改正。
- (5)平成11年4月11日全面改正。
- (6)平成13年4月15日高齢会員の年齢改正。
- (7)平成17年9月1日名称変更、高齢会員の年齢改正など。
- (8)平成26年1月1日第2条に「滝沢市」を追加。
- (9)平成28年4月10日本会の名称変更にとまなう一部改正。

◆奥州支部100周年記念資料より

・創立100周年記念祝賀会

とき 平成25年10月20日(日)12:30～
ところ 水沢グランドホテル(奥州市水沢区駅通り)
主催 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 奥州師会
事務所 〒023-0003 奥州市水沢区佐倉河字慶徳 92-10
電話 0197-25-3225

・祝賀会プログラム

| | |
|---------|-------------|
| 開会の辞 | 司会者 今野 奈保子 |
| 物故者への黙禱 | 副会長 小野田 サヨ子 |
| 会長挨拶 | 会長 千田 節雄 |

顧問挨拶
来賓挨拶
乾杯
祝詞
万歳三唱
閉会の辞

小山田 由紀子

・歴代会長とその在職期間

| | | |
|-----|---------|---------------------------|
| 初代 | 遠藤 琢治 氏 | 自大正 2 年 4 月～至大正 12 年 4 月 |
| 二代 | 千葉六三郎 氏 | 自大正 12 年 5 月～至昭和 16 年 4 月 |
| 三代 | 石川 円作 氏 | 自昭和 16 年 5 月～至昭和 26 年 4 月 |
| 四代 | 阿部 秀男 氏 | 自昭和 26 年 5 月～至昭和 29 年 4 月 |
| 五代 | 遠藤 清助 氏 | 自昭和 29 年 5 月～至昭和 30 年 4 月 |
| 六代 | 阿部 秀男 氏 | 自昭和 30 年 4 月～至昭和 36 年 4 月 |
| 七代 | 石川 文治 氏 | 自昭和 36 年 5 月～至昭和 45 年 4 月 |
| 八代 | 菊地 安夫 氏 | 自昭和 45 年 5 月～至平成 元年 3 月 |
| 九代 | 高橋 等 氏 | 自平成 元年 3 月～至平成 11 年 3 月 |
| 十代 | 小澤 信男 氏 | 自平成 11 年 4 月～至平成 16 年 3 月 |
| 十一代 | 千田 節雄 氏 | 自平成 16 年 4 月～(現在) |

・奥州師会100年の歩み

| | |
|-----------------|---|
| 大正 2 年 5 月 17 日 | 初代会長遠藤琢治氏が鍼術、灸術、営業者同業組合設立を申請、堤定次郎岩手県知事より認可発足。 会員13名 |
| 大正10年 6 月 30 日 | 遠藤琢治氏が胆沢郡鍼術、灸術、按摩術マッサージ術営業同盟組合設置を申請、柿沼竹雄岩手県知事より認可。 会員20名 |
| 昭和 3 年 3 月 30 日 | 同上組合の規約改正の件、丸茂藤平岩手県知事より認可。 |
| 昭和17年 3 月 2 日 | 昭和16年12月16日岩手県鍼灸按摩マッサージ師会連合会が出来、その下部組織として胆江支会設立の件、山内義文岩手県知事より認可。 会員27名 |
| 昭和24年 6 月 1 日 | 鍼灸按摩マッサージ師再教育講習会が6月1日～5日間水沢公民館に於いて開催され、佐々木水沢保健所長、桜井胆沢郡医師会長、中村胆沢病院長、石川文治、佐々木ヨシエ、阿部秀男氏等が講師となり35名受講、実施表、講習証書、受講者名簿を国分謙吉知事に報告 |
| 昭和27年 7 月 15 日 | 胆沢国保の鍼灸マッサージ施術担当者として、管理者藤原喜蔵氏と石川円作代表が協定書を取り交わす。 |
| 昭和28年 8 月 22 日 | 同上代表交代に付き、阿部秀男代表が協定を取り交わすも、厚生省の通達で29年3月協定が無効になった。 |
| 昭和37年 4 月 22 日 | 県鍼灸按摩マッサージ師会連合会総会を駒形湯に於いて開催。 |
| 昭和53年 8 月 28 日 | 社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ師会が千田正知事より許可になり、54年4月10日胆江師会の会則が改正され現在に至る。 会員29名 |
| 昭和53年12月 1 日 | スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業についての契約を千田正知事との間で成立。 |

| | |
|-------------|--|
| 昭和55年 5月11日 | 翠明荘に於いて社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会の総会を開催。 |
| 昭和56年 9月28日 | 療養費受領委任について、水沢市議会採択。 |
| 昭和57年 6月28日 | 労災保険協定が岩手県労働基準局との間で成立。 |
| 昭和57年 9月28日 | 老人の福祉治療について、水沢市議会採択。 |
| 昭和58年 7月31日 | 吉小路小万梅に於いて、社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会胆江師会創立70周年記念式典を開催。 |
| 平成 3年 4月21日 | 盛岡市総合福祉センターに於いて、厚生大臣指定の講習会が4月21日より12月まで9回開催され、受講者352名に修了証書が手渡された |
| 平成 3年7月7～8日 | 翠明荘に於いて、第45回東北鍼灸按摩マッサージ指圧師会連合会の総会岩手大会を開催。 |
| 平成 5年 6月13日 | 駅通りサンパレスホテルに於いて、胆江師会創立80周年記念式典を開催。 |
| 平成 9年 6月25日 | 金ヶ崎町に於いて、鍼灸按摩マッサージ指圧に関して、高齢者医療助成制度が実施される。 |
| 平成11年 4月 1日 | 社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会胆江師会が、水沢師会に名称変更。 |
| 平成11年 4月 1日 | 胆沢町に於いて、鍼灸按摩マッサージ指圧に関して、高齢者医療助成制度が実施される。 |
| 平成12年 5月14日 | 第59回県総会をサンピア金ヶ崎に於いて開催。 |
| 平成13年 9月 1日 | 水沢市に於いて、鍼灸按摩マッサージ指圧に関して、高齢者医療助成制度が実施される。 |
| 平成15年 3月31日 | 水沢市の高齢者医療助成制度が廃止される。 |
| 平成15年 4月13日 | 駅通り水沢グランドホテルに於いて、水沢師会創立90周年記念式典を開催。 |
| 平成16年 6月13日 | 翠明荘に於いて、石川文治氏の旭日双光章受章祝賀会を開催。 |
| 平成17年 8月 9日 | はり、きゆうの日に因み、胆江新聞社に無資格者対策としての広告を掲載。 |
| 平成19年 4月 8日 | 平成18年2月の市町村大合併に伴い、水沢師会を奥州師会と名称変更 |
| 平成23年 3月30日 | 東日本大震災に対し、見舞い金を県師会に送る。 |
| 平成25年 4月 1日 | 県師会が一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会に移行したことにより当師会も一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会奥州師会となる。 |

・本会の主な年間行事

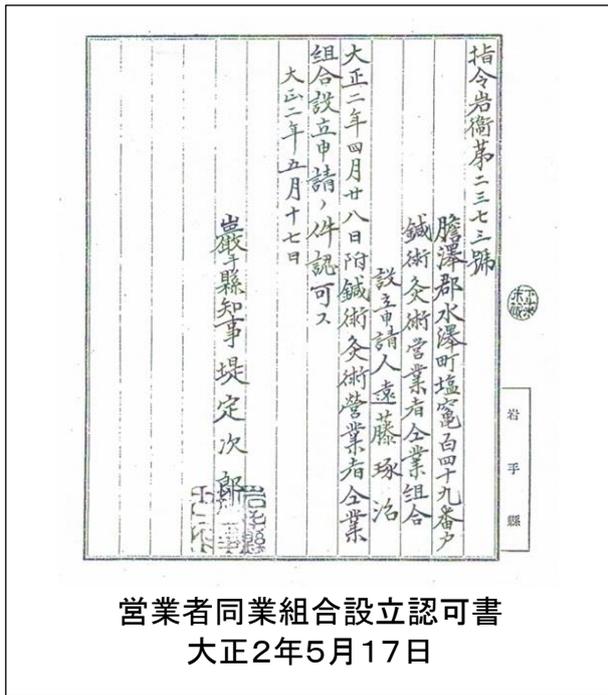
定期総会の開催 役員会3回 慰問治療 新年会

その他、県鍼灸マッサージ師会、東北ブロック大会、県学術研修会、東北鍼灸マッサージ学会等に参加

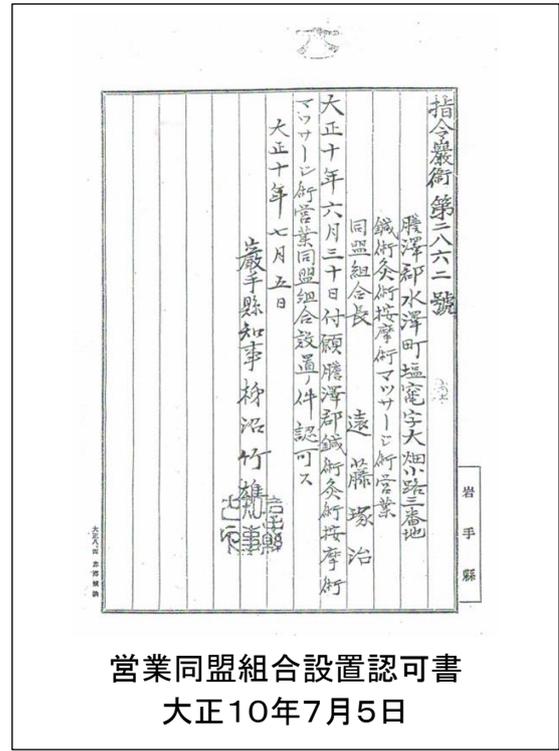
・奥州師会の歴史的資料

この貴重な資料は、故石川文治先生の尽力で収集され、奥州師会「創立100周年記念

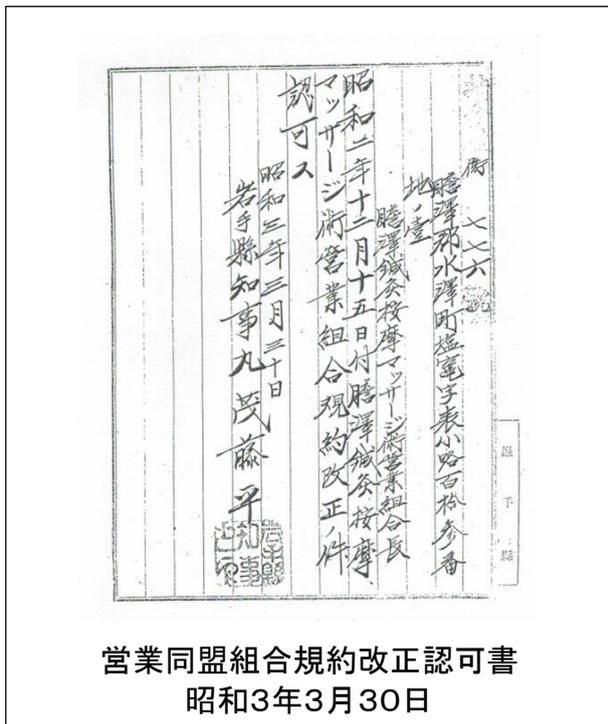
祝賀会プログラム」に掲載されたものを転載させていただきました。



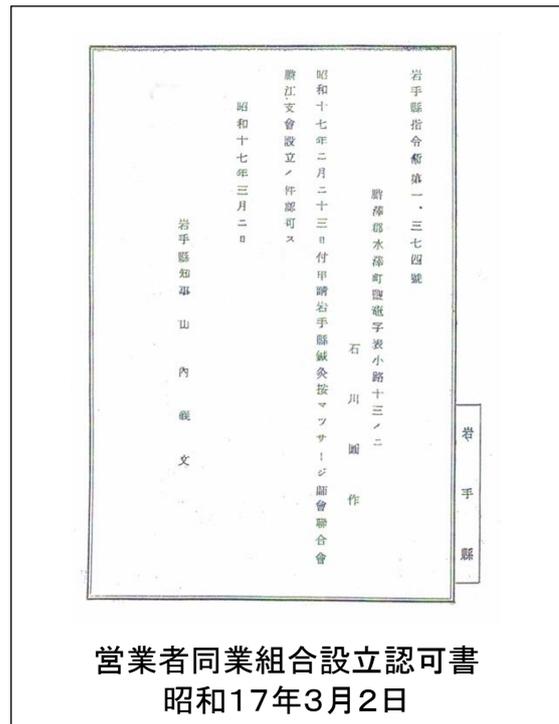
営業者同業組合設立認可書
大正2年5月17日



営業同盟組合設置認可書
大正10年7月5日



営業同盟組合同約改正認可書
昭和3年3月30日



営業者同業組合設立認可書
昭和17年3月2日

◆一関支部100周年記念資料より

・創立100周年記念式典・祝賀会

開催期日:平成28年11月27日(日)

開催場所:ホテルサンルート一関 平安の間

式典 11:00～

祝賀会 12:00～

・式典の部

式典次第

1. 物故者に黙禱
2. 開式の辞
3. 支部長挨拶 一関支部長 舘下正則
4. 表彰式 一関支部会員 千葉謙一 伊藤庸一 北峯瑞也
高橋久喜 舘下正則 高嶋道春
5. 来賓祝辞
岩手県議会議員 神崎浩之 様
(一社)岩手県鍼灸マッサージ師会会長 佐々木 実 様
6. 来賓紹介
7. 祝電披露
8. 記念講演 「全鍼師会中央状況について」
(一社)岩手県鍼灸マッサージ師会会長 佐々木 実 様
9. 閉式の辞

・祝賀会の部

祝賀会次第

1. 開会の辞
2. 支部長挨拶 一関支部長 舘下正則
3. 来賓挨拶
(一社)岩手県鍼灸マッサージ師会
奥州支部長 千田節雄 様
4. 乾杯
5. 万歳三唱
6. 閉会の辞

・一関師会の歩み

- 大正6年 西磐井鍼灸マッサージ組合として創立。初代組合長高田村之助、会員7名、会長以外晴眼者。
- 昭和16年12月 岩手県鍼灸マッサージ師連合会が結成、西磐井鍼灸マッサージ組合も傘下に入り一関師会となる。
- 昭和21年 一関師会会長吉家松寿が岩手県鍼灸マッサージ師連合会3代目会長に就任。
- 昭和22年12月 臨時検定試験実施、以後徒弟制度廃止。「按摩マッサージ指圧師はり師きゅう師等に関する法律」(あはき法)217号公布。

| | |
|----------|--|
| 昭和23年 1月 | 既存業者の届け出と、再教育の義務が通達、届け出で会員数15名(晴眼8名、弱視8名、盲人5名)。 |
| 昭和36年 5月 | 市内八幡神社社務所にて岩手県鍼灸マッサージ師会連合会総会開催(県内より会員48名参加)。 |
| 昭和41年 | 一関鍼灸マッサージ師会創立50周年記念式を市内八幡神社社務所にて開催、伊藤安助氏、北峰胤雄氏、阿部吉久氏を表彰。初代名誉顧問に熊谷慎二氏就任。 |
| 昭和42年 | 届け出だけの既存療術師の救済届け出で登録を行う。 |
| 昭和46年 | 岩手県鍼灸マッサージ師会連合会創立30周年記念式にて北峯忠志氏、阿部吉久氏表彰。 一関鍼灸マッサージ師会創立55周年記念式を市内「蛇の目寿司」で開催、千田武治氏、阿部哲夫氏、小野寺由雄氏を表彰。 |
| 昭和48年 | 養護老人ホーム「東山荘」へ慰問治療(年2回)を行い、昭和58年まで続ける。 |
| 昭和51年 | 一関鍼灸マッサージ師会創立60周年記念式を市内「飛雲閣」にて開催。小野寺安治氏、千葉喜美子氏、泉はぎ氏を表彰。 |
| 昭和55年 6月 | 名誉顧問熊谷慎二氏病気により辞任し、岩井清三氏が2代目名誉顧問に就任。 |
| 昭和56年 | 一関鍼灸マッサージ師会創立65周年記念式を市内「蘭梅荘」にて開催。岩淵千三郎氏、遊佐隆氏、横山千代子氏、菅原すま子氏と福祉関係者を表彰。 |
| 昭和58年 | 特別養護老人ホーム「福光園」へ慰問治療(年2回)を行い、現在に至る。 |
| 昭和59年 4月 | 巖美「いつくし園」にて岩手県鍼灸マッサージ師会総会を開催(県内より会員78名参加)。 |
| 昭和60年 6月 | 一関市長に老人福祉治療の請願を行う。 特別養護老人ホーム「関生園」へ慰問治療(年2回)を行い、現在に至る。 |
| 昭和61年 4月 | 一関鍼灸マッサージ師会創立70周年記念式を市内「ホテルサンルート一関」にて開催。北峯忠志氏、工藤六雄氏、鈴木富夫氏を表彰。 |
| 7月 | 一関市で老人福祉治療実施(助成券は年2枚:マッサージ券)。 |
| 10月 | 第5回一関国際ハーフマラソン大会よりマッサージ協力をを行い、現在に至る。 |
| 昭和62年 5月 | 北峯忠志氏が社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会副理事長に就任。花泉町に老人福祉治療の請願を行う。 |
| 昭和63年 4月 | 花泉町にて老人福祉治療実施(助成券年2枚:マッサージ券)。 |
| 8月 | 財団法人「東洋療法研修試験財団」設立の搬出金を納付。 |
| 平成 2年11月 | 一関市長に「真湯山荘」でのマッサージ施術に関する請願を行う。 |
| 平成 3年 4月 | 老人福祉治療助成券が、年2枚から年4枚に増加。 |
| 5月 | 社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会創立50周年記念式にて北峯忠 |

- 志氏が全日本鍼灸マッサージ師会会長表彰を受ける。工藤六雄氏、鈴木富夫氏が社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会会長表彰を受ける。
- 6月 一関鍼灸マッサージ師会創立75周年記念式を巖美「いつくし園」にて開催。千葉謙一氏、大友武志氏、伊藤庸一氏を表彰。小野寺安治氏、阿部哲夫氏を永年業務表彰。岩井清三名誉顧問に感謝状贈呈。「真湯山荘」でのマッサージ施術開始。
- 7月 北峯忠志氏が岩手県保険鍼灸マッサージ師会3代目会長に就任。
- 10月 一関国際ハーフマラソンマスターズ第10回記念大会にあたり、マッサージ協力に対し岩手マスターズ陸上競技連盟及び一関市長より一関師会が表彰される。
- 平成 4年10月 東北三療学術大会において臨床発表。
- 平成 5年 4月 保険外診療助成券が6枚から12枚に増額。
- 平成 7年 4月 北峯忠志氏が5期目の社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会副理事長に就任、伊藤庸一氏が同師会の常務理事に選任される。
- 平成 8年 4月 一関鍼灸マッサージ師会創立80周年記念式を市内「ホテルサンルート一関」にて開催。北峯忠志氏、阿部吉久氏、工藤六雄氏、遊佐隆氏、小野寺由雄氏を永年業務表彰。
- 4月 花泉町の保険外診療助成券が500円6枚から12枚に増額される。
- 7月 北峯忠志氏が東北鍼灸按摩マッサージ指圧師会連合会より、東鍼連創立50周年で表彰。
- 平成 9年 3月 北峯忠志氏が、関生園・福光園への慰問奉仕及び一関国際ハーフマラソン大会に長年に渡る協力に対し一関ライオンズクラブより表彰。
- 7月 第51回東鍼連岩手大会を巖美「溪泉閣」にて開催。
- 10月 一関師会が岩手県社会福祉協議会50周年記念式典にて長年に渡る老人ホーム慰問及び一関国際ハーフマラソン大会のマッサージ協力に対し団体表彰される。
- 10月 一関師会が第16回一関社会福祉協議大会にて、昭和61年より続けている一関国際ハーフマラソン大会のマッサージ協力に対し表彰される。
- 11月 北峯忠志氏の長年に渡る鍼灸マッサージ業務に厚生大臣より表彰。
- 平成10年 5月 東磐師会が一関師会と統合する。この年、保健所所管区域変更に伴い12保健所から10保健所になる。
- 平成11年12月 一関師会が昭和61年より続けている一関国際ハーフマラソン大会のマッサージ協力に対し一関市民憲章推進実行委員会より表彰。
- 平成12年 4月 伊藤庸一氏が社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会保険部長に選任。
- 平成13年 4月 平泉町にて保険外診療助成券実施開始、平成20年3月31日廃止。
- 平成14年10月 北峯忠志氏が岩手県知事表彰受賞。
- 平成15年12月 一関保健所より施術所開設届済み証明書発行。
- 平成17年 5月 第64回社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会通常総会がサンルート一関にて開催。

- 9月 一関市、東磐井郡(藤沢町を除く)、西磐井郡(平泉町を除く)の合併により、一関市・花泉町の保険外診療助成券は廃止となる。
- 平成18年 7月 一関鍼灸マッサージ師会創立90周年記念事業として一関運動公園で行われた「いきいきシルバースポーツ大会」において出場選手にマッサージの無料施術奉仕を行う。
- 平成19年 2月 一関国際ハーフマラソン大会のマッサージ協力に対し「小さな親切運動」の表彰。
- 平成20年 4月 社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会より法人創立30周年記念式典で千葉謙一氏、伊藤庸一氏が表彰を受ける
- 平成22年 4月 伊藤庸一氏が社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会副理事長に選任。千葉謙一氏が社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会監事に選任。
- 平成23年 4月 県師会の要請で東日本大震災により被災した大船渡市で館下正則氏、伊藤庸一氏、千葉謙一氏、北峯瑞也氏がマッサージボランティアに参加。
- 9月 伊藤庸一氏が全鍼師会会長表彰受賞。
- 平成24年 4月 伊藤庸一氏が社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会事業部長に選任。
- 平成25年 3月 一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会認可下りる(4月1日登記)。
- 平成26年 4月 館下正則氏が一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会事業部長に選任。伊藤庸一氏が一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会副理事長を退任し、同会相談役となる。
- 平成27年11月 伊藤庸一氏が2015年度岩手県保険医療功労者表彰受賞。
- 平成28年 9月 千葉謙一氏が全鍼師会会長表彰受賞。

・歴代会長名簿

| | 氏名 | 就任期間 |
|----|--------|----------------------------|
| 初代 | 高田村之助 | 大正6年～ |
| 二代 | 佐々木万工門 | 不明 |
| 三代 | 鈴木時郎 | 不明 |
| 四代 | 吉家松寿 | 不明(県師会資料:昭和21年11月～昭和26年4月) |
| 五代 | 伊藤安助 | 昭和25年4月～昭和41年3月 |
| 六代 | 北峰胤雄 | 昭和41年4月～昭和47年3月 |
| 七代 | 北峯忠志 | 昭和47年4月～平成5年3月 |
| 八代 | 鈴木富夫 | 平成5年4月～平成16年3月 |
| 九代 | 千葉謙一 | 平成16年4月～平成22年3月 |
| 十代 | 館下正則 | 平成22年4月～ |

・歴代名誉顧問

| | 氏名 | 就任期間 |
|---------|-------|-----------------|
| 一関市議会議員 | 熊谷慎二氏 | 昭和41年4月～昭和47年3月 |
| 一関市議会議員 | 岩井清三氏 | 昭和55年4月～平成12年4月 |
| 岩手県議会議員 | 神崎浩之氏 | 平成16年4月～ |

◆二戸支部の歴史

・二戸師会 沿革

- 昭和33年4月 山本近県師会長のご助言、ご指導を頂き、設立総会を開催し名称を岩手県北鍼灸按摩マッサージ指圧師会とし会長に松田惣次郎氏を選任した。
- 昭和46年 県師会創立30周年記念大会に於いて高田仁太郎氏が会長表彰される。
- 昭和50年 通常総会に於いて加藤敏勝氏が会長に就任。
- 昭和52年 通常総会に於いて松田惣次郎氏が会長に就任。
- 昭和52年5月 金田一温泉・ホテル金田一に於いて県通常総会を開催。
- 昭和53年4月 通常総会に引き続き、二戸市老人福祉センターに於いて創立20周年を開催松田惣次郎氏を表彰する。
- 昭和53年より 年1回、二戸市養護老人ホーム「紅梅荘」、特別養護老人ホーム「白梅荘」軽米町「いちい荘」へマッサージ奉仕。
- 昭和54年 通常総会に於いて加藤敏勝氏が会長に就任。
- 昭和56年 県師会創立40周年記念式典に於いて加藤敏勝、松田惣次郎、滝沢昭蔵氏の諸氏が表彰される。
- 昭和57年より 年1回、保健所職員との懇談会を開催。
- 昭和59年 65歳以上の高齢者に医療費治療券の発行をするよう各市町村に陳情、二戸市議会では継続審議となる。
- 昭和63年 県北師会総会に於いて、山本孝一氏が会長に就任。
- 昭和63年8月23日 二戸市勤労福祉センターに於いて、創立30周年記念式典及び祝賀会を開催。保健所総務課長、下佐県副理事長、猪ノ口盛岡師会長のご出席を頂き、盛大に祝った。
功労者表彰 加藤敏勝氏。
- 平成元年 県副理事長に山本孝一氏が選任される。
- 平成元年より 年1回、保健所長との懇談会を開催。
- 平成3年5月19日 県創立50周年記念式典に於いて、全鍼師会会長賞を加藤敏勝氏が、県理事長表彰を泉山助六氏が受賞する。
- 平成8年7月 7日 東鍼連第50回記念青森大会に於いて、加藤敏勝氏が表彰される。
- 平成10年5月 金田一温泉・ホテル北陽荘に於いて、県通常総会及び法人化20周年記念祝賀会を開催。なお、通常総会に於いて、県北師会名を二戸鍼灸按摩マッサージ指圧師会と変更された。
- 平成10年12月5日 パークホテルに於いて、創立40周年記念式典及び祝賀会を小泉保健所長、下佐県理事長、猪ノ口盛岡師会長のご出席を頂き、厳粛にそして盛大に開催し今後益々の発展を誓った。
会長表彰として高田仁太郎、泉山助六、滝沢昭蔵の諸氏が受賞された。
- 平成13年 5月20日 県創立60周年記念式典に於いて、全鍼師会会長賞を山本孝一氏、県

- 理事長表彰を上沢初江さんが受賞する。
- 平成13年11月 3日 二戸市制30周年記念式典に於いて紅梅荘への永年のマッサージ奉仕に対し感謝状を贈られる。
- 平成14年 通常総会に於いて古館吉弘氏が会長に就任。
- 平成17年10月25日 山本孝一氏、医療功労により県知事表彰を受賞。
- 平成18年 2月15日 午前、二戸保健所長より除細動器操作法について実技指導を受ける。午後1時より二戸市長嶺・金盛楼に於いて、山本孝一氏の県知事表彰祝賀会を開催。
- 平成18年 9月 9日 東鍼連第60回記念福島大会に於いて、山本孝一氏が表彰される。
- 平成20年 4月15日 二戸師会の総会に於いて、役員改選が行われ、古館吉弘氏が3期目の会長に選任された。
- 平成20年4月27日 県師会法人設立30周年記念式典が、盛岡の労働福祉会館に於いて行われ、二戸師会から古館吉弘氏と藤原清悦氏が表彰される。
- 平成20年 7月 6日 東鍼連秋田大会の第32回学術大会に於いて、二戸師会の古館吉弘氏が「腰椎椎間板ヘルニアの実体験」と題して発表した。
- 平成20年 12月5日 二戸師会創立50周年記念式典及び祝賀会を、県師会から下佐理事長、佐々木金男盛岡師会長出席の元、二戸パークホテルにて盛大に行われた。式典では、表彰が行われ、次の方々が受賞された。功労賞「山本孝一」氏、会長表彰「藤原清悦」氏、「藤原ヨシ」さん、「上沢初江」さん、以上4人です。

・二戸師会 歴代会長

| | |
|-------------|--------|
| 昭和33年～昭和49年 | 松田 惣次郎 |
| 昭和50年～昭和51年 | 加藤 敏勝 |
| 昭和52年～昭和53年 | 松田 惣次郎 |
| 昭和54年～昭和62年 | 加藤 敏勝 |
| 昭和63年～平成13年 | 山本 孝一 |
| 平成14年～ | 古館 吉弘 |

・二戸師会 規約

昭和33年 5月25日制定
 昭和39年10月18日改正
 平成 2年 4月24日改正
 平成10年 5月11日改正

第1章 総則

第1条 本会は、岩手二戸鍼灸按摩マッサージ指圧師会と言ひ、事務所を会長宅に置く

第2条 本会の会員は、二戸保健所管内に在住する有資格者をもって組織し、次の二種とする

- (1) 法人に賛同したるものを、正会員とする
- (2) 本会に賛同したるものを、準会員とする

第2章 目的および事業

第3条 本会は、会員の親睦と施業の向上発展をはかり、もって国民保健事業に寄与するを目的とする

第4条 本会は、第三条の目的達成のため次の事業をおこなう

- 1 施業の研究
- 2 大会の開催
- 3 公衆衛生思想の高揚および、国民保健の向上と治病を目的とする事業の実施
- 4 その他、必要なる事業

第3章 役員

第5条 本会は、次の役員を置く

会長一名、副会長一名、監事二名、理事若干名

第6条 役員は、すべて会員総会において選任する

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する

3 監事は、本会の会計経理および、皆無執行を監査する

4 理事は、理事会を校正し第11条に掲げる事項に当たる

第8条 本会に、顧問若干名おくことができる

2 顧問は、理事会において推薦し会長がこれを委嘱する

3 顧問は、本会役員の相談に応ずる

第9条 役員は、正当なる理由なくしてこれを辞することはできない

第10条 役員の任期は、二カ年とする

2 補欠によって選任した役員の任期は前任者の残任期間とする

3 役員は、任期完了後でも後任者が就任するまでその職務を行うものとする

4 公職にある故をもって顧問を委嘱せられたものは、その公職を離れた場合は顧問の資格を失う

第4章 会議

第11条 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成し次に掲げる事項を決定する

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 年度事業に関する事項
- (3) 諸規定の制定および改正に関する事項
- (4) その他、会長が附議した事項

2 会員総会に附議する事項はすべて理事会において、審議するを原則とする

第12条 理事会は、会長が招集しその議長となる

2 会長は、理事の3分の1以上または、監事の2分の1以上からその職務に関する附議事項を示して理事会の招集を請求されたときは、速やかにこれを招集しなければならない

3 理事会は、過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない

4 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に対して代理者にその権限を委任または、書面で議決に加わることができる

第13条 監事は、次の業務をおこなう

- (1) 理事の業務執行および、会計経理の監査に関する事項
- (2) 監査の結果不正を発見したときは、これを会長に報告するとともに会長に対して

総会の招集を請求することができる

第14条 会員総会は、毎年一回春期にこれを開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる

第15条 会員総会の議長は、会員総会において会員の中から選出する

第16条 会員総会に次に掲げる事項を決定する

- (1) 年度事業計画に関する事項
- (2) 年度予算および決算に関する事項
- (3) 会費その他、会員の負担となる事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他、議長が附議した事項

第17条 会員総会および理事会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは、議長がこれを決する

第5章 会計

第18条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる

第19条 本会の資産は、会長が管理する

2 資産のうち、現金は、理事会の議を経て銀行または郵便局に預け入れ保管する

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる

第6章 雑則

第21条 本会に次の、簿冊を置く

庶務、会計簿、会員名簿、その他、関係書類簿

第22条 本会の規約に違反または、会の運営を著しく妨げたる者に対して総会の名をもって除名する

第23条 本会会員にして功労のあった者に対し理事会の議を経てこれを表彰する

2 本会会員にして災害に罹災したときこれに対して見舞金を送ることができる

3 本会会員にして死亡したるときはこれに対して弔慰金を送る

第24条 本会の規約の変更は、総会の3分の2以上の同意を得て改正することができる

第25条 本会は、理事の4分の3以上の総意を得、会員総会の3分の2以上の同意を得て解散することができる

第26条 この会則は、平成10年5月11日より実施する

13. 定款、規定集

◆一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県八幡平市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、はり・きゅう・按摩マッサージ指圧に関する事業を通して、県民の健康の保持及び増進・治病、公衆衛生並びに保健福祉の向上に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)はり・きゅう・按摩マッサージ指圧の学術、技能の向上に関する事業
- (2)はり・きゅう・按摩マッサージ指圧の普及、啓発に関する事業
- (3)はり・きゅう・按摩マッサージ指圧による公衆衛生並びに社会福祉の向上に関する事業
- (4)国民の健康の保持及び増進への寄与に関する事業
- (5)会報の発行
- (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岩手県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1)正会員 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づくはり師、きゅう師又は按摩マッサージ指圧師の免許を有する者で、この法人の目的に賛同して入会したもの。
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、会員総会において会員であることを承認されたもの。
- (3)名誉会員 学識経験者又はこの法人に特別の功労のある者で、理事会で推薦されたもの。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団法人法」とする。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の入会申込書には、はり師、きゅう師又は按摩マッサージ指圧師の免許証の写しを添付しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員と賛助会員は、会員になった時及び毎年、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

2 定時会員総会は、毎年1回5月に開催する。

3 臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会を招集するには、会長は会員総会の日々の1週間前(招集するにあたって、一般社団法人法第38条第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は2週間前)までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、すべての正会員の同意がある場合であって、一般社団法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めていない場合には、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権

の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事12名以上18名以内

(2)監事2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち6名以上8名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事には、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第26条 この法人は、一般社団法人法第111条第1項に定める役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4)第26条の責任の免除

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

但し、監事が異議を述べた時は、その限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書

(5)貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑則

(委任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は佐々木実、業務執行理事は伊藤庸一・佐藤明・古舘吉弘・山本英典・佐藤茂・松下優子・袖林広正法・井口力とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

◆一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会 運営規定

この法人は「一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会定款(以下「定款」という)第10章第41条の委任にもとづいて本運営規定を定め実施する。

第1章 地域支部

(地域支部)

第1条 この法人は、会務の円滑な運営を図ると共に、この法人の事業がその地域の実状に即して適切に実施出来るようにするために、一定区域ごとに地域支部(以下「支部」という)を設ける。

2 各支部は、前項の目的を達成する他、支部の運営については各支部がそれぞれ別に定める。

(支部への入会義務)

第2条 この法人の会員は、当該地域の支部に入会しなければならない。

(支部長)

第3条 各支部はそれぞれの正会員の中から互選により支部長を選出する。

2 支部長は当該支部を統括し、所属支部員に対する会務の徹底をはかるとともに、会費の納入並びに支部会員の異動、事業の実施状況その他、必要な事項についてこの法人に連絡する任を負う。

第2章 会員

(高齢会員)

第4条 この法人の正会員のうち75歳以上の会員を高齢会員とする。

(家族会員)

第5条 正会員のうち生計を共にする同一家族内に2人以上の会員がある場合は、主たる会員以外の会員を家族会員とする。

(入会及び退会)

第6条 正会員として入会、退会及び再入会しようとする者は全て、その所属支部長を経由して所定の手続きをしなければならない。

(除名)

第7条 定款第3章第9条により除名する場合は、本人に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 会費

(納入)

第8条 会費は各支部長が一括の上、7月末日までに会計担当理事に納入しなければならない。

2 1度納入した会費は、年度途中の退会であっても返還しない。

(会費の減免や免除)

第9条 高齢会員と家族会員は本人が希望した場合、会費を半額とすることができる。ただし、高

齡会員の場合、75歳に達した翌年度からとする。

2 災害等その他の事由により被害を被った会員は、理事会、総会の決議を経て会費を減免または免除することができる。

(入会金)

第10条 定款第3章第7条の定めにより、入会しようとする者は各支部長を通して入会金を納入しなければならない。但し、次の場合、入会金を免除する。

1 退会后3年以内の再入会

2 免許取得後2年以内の入会

3 同業師会(公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会に所属する団体)からの転入

第4章 役員

(選任方法)

第11条 役員の選任は、次の方法による。

1 理事及び監事は総会において立候補または推薦により互選し、選任は定款第4章第17条3項の通りとする。

2 副会長は3名以内とし、理事の中から会長が任命し理事会の承認を得るものとする。

3 業務執行理事は理事の中から会長が任命し、理事会の承認を得るものとする。

4 各支部長は理事立候補者となる。

(役員の仕事)

第12条 会長はこの法人を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時・または会長が欠けた時はその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 業務執行理事は、第14条に掲げる部に所属し業務を執行する。

5 監事は定款第5章第22条の任務を行う。

第13条 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、総会の議決により解任することができる。ただし議決の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 組織

(各部の組織)

第14条 本会に次の部を置き、各部長がこれを統括する。

2 部長は業務執行理事の中から会長が任命する。

(1)総務部

ア 総会・理事会・その他各種会議の計画推進

イ 所属団体(公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、東北鍼灸マッサージ師会連合会)及び他団体との連携・調整

ウ 各支部及び会員との連絡

エ 各部の調整に関する事

オ 表彰に関する事

カ その他各部に属さない事項

(2)庶務部

- ア 諸官庁への届出に関する事
- イ 会議録、その他記録簿の整理保管
- ウ 会員の個人データの管理保管
- エ その他庶務部に属する事項

(3)財務部

- ア 会計経理に関する全ての事項
- イ 物品の購入及び管理保管
- ウ 財務に関する書類等の管理保管
- エ その他財務部に属する事項

(4)保険部

- ア 鍼灸按摩マッサージ指圧の各種保険取り扱いの啓蒙普及に関する事
- イ 保険取り扱いの指導に関する事
- ウ その他保険部に属する事項

(5)学術部

- ア 会員の学術及び資質の向上に関する事
- イ 鍼灸按摩マッサージ指圧の学術に関する調査研究
- ウ 学術大会、研修会及び講習会に関する事
- エ 学術に関する資料の収集及び配布に関する事
- オ その他学術部に属する事項

(6)広報部

- ア 会報の編集、発行、配布に関する事
- イ 会の広報、広告に関する事
- ウ ホームページの作成と管理
- エ その他広報部に属する事項

(7)事業部

- ア 記念式典や東鍼連大会等各種大会の企画運営
- イ 奉仕活動に関する事
- ウ その他事業部に属する事項

(8)組織強化部

- ア 会員の増強に関する事
- イ 慶弔に関する事
- ウ 会員の親睦に関する事
- エ 会員の福利厚生に関する事
- オ その他組織強化部に属する事項

2 会長及び副会長は、必要に応じて各部に所属し、部長を兼ねることができる。

(特別委員会)

第15条 この法人について必要がある時は、その対策を検討し、又はその事務を処理するため、臨時に特別委員会を設置する事が出来る。

2 特別委員会の委員は、執行部会において推薦し会長が委嘱する。

但し、その任期については特別定めない。

(顧問及び相談役)

第16条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、この法人に特に功労のあった者の中から、理事会において推薦し会長が委嘱する。但し、その任期については定めない。

3 顧問及び相談役は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じ、会務の運営に関して必要な助言を与える事が出来る。

第5章 会議

(理事会)

第17条 定時理事会は毎年度3回(3月、5月、10月)とする。

第18条 次のような場合、臨時理事会を開催することができる。

(1)会長が必要と認めた場合

(2)理事の要求があった場合

(3)会員の4分の1以上の要求があった場合

(執行部会)

第19条 会の運営を円滑にするため、総会、理事会に次ぐ決定機関として執行部会を置く。執行部会は、会長・副会長・業務執行理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第20条 この法人の事務を処理する為に事務局を置くことができる。

(事務職員)

第21条 事務局には事務職員又は、これに代わる臨時の事務職員を置くことができる。

2 事務職員は会長が任免する。

(事務職員等への手当支給)

第22条 前条第1項の事務員等に対しては、手当を支給する。

但し、その額については、総会の決するところによる。

第7章 旅費規定

(旅費の支給)

第23条 この法人の役員等が、会務を執行する為に要する旅費については、これを支給するものとする。日当や宿泊費等の額は総会において決める。

(旅費算定の基準)

第24条 前条の旅費は、役員会、その他、県内外の出張については、公共交通機関の旅客運賃に日当を加算した額を基準とし支払う。

(宿泊費の助成)

第25条 前条において、宿泊を伴う時は、その額を助成する。

第8章 慶弔規定

第26条 この法人に対して、特に功労があった者に対しては、理事会の議決を経て、これを表彰し又は、弔意を表すことができる。その額については理事会で決める。

第9章 雑則

第27条 この運営規定の改廃は、理事会及び総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。

[附則]

(施行期日)

この運営規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年5月10日改正。(「地域師会」を「地域支部」、「師会長」を「支部長」と変更。退会後3年以内の再入会者の入会金を免除する旨を加える)

3 平成29年5月7日改正(「同業師会からの転入に際しては入会金免除、業界歴合算とする」、「免許取得後2年以内の入会は、入会金免除とする」を加える)

4 令和元年5月12日改正(第10条の3に「又は重複入会」を加える)

◆一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 会費及び入会金規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会定款(以下「定款」という)第3章第7条に基づき定める。

(会費及び入会金の額)

第2条 年間会費は、正会員1万3千円、賛助会員3万円とする。但し高齢会員及び家族会員はその半額とする。

第3条 入会金は6千円とする。

(納入期限)

第5条 会費は毎年度7月31日までに、入会金は入会手続き書類とともに入会時に納入しなければならない。

(付則)

第6条 本規則は理事会の議決を経て会員総会の承認をもって改廃することが出来る。

第7条 本規則は平成25年4月1日より施行する。

2 平成27年5月10日改正 (賛助会員会費を2万円から3万円に変更)

3 令和元年5月12日改正 (正会員の年間会費を1万3千円に変更)

◆一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 慶弔規則

第1条 本会は次の基準により慶弔費を支給する。

(1) 会員が死亡した場合5千円

(2) 会長・副会長・業務執行理事が死亡した場合前項に加え弔電

(3) 結婚5千円(但し1回のみ)

(4) 他団体への祝儀金5千円

(5) その他理事会で認められた事項及び金額

(付則)

第2条 この規則は理事会の議決を経て会員総会の承認をもって改廃することが出来る。

第3条 本規則は平成25年4月1日より施行する。

2 平成26年5月11日、第1条の(1)の金額を3千円から5千円と改正。

◆一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 選挙管理規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会定款(以下定款という)第5章第20条の施行を円滑に行うために定める。

(公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会代議員及び補欠代議員の選出)

第2条 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会の代議員及び補欠代議員の選出については、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会の選挙管理規定に沿って行う。

(選挙管理委員の設置)

第3条 本会に選挙管理委員を置く。

第4条 選挙管理委員の定数は3名以内とし、理事又は監事が兼ねることはできない。

第5条 選挙管理委員の選出は、理事、監事の選任を行う前年度の定時総会において行い、任期は翌々年の定時総会前日までとする。再任は妨げない。

(選挙の方法)

第6条 選挙管理委員は選挙管理委員会を組織し、改選期の総会の2週間前までに理事、監事の立候補及び推薦を受け付け会員に公表する。

第7条 選挙期間は前条の公表の日から総会開催日前日までとし、公職選挙法に照らし行い、不正のあった者は当選しないものとする。

第8条 投票及び当選は、定款第17条3項の通りとする。

(付則)

第9条 本規則は理事会の議決を経て、会員総会の承認をもって改廃することができる。

第10条 本規則は平成27年5月10日より施行する。

◆一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 表彰規則

第1条 本会は次の基準により会員及び関係者や団体を表彰する。

(1)会長表彰

ア 会員歴25年以上で、各支部長が推薦する者。

イ 本部・支部役員を15年以上務め、会長が推薦する者。

ウ 特に会長が推薦する者。

(2)感謝状及び特別表彰

会員・会員外問わず本会に顕著な協力及び功労のあった個人や団体で、会長が推薦したもの。

2 過去に本会より同一表彰を受けたものは除く。

第2条 この規則は理事会の議決を経て、会員総会の承認をもって改廃することができる。

第3条 本規則は平成25年4月1日より施行する。

2 平成29年5月7日改正(「師会長」を「支部長」に変更)

◆一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 役員報酬 並びに事務所借受費旅費及び日当手当てに関する規則

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会定款(以下「定款」という)第5章第25条に基づき定める。

(役員報酬)

第2条 役員の年間報酬は次の通りとする。

(1) 会長3万円

(2) 副会長・業務執行理事1万円

(事務所借受費)

第3条 事務所借受料は年間2万円とする。

(旅費及び日当)

第4条 役員会、その他出張旅費については、公共交通機関料金を支払う。

第5条 前条において宿泊を伴う時は、一泊1万円とする。

第6条 日当は1日県内の場合1千円、県外の場合3千円とする。

(支給)

第7条 会計は役員報酬や事務所借受料については年度末に、旅費、日当・宿泊費については随時支払うものとする。

◆学生会員に関する申し合わせ

1. この申し合わせで示す「本法人」とは、「一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会」をいう。
2. 本法人に正会員・賛助会員とは別に学生会員を置く。
3. 学生会員は鍼師、灸師、あん摩・マッサージ・指圧師免許を取得するための学校及び施設に在学している者で、本法人の活動趣旨に賛同する者をいう。
4. 本法人学生会員の入会や退会は、メールアドレスの登録や削除をもって完了とし、入会金や会費は徴収しない。
5. 学生会員には、「県師会情報」の送信、各種行事への案内、会員施術所の見学、その他求めに応じた事柄を行う。
6. 学生間に生じたメール事故については、本法人は関与せず、その責任を負うことはしない。
7. この申し合わせは、理事会において改廃することができる。

(付則)

この申し合わせは、平成29年4月1日より施行する。

◆一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 災害支援マニュアル

平成30年4月1日 一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会

第1章 概要

1. 概要

一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会(以下「本会」という)は、本会活動地域に予想される災害に備え、その地域住民の生命や健康を守るために、会員が総力を挙げて医療支援活動やその他の支援活動をする。

2. 目的

災害発生時は、岩手県及び公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会(以下「全鍼師会」という)、東北鍼灸マッサージ師会連合会(以下「東鍼連」という)等と連携・協力して、災害の及ぼす健康被害を少なくするために、被災地域に対する支援活動を行うことを目的とする。

第2章 災害医療支援基本方針

災害発生直後の緊急医療支援には、各自治体・DMAT 等と連携を図り出動する。本会は、災害

支援鍼灸マッサージ師※1を派遣する。

その支援活動形態は、自己完結型※2を基本として活動する。

本会の要請で活動する場合、全国社会福祉協議会ボランティア活動保険に加入する。

※1「災害支援鍼灸マッサージ師」とは

岩手県及び他都道府県が被災を受けた時、本会が支援を決定し、個人の意思で避難所及び地域の緊急医療支援に派遣される鍼灸マッサージ師

※2「自己完結型」とは

指示待ちではなく、自主的に活動することを基本姿勢とし、個人レベルやチームにおいて支援活動の目的達成に必要な身支度や物資等を準備し任務を遂行する。

ただし、派遣にあたっては、本会が被災地の情報を収集し、支援活動に必要な物品等の提供・保険加入等の支援を行う。

第3章 災害支援のための連携

災害発生時は、多くの負傷者への医療及びその他の支援が緊急に必要なため、本会は岩手県及び全鍼師会、東鍼連並びに関係機関等との連携を図りながら、円滑な災害支援体制を構築するために、平常時から災害支援のための連携の理解をしておくことが必要である。

第4章 岩手県鍼灸マッサージ師会災害支援体制

1. 岩手県鍼灸マッサージ師会災害対策本部

(1)名称

本会に、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会災害対策本部(以下「災害対策本部」という)を置く。

(2)目的

災害対策本部は、災害の発生に関する情報収集および会員への伝達・対応等を行い、災害発生後は直ちに支援体制を発動し支援活動をするを目的とする。

(3)所在

災害対策本部は、原則として本会事務所に置くが、本会事務局が被災している場合は、代理施設を災害現地対策本部として設置する。

(4)災害対策本部の構成及び職務

あ。災害対策本部長1名

災害対策本部長の任は会長が当たり、災害対策本部の業務を総括する。(災害対策委員長が本部長に当たることもできる。)

い。災害対策副本部長1名

災害対策副本部長の任は災害対策委員長が当たり、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故ある場合にはその職務を代行する。(他本部は、災害対策委員で構成する。)

う。災害対策事務局長1名

災害対策事務局長の任は、総務部長が当たり、災害対策副本部長に事故ある場合はその職務を代行する。

また、対策本部の事務を執行する。

え。災害支援鍼灸マッサージ師随時

災害支援鍼灸マッサージ師は、災害対策本部の活動に積極的に協力する。

2. 災害対策本部の業務

災害対策本部は、全鍼師会災害対策本部、東鍼連災害対策本部、都道府県鍼灸マッサージ師会災害対策本部、岩手県内の行政機関等の関係機関と連携し、次の業務を行うものとする。

(1) 初期対応(災害発生直後)業務

- a. 情報の収集・分析・伝達
- b. 被災会員の把握と支援の検討及び災害鍼灸マッサージ師の派遣
- c. 医療支援活動の派遣準備
- d. DMAT と連携し被災地調査及びケア

(2) 支援体制時(後方支援時期)の業務

- a. 行政機関等の要請に対応した災害支援鍼灸マッサージ師の派遣
- b. 全鍼師会・東鍼連・都道府県鍼灸マッサージ師会への人材・その他の派遣・協力要請
- c. 被災地ボランティアセンターと協力し被災地への派遣コーディネート

(3) 中・長期対応における業務

被災地地域を中心とした健康調査・相談・継続施術等の支援活動

(4) 終了に関する業務

報告会の実施

3. 会議

(1) 災害対策本部の災害支援活動の協力及び、本会の医療支援活動への協力体制づくり等について協議するための災害対策会議を置く。

(2) 災害対策会議は災害対策委員会をもって構成し、必要に応じて会長が招集し開催する。

4. 事務局の活動

(1) 岩手県鍼灸マッサージ師会災害対策マニュアルの作成

(2) 災害支援金の取り扱い基準の作成

(3) 災害救援物資の調達

(4) 災害発生時、被災地の情報収集

(5) 自治体の鍼灸マッサージ担当部署(災害ボランティアセンター)からの連絡調整

(6) 災害支援鍼灸マッサージ師の活動に伴う保険加入手続き

(7) 災害支援鍼灸マッサージ師の活動に伴う活動経費等の支払い

(8) 見舞い電報の送信

(9) 災害支援鍼灸マッサージ師の募集・登録

(10) 災害支援鍼灸マッサージ師の活動に伴う物品の備蓄管理

(11) 災害支援活動後の報告書のまとめ・保管

(12) 災害支援鍼灸マッサージ師交流会の開催

(13) 災害支援鍼灸マッサージ師研修会の実施

(14) 災害支援鍼灸マッサージ師育成研修会の実施

(15) 災害関係図書・文献等の整備

(16) その他、災害対策に必要な整備

5. 岩手県鍼灸マッサージ師会の行う平常時活動

(1) 医療救護活動への協力体制づくり

災害時の対応には、多数の会員の協力が必要不可欠である。したがって、日頃から災害医療研修や地域防災訓練への参加などを企画し、災害支援鍼灸マッサージ師の育成に努めるとともに、

会員の意識高揚を図る。

また、災害医療支援に関する情報の伝達・交換をおこない、「災害時における支援連携」や「災害支援鍼灸マッサージ師の育成・登録・派遣」について、日頃より会員への周知を図るとともに、本会の鍼灸マッサージ師が災害発生時に支援できる内容を地域の人々に明らかにし、関係者に普及啓発しておく。

(2) 地域防災体制との連携

県市町村の防災組織や地域防災組織の現状を理解するため、県や市町村行政の防災担当者、医師会や薬剤師会、看護協会関係者、町内会の自主防災組織の防災対策担当者などの会合に出席するのが望ましい。

(3) 平常時からの防災活動の推進

本会は、年1回の研修会を実施し、災害支援鍼灸マッサージ師は研修会や市町村等の災害訓練に参加することにより、地域における鍼灸マッサージ師の役割を理解し、基礎知識・技術の習得に努める。また、専門職の役割を発揮するために、平常時から多くの関係者と連携を図る。

(4) 会員の意識啓発

会員及び災害支援鍼灸マッサージ師に防災訓練への参加及び被災地へのボランティア参加を推奨し、地域内の関係機関・団体との連携を持ち、鍼灸マッサージ師の役割を認識し活動をする。

(5) 災害救護活動への協力

- a. 岩手県が災害宣言を発令した時点で、本会は災害対策本部を設置する。その後、災害対策に関する指揮連絡は、すべて災害対策本部が行う。
- b. 各関係機関等の責任者と災害対策本部との連絡・調整を行う。
- c. 災害対策本部は、岩手県災害対策本部の要請に対応して、災害支援鍼灸マッサージ師の派遣準備・連絡網の確認・調整を図る。
- d. 災害対策本部は、岩手県災害対策本部から派遣要請があった場合、原則として災害支援鍼灸マッサージ師を派遣する。
- e. 県内での災害支援鍼灸マッサージ師派遣が困難な場合には、すみやかに全鍼師会・東鍼連に派遣を要請する。
- f. 市町村から災害対策本部に災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請があった場合、岩手県対策本部に報告し、その承認を得て要請に応じた災害支援鍼灸マッサージ師を派遣できるように努める。
- g. 本会から災害支援鍼灸マッサージ師として派遣された場合は、活動終了後すみやかに災害支援活動報告書を本会宛てに提出する。

第5章 災害対策研修

1. 研修目的

災害支援活動における鍼灸マッサージ師の特殊性を理解するとともに専門的知識・技術を習得し、被災地域のために活動できる実践能力を習得し、他者との協働、自立的な活動の重要性を認識する。

2. 災害対策研修

- (1) 災害支援鍼灸マッサージ師に登録するものは、基礎研修を受講すること。
- (2) 災害支援鍼灸マッサージ師は、他の機関の災害医療研修を受講するのが望ましい。
- (3) 災害発生に対し他県からの派遣協力を行うことによって、自県での災害発生に対する重要な

体験になるので積極的な派遣が望まれる。

第6章 災害支援鍼灸マッサージ師の申請等とその活動

災害医療支援活動には、鍼灸マッサージ師間の中長期的な連携が大切である。そのための「災害支援鍼灸マッサージ師」の育成をおこなう。

1. 申請

(1) 対象

- a. 本会会員で、本会主催の災害医療研修、または全日本鍼灸マッサージ師会の災害医療研修、もしくは他の機関の災害医療研修を受講していること。
- b. 経験年数3年以上であること。
- c. 勤務鍼灸マッサージ師の場合、所属長の承諾があること。
- d. 会長が特別の事情があると認めた場合。
- e. 被災地ボランティアセンターと協力の災害ボランティア経験者

(2) 方法

- a. 通年応募
- b. 個人会員は個別に応募する
- c. 勤務鍼灸マッサージ師の場合には、所属する施設を通して応募する。

2. 登録・変更・辞退

(1) 災害対策本部は、災害支援鍼灸マッサージ師の名簿を作成・管理する。

(2) 登録事項に変更が生じた場合は、災害支援鍼灸マッサージ師登録変更届を提出する。

(3) 災害支援鍼灸マッサージ師の登録を辞退する者は、災害支援鍼灸マッサージ師辞退届を提出する。

(4) 非会員となったときには、資格を喪失する。

3. 災害時の役割

(1) 被災地における鍼灸マッサージ支援活動

- a. 支援内容は、期間の経過に伴って被災地のニーズが変化していくので、自分の目でニーズを把握し、どんな支援活動が必要かを定める。
- b. 被災地のコーディネーター及び他のボランティアと連携・調整を行いながら支援活動を行う。
- c. 活動日、活動範囲、活動内容、休憩場所などの確認を行う。
- d. 活動日誌の記載及び、1日に1回は本会に安否確認を行う。
- e. 自身の心身の健康管理を行う。
- f. 後任者への引継ぎを行う。

(2) 平常時の役割

- a. 自己研鑽
- b. 会員への意識啓発(交流会等)

第7章 全鍼師会、東鍼連からの要請に基づく派遣

全鍼師会災害支援ネットワークにより派遣する。

東鍼連災害対策本部からの要請により派遣する。

第8章 災害医療に対する鍼灸医療支援体制

1. 本県が被災地となった場合

(1) 情報収集

- a.被害状況の把握
- b.災害対策本部・社会福祉協議会・その他関係機関等との連携
- c.DMAT との連携
- d.全鍼師会や東鍼連との連携

(2) 災害対策本部の設置ならびに指揮

- a.岩手県災害対策本部の設置に合わせ、本会会長(災害対策本部長)の指揮により、災害対策本部を設置する。災害対策委員長がその任に当たることができる。本県で災害対策本部を設置できない場合は、近隣県で災害対策本部を設けることができる。支援体制も同様に、近隣県で協力し合う。
- b.原則として本会事務局内に置く。ただし、本会事務所が被災している場合には、代理施設を災害現地対策本部として設置する。
- c.災害対策本部長は、事務局内の責任者を任命する。
- d.災害対策本部は、岩手県および全鍼師会・東鍼連と連携を図り、支援対策を立てる。
- e.全鍼師会の災害支援ネットワークに基づき、災害支援鍼灸マッサージ師派遣手続きをとる。

(3) 災害対策本部の役割

- a.災害対策本部長の役割
 - ・災害対策本部の業務を統括し、災害医療支援対策の審議・決定を行う。
 - ・各理事と連絡を取り、情報収集を行う。
 - ・岩手県災害対策本部との調整後、全鍼師会・東鍼連へ支援要請を行う。
- b.災害支援活動の報告
 - ・活動終了後、報告書を提出する。
 - ・岩手県災害対策本部から最終報告を受け、災害対策本部の解散を宣言する。
 - ・岩手県内関係機関及び全鍼師会・東鍼連と連携調整、情報提供、報告等を行う。

(4) 情報収集責任者の役割

本会理事と連携を図り、被災状況等の情報収集を行う。

- a.通信連絡方法の確認
- b.被災地に必要な災害支援鍼灸マッサージ師の人数把握および派遣期間
- c.被災地の必要物品の把握
- d.被災状況や災害支援に関する記録を残す。

2. 他県が被災地となった場合

(1) 情報収集・支援要請

- a.情報収集・支援要請の確認
- b.全鍼師会・東鍼連からの情報収集

(2) 災害対策本部の設置および指揮

- a.災害対策本部長は、全鍼師会・東鍼連の要請を受けて災害対策本部を設置し、支援体制をとる。
- b.災害対策本部長は、要請に基づき災害支援鍼灸マッサージ師の派遣ならびに支援を決定する。
- c.事務局内での責任者を任命する。
- d.本会内で連携を持ちながら、災害支援鍼灸マッサージ師が活動できるように役割を担う。

3. 災害支援鍼灸マッサージ師派遣に係る書類の提出

派遣前と派遣後に、それぞれの所定の様式(確認書・報告書)に記入し確認を取る。

第9章災害支援活動フローチャート

* 災害発生

全鍼師会・東鍼連→被災地情報収集

被災県師会→会員安否確認・全鍼師会・東鍼連報告

* 24時間以内

全鍼師会・東鍼連→災害対策本部設置

被災県師会→災害対策本部設置

ブロック師会→被災地情報収集、被災地情報把握、支援

全鍼師会・東鍼連→派遣体制の確立

被災県師会→派遣体制の確立

* 2日目以降

* 第1次支援鍼灸マッサージ師派遣準備

DMAT・JIMTEF 連絡、被災状況把握

行政機能確認

被災状況の確認、ライフライン状況確認

アクセス・宿泊・食事状況確認

* 第1次災害支援鍼灸マッサージ師派遣

全鍼師会・東鍼連と協力第1次派遣災害支援鍼灸マッサージ師決定、DMAT と協力

被災地活動、県災害医療班への登録、全鍼師会・東鍼連へ活動報告

HP 災害支援金窓口設置

HP ボランティア登録窓口設置

ボランティア参加者募集

災害支援鍼灸マッサージ師・会員・会員外ボランティア希望者は、全鍼師会申し込みフォームで

ボランティア登録・ボランティア保険加入

* 第2次災害鍼灸マッサージ師及びボランティア希望者派遣準備

ボランティア対象避難所確認

県・市町村の災害対策本部・ボラセンと連携

ボランティア対象避難所の決定

ボラセン責任者の確認

県師会にボランティア希望者連絡

ボラセン担当者と連絡、避難所への割り振り

ボランティア希望者への連絡

*「参加日時・ボランティア活動避難所・準備品・注意事項・交通網・現地連絡網・食事・宿泊・場所現地担当者などの連絡」

自己完結型の準備

* 自動車を出す場合高速道路通行申請(参加者が申し込む)

「被災地ボランティアセンターの証明書及び

参加者の市町村で証明書取得」

* 第2次災害ボランティア派遣

災害ボランティア受け入れ

ボランティア参加者は県師会災害対策本部の指示に従い、ボランティアセンターに向かう。
被災地ボランティアセンター窓口へ出向き受付を行う。

被災地ボランティアセンターの指示で避難所へ向かう、指示がないまま被災地に入らない
被災地状況・ボランティア状況を全国に発信

避難所

避難所責任者の指示で施術場所確認

施術準備後施術開始

施術終了

施術結果を避難所責任者・看護師に報告

ボランティアセンターに終了報告

カルテ・報告書を県対策本部に送付

「施術場所・トイレ・休憩場所・周囲の状況等の報告

県師会災害対策本部は報告を受け、次の施術者へ申し送り

カルテ・報告書のとりまとめ県師会の修了を受け HP にて終了の告知

ボランティア活動の修了

全鍼師会・東鍼連に報告

◆一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 危機管理基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会(以下「本会」という。)における危機管理及び危機対応に関する基本事項を定めることにより、本会が危機に迅速かつ的確に対応し、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。

(1) 鍼灸マッサージ師及び会員の安全確保を図るとともに、一般社団法人としての社会的な責任を果たすこと。

(2) 本会役職員等の生命及び身体の安全を確保するとともに、事業活動の継続を図ること。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「危機」とは、自然災害、感染症及び重大事故事件等の外部要因により、重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。

(2) 「危機管理」とは、危機による被害を回避又は最小限に抑制するために行う本会のリスクマネジメントをいう。

(3) 「危機対応」とは、危機発生時における本会の組織的対応をいう。

(基本方針)

第3条 本会における危機管理及び危機対応の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 危機の未然防止に努める。

(2) 生命及び身体の安全確保を最優先とする。

(3) 都道府県鍼灸マッサージ師会、地方自治体、災害関連諸団体等から必要な情報を収集す

る。

- (4) 対応可能な支援を行う。
- (5) 国及び地方公共団体等に対して政策提言を行う。
- (6) 本会の財産の保護に努める。
- (7) 事業の継続又は速やかな再開に努める。

(要領)

第4条 本会は、危機の原因別に危機管理及び危機対応に関する要領(以下「要領」という。)を公社全日本鍼灸マッサージ師会「災害派遣要領」や、本会「災害支援マニュアル」を基準とし行う。以後、危機管理に関する対策本部については、災害対策本部とする。

第2章 平常時の対応

(危機管理連絡会議「災害対策連絡会議」の設置等)

第5条 危機管理に関する重要事項を検討するため、危機管理連絡会議「災害対策連絡会議」を設置する。以後、危機管理に関する連絡会議は、災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)

2 連絡会議の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 議長は、会長をもって充て、連絡会議の業務を統括する。
- (2) 副議長は、災害対策委員長をもって充て、議長を補佐するとともに、議長が不在の場合にはその職務を代行する。
- (3) 連絡会議のメンバーは、災害対策委員会委員、及び議長が指名する者とする。なお、議長及び副議長が不在の場合の代行は、予め定められたところにより、災害対策委員会メンバーが執り行う。

3 連絡会議の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 想定される危機を洗い出し、評価のうえ優先すべき事項を明らかにする。
- (2) 想定される危機への対応を検討する。
- (3) 要領の策定及び見直しを行い、役職員に対して浸透させる。
- (4) 役職員等への教育、訓練を実施する。
- (5) その他議長が必要と認める事項を実施する。

4 連絡会議の庶務は、災害対策委員長及び本会執行部が担当する。

第3章 緊急事態の対応

(災害対策本部の設置等)

第6条 危機が発生した場合又はその発生が予想される場合には、会長は必要に応じて災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部は、招集後直ちに、出席可能な者により運営する。

3 災害対策本部の解散は、危機の状況に応じて本部長が決定する。

(災害対策本部の構成等)

第7条 災害対策本部の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長は、会長をもって充て、災害対策本部の業務を統括する。
- (2) 副本部長は、災害対策委員長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合にはその職務を代行する。
- (3) 災害対策本部のメンバーは、災害対策委員会及び本部長が指名する関係役職員をもって充てる。

(4) 災害対策本部の庶務は、災害対策委員長及び本会執行部が担当する。

2 災害対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 情報収集及び分析を行い、危機対応を決定する。

(2) 関係部署に指示・命令するとともに、必要な情報を提供する。

(3) 鍼灸マッサージ師、会員等に対して適切な情報を提供する。

(4) 関係機関との連絡調整を行う。

(5) 必要に応じた国民等への広報活動を実施する。

(6) 危機対応の経過等について理事会等に報告する。

(7) その他本部長が必要と認める事項を実施する。

3 前項各号に掲げる事項を円滑に処理するため、必要に応じて災害対策本部に班を設置する。

(役職員への指示及び命令)

第8条 災害対策本部は、危機対応に関して役職員に指示及び命令をすることができる。

2 災害対策本部から指示又は命令が出されたときは、役職員は当該指示又は命令を最優先として行動しなければならない。

(手続等に関する特例)

第9条 特に緊急性が高い危機においては、法令に反しない範囲において、災害対策本部は本会規則等により定められた所定の手続き等を省略することができる。

(危機対応の記録)

第10条 災害対策本部庶務担当は、危機対応の経過等を記録し、後日の分析及び評価等に活用する。

第4章 経費

(経費の至便)

第11条 本会危機管理事業に関する経費は、寄付金及び本会会計から支出し、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会及び、東北鍼灸マッサージ師会連合会の求めによる事業は、それぞれの会からの経費支援を受けることができる。

第5章 雑則

(緊急時連絡網の整備)

第12条 災害対策委員会は危機の発生に備えて最新の緊急時連絡網を整備し、役職員等に対して周知徹底しなければならない。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、理事会の決議により行われなければならない。

附 則

1 この基本規程は平成30年4月1日から施行する。

◆社団法人 岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会 定款(旧)

社団法人 岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会

創立60周年記念 平成13年4月1日作成

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人岩手県鍼灸按摩マッサージ指圧師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県盛岡市箱清水1丁目36番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、はり、きゅう、及びあん摩・マッサージ・指圧の振興発達、学術技能の向上並びに公衆衛生思想の昂揚を図り、もって広く国民の保健治病に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)はり、きゅう及びあん摩、マッサージ、指圧に関する振興発達並びに学術技能の向上を図るための講習会、研修会、研究会等の開催。

(2)公衆衛生思想の昂揚及び国民保健の向上と治病を目的とする事業の実施。

(3)会報の発行。

(4)その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

第二章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1)正会員

本県に在住するはり師、きゅう師、又は、あん摩・マッサージ・指圧師の資格を有するもので、この法人の目的に賛同して入会した個人、又は法人。

(2)名誉会員

この法人に功労のあったもの、又は学術経験者で総会において推薦されたもの。

(会費)

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員になろうとするものは、入会申込書に総会で別に定める入会金を添えて理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の入会申込書には、履歴書及びはり師、きゅう師、又はあん摩・マッサージ・指圧師の免許証の写しを添付しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとする時は、その旨を書面により、理事長に届けなければならない。

2 個人である会員が死亡し、又は法人である会員が解散した時ときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1)会費を、1年以上納入しないとき。

(2)この法人の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の場合において、会員を除名しようとする時は、総会の開催日の10日前までに、その会員に対し、その旨を文書で通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費、その他の抛出金品は返還しない。

第三章 役員

(種別及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事長 1人
- (2)副理事長 3人
- (3)理事 (理事長及び副理事長を含む。) 12人以上18人以内
- (4)監事 2人

2 役員は、総会において選任する。

3 理事は、互選により常務理事6人を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 常務理事は、常務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。

但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員に、役員として、ふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第四章 会議

(種別)

第15条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他、この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(開催)

第18条 通常総会は、毎年4月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認められた時、又は総会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(召集)

第19条 会議は理事長が召集する。

2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及び、その内容並びに開催の日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第21条 会議は、総会においては会員の、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員、又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規則の運用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事

録署名人2人以上が署名しなければならない。

第五章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第26条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第27条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第28条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1カ月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第29条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の同意を経、岩手県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決により解散する場合は、総会の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、岩手県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第七章 雑 則

(委任)

第32条 この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和54年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第17条第1項第1号及び同条第2項第2号並びに第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第29条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から昭和54年3月31日までとする。

◆社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会 運営規定(旧)

平成17年5月22日改正

この法人は「社団法人岩手県鍼灸按摩・マッサージ・指圧師会定款(以下「定款」という)第32条の委任にもとづいて本運営規定を定め実施する。

第一章 地域師会

(地域師会)

第1条 この法人は、会務の円滑な運営を図ると共に、この法人の事業がその地域の実状に即して適切に実施出来るようにするために、一定区域ごとに地域師会(以下「師会」という)を設ける。

2 各師会は、前項の目的を達成する他、各師会がそれぞれ別に定めるところにより、独自の事業を行うことができる。

(師会への入会義務)

第2条 この法人の会員は、当該区域の師会に入会しなければならない。

(師会長)

第3条 各師会には、師会長をおく。

2 師会長は当該師会を統括し、所属師会員に対する会務の徹底をはかるとともに、会費の納入並びに師会員の移動、事業の実施状況その他、必要な事項についてこの法人に連絡する任を負う。

第二章 会員

(高齢会員)

第4条 この法人の正会員のうち75才以上の会員を高齢会員とし、会費の減免等の特別措置を講ずることができる

(会費)

第5条 定款第6条の会費は総会において定め、前後の二期に分割して納入する事もできる。ただし生計を共にする同一家族内に2人以上の会員がある場合には、主たる会員以外の会員はこれを半額とし、前条の高齢会員については、高齢会員となった翌年度以降の会費を半額とすることができる。

2 会費は各師会長が一括の上、会計担当理事に納入しなければならない。

(入会金)

第6条 定款第7条第1項の入会金を20000円とする。

(入会及び退会の手続き)

第7条 正会員として入会及び退会しようとする者は全て、その所属師会長を経由して 所定の手続きをしなければならない。

第三章 役員

(選任方法)

第8条 役員を選任は、次の方法による。

1 理事長及び幹事(部内1名、部外1名)は理事会の推薦を受け総会で信任を得なければならない。

2 副理事長(3名以内)及び常務理事(6名以内)は理事長の推薦を受け総会で信任を得なければならない。

3 各師会長は総会の承認を得て理事となる。

(常務理事の事務分担)

第9条 常務理事は会務を円滑に処理するため、次の各部に分けてその事務を担当する。

[総務部]

- 1 総会、理事会、その他、各種会議の計画推進。
- 2 全鍼師会、その他、他団体との連携。
- 3 各師会及び会員との連絡。
- 4 会議録その他、記録簿の整理保管。
- 5 その他、各部に属さない事項。

[会計部]

- 1 会計、経理に関する全ての事項。
- 2 物品の購入及び管理保管。

[事業部]

- 1 会報の発行及びホームページの管理運用。
- 2 各種研修会及び研修会の開催。
- 3 組織拡大強化とその推進。
- 4 その他、この法人の事業に関する計画と推進。

[保険部]

- 1 鍼灸マッサージの保険取り扱いの対策と推進に関する事項。
- 2 理事長及び副理事長は必要に応じて各部に所属し、その推進にあたる事が出来る。

(顧問)

第10条 この法人に顧問を置くことが出来る。

2 顧問は、この法人に特に功労のあった者の中から、理事会において推薦し理事長が委嘱する。但し、その任期については定めない。

3 顧問は、この法人の重要事項について、理事長の諮問に応じ又は、会務の運営に関して必要な助言を与える事が出来る。

第四章 会議

(常務理事会)

第11条 常務理事会は、理事長・副理事長及び常務理事をもって構成し、必要に応じて理事長が召集する。

(特別委員会)

第12条 この法人において必要がある時は、その対策を検討し、又はその事務を処理するため、臨時に特別委員会を設置する事が出来る。

2 特別委員会の委員は、常務理事会において推薦し理事長が委嘱する。

但し、その任期については特別定めない。

第五章 事務局

(事務局の設置)

第13条 この法人の事務を処理する為に事務局を置く。

(事務職員)

第14条 事務局には事務職員又は、これに代わる臨時の事務職員を置く事が出来る。

2 事務職員は理事長が任免する。

(事務職員等への手当を支給)

第15条 前条第1項の事務職員等に対しては、手当を支給する。

但し、その額については、常務理事会の決するところによる。

第六章 旅費規定

(旅費の支給)

第16条 この法人の役員等が、会務を執行する為に要する旅費については、これを支給するものとする。

(旅費算定の基準)

第17条 前条の旅費は、次の基準によって算定した額により支払う。

1 役員会、その他、県内の出張については、鉄道又はバスの旅客運賃に日当1,000円を加算した額。

2 県外への出張については、鉄道又はバスの旅客運賃に各種料金及び、日当3,000円を加算した額。

(宿泊費の助成)

第18条 前条第2号の場合において、宿泊を伴う時は一泊10,000円として、その泊数を乗じた額を助成する。

第七章 慶弔規定

第19条 この法人に対して、特に功労があった者に対しては、理事長が必要と認めた場合、これを表彰し又は、弔意を表す事が出来る。

[附則]

1 この規定は、昭和54年5月13日から実施する。

2 この規定は、理事会において過半数の同意を得、総会の承認を受けなければ改廃する事が出来ない。

3 昭和62年 5月24日一部を改正する。(高齢会員の会費、旅費規定)

4 平成 2年 5月12日一部を改正する。(入会金)

5 平成 4年 5月24日一部を改正する。(青年部の創設)

6 平成12年 5月14日一部を改正する。(高齢会員の年齢)

7 平成17年 5月22日一部を改正する。(高齢会員の年齢、役員の選任方法、慶弔規定)及び一部条文の削除。(休会及び復会の手続)

◆岩手県鍼灸マッサージ保険協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、岩手県鍼灸マッサージ保険協会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅におく。

第2章 目的

(目的)

第3条 この会は、岩手県における鍼灸マッサージの労災保険取扱いを円滑に行うことを目的とする。

第3章 会員と経費の負担

(会の構成員)

第4条 この会の会員は、一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会(以下「鍼灸マッサージ師会」と言う)と、一般社団法人岩手県鍼灸師会(以下「鍼灸師会」と言う)に所属し、労災保険を取り扱う者、または取り扱おうとする者で構成し、入退会に際しては会長にその旨を届けるものとする。

(経費の負担)

第5条 この会の運営に生ずる費用は、鍼灸マッサージ師会と鍼灸師会とがそれぞれ協議により負担する。

第4章 役員

(役員の設定)

第6条 この会に、次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長若干名

(役員を選任と任期)

第7条 会長・副会長は、鍼灸マッサージ師会と鍼灸師会とで協議し選出し、任期は2年とし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第8条 会長はこの会を代表し、岩手県労働局労働基準部労災補償課との連絡や会員名簿の作成と保管、協議録の作成と保管、会員への情報提供等に当たる。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。

第5章 解散

(解散)

第9条 この会は、鍼灸マッサージ師会と鍼灸師会との協議により解散することができる。

附則

第10条 この会則は、鍼灸マッサージ師会と鍼灸師会とで協議し、会員の三分の二の賛成をもって改廃することができる。

第11条 この会則は、平成27年9月1日より施行する。

14. 編集後記

本会の会報が現存しているのは、第12号(1980年2月25日発行)からです。第37号(2005年3月1日発行)までの25年間分をパソコンにデータ化するよう佐々木実会長から依頼されたのが2018年でした。第38号以降はパソコンで編集されデータ化されてあるため、その後の会報は本会のホームページから閲覧できます。データ化の目的は、過去の会報のパソコン保存と80周年記念誌に掲載する資料収集のためでした。

平成30年(2018年)12月2日からデータ化を開始し、創立60周年記念号、創立50周年記念号、創立40周年記念号などを優先的に行いました。スキャナーをかけてワードに起こす作業と一語一句を確認することは一苦勞でしたが、古い資料をひもとくことで本会の歴史についても勉強になりました。

その後、平成31年(2019年)4月21日に開催された第1回執行部会議において、80周年記

念誌作成と掲載内容、編集人が決定され正式に準備に入りました。関係者から少しずつ各種資料やデータ収集を進め、本来なら令和3年(2021年)に記念式典と記念誌発行の予定でした。

しかし、令和2年末から世界中で爆発的に広がった新型コロナウイルス感染症の影響は予想以上でした。そのコロナ禍に翻弄され、令和3年度は各会議がリモート開催されたものの生涯研修会等は中止、創立80周年記念式典開催は令和4年5月まで延期され、記念誌発行も令和4年発行へずれ込む結果になるなど、約2年間、会の活動が停滞してしまいました。

この記念誌では、本会の歴史や活動のすべての記録を網羅しきれませんでした。できるだけ写真を多くして記憶に残るよう工夫しました。編集作業は、収集したデータと今まで保存していた写真や画像の貼付けと文章の割り付けなど予想以上に時間を要し、発行が遅れたことをお詫びいたします。

結びに、記念誌作成にご協力いただいた諸先輩、OB 会員、本会役員会員各位、そして印刷をお引き受けいただいた盛岡タイムス社に心から感謝申し上げます。

ここに、「創立80周年記念誌一道するべ」をお届けいたします。

令和4年10月吉日

創立80周年記念誌編集人 佐藤 明

一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会
創立80周年記念誌 「道するべ」

発行日：令和4年12月16日

発行者：一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会

〒028-7401 岩手県八幡平市西根寺田 13-108

電話・FAX 0195-77-2057

E-Mail : ms2001@aioros.ocn.ne.jp

<https://iwateken-harikyumasikai.jimdofree.com/>

発行人：佐々木 実

編集人：佐々木 実 佐藤 明

印刷：(株)盛岡タイムス社

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通3丁目9番33号

電話 019-653-3111 FAX 019-622-5119

KANAKEN

痛み・美肌・疲労回復に

Biomini II

—バイオミニII—

バイオミニ II

KE-562 価格 138,000円+消費税

(クラスII/特種) 保証番号: 226AFBZ00071000

- 定格電圧: DC5V、単三形乾電池4本、専用ACアダプタ UC83120520 (入力 AC100V)
- 定格消費電力: 0.2W
- 寸法: (高さ) 71mm × (幅) 223.5mm × (奥行) 124.6mm
- 重量: 290g
- 最大出力電流: 2mAms (1000 Ω 負荷時)
- 定格出力電圧: 12.8Vpp (1000 Ω 負荷時)
- 出力周波数: 0.27~333Hz
- パルス幅: 1ms~100ms
- 出力波形: パルス波
- 出力チャンネル数: 2チャンネル
- 治療時間: 15、20、30分
- 使用環境条件: 温度 10~40 $^{\circ}$ C、湿度 30~75%、気圧 700~1060hPa
- 安全装置: ゼロスタート方式、電源スイッチ、出力レベルDOWNスイッチ
- 適合規格: JIS T2029 2011

付属品 (消耗品) 別売品
 ① 絶縁導子 TRS-7000 ② ニコロアダプター (2個1箱)
 ③ オクトパスコード ④ 専用ACアダプター

4つのモードから選ぶ
簡単操作!!マイクロカレント
微弱電流

モード ごり

モード 痛み

モード 美肌 (再生)

モード 疲労 (リンパドレナージュ)

- ▶ 痛めた部位をメンテナンス。
- ▶ ごりや痛みはお肌の大敵。

- ▶ 傷ついた身体の修復。
- ▶ しみ・しわ・たるみ・くすみ肌を改善。

- ▶ 疲れ切った身体を回復。
- ▶ 疲れた体は美容の大敵。

痛みの治療に新しい提案

即効深部刺激、サーノスだけのPDMウェーブ搭載

KANAKEN

低周波治療器

SARNOS

—サーノス—

低周波治療器

SARNOS (サーノス)

KE-548 価格 850,000円+消費税

(クラスII/特種) 保証番号: 222ALBZ00038000

- 定格電圧: AC100V
- 電源周波数: 50/60Hz
- 電源入力: 100VA
- 最大出力電圧: 130Vpp \pm 20% (500 Ω 負荷時)
- 最大出力電流: 70 \pm 10mAms (500 Ω 負荷時)
- 出力周波数: 1.26kHz \pm 10%~1.74kHz \pm 10%、2.7kHz \pm 10%
- 出力波形: A、B
- 出力チャンネル数: 6
- 安全装置: ゼロスタート方式・ストップスイッチ・電源ヒューズ5A
- 本体の寸法: 幅330mm × 奥行351mm × 高さ226mm
- 本体の重量: 約5.2kg
- 治療の形式: クラスI機器
- 治療の程度: BF形装置部



表層部位から深層部位まで刺激をコントロール。
 新開発の「PDM波形」を搭載。



【付属品】
 電源コード……………1本
 アースコード……………1本
 2P-3P変換プラグ……………1個
 導子コード……………異径増設2本
 丸型/棒型導子……………異径各・異径6個
 マジックバンド……………長3本・短3本
 添付文書……………1部
 取扱説明書……………1部

ただいまデモンストレーションを実施中です。
 お気軽にお問い合わせください。

総発売元 株式会社 **カナケン**
 本社: 〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘2-17-39
 TEL_045-901-5471代 FAX_045-902-9262
 http://e-kenkou.jp/ E-mail info@kanaken.co.jp

大阪営業所: TEL_06-6935-3016代 FAX_06-6935-3017
 新潟営業所: TEL_025-286-0521代 FAX_025-286-8870
 福島営業所: TEL_024-961-7211代 FAX_024-961-7221
 仙台出張所: TEL_022-287-6273代 FAX_022-287-6218